

午前10時46分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
欠席届が出ています。まちづくり担当部長、家族看護のため13時まで欠席です。

では、本日の委員会運営について確認をさせていただきます。21日に引き続き、部所管の項目に関する総括質疑を行い、質疑終了後、当初予算案の意見発表を行い、続いて当初予算案を議案ごとに採決したいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

まず、子ども部の総括質疑に入ります。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。（発言する者あり）子ども部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。

のざわ委員。

○のざわ委員 すみません。それでは、駆け足で、早口で行かせていただきます。（発言する者あり）

1、給付奨学金各種会計予算151ページの10、令和7年度予算案の概要の112ページ、給付型奨学金のスタート時に利子のつく貸与型奨学金を借りている方への利子補給、給付型奨学金へ乗換えなどの不公平感をなくす資金は、この予算の中に入っておりますでしょうか。

○加藤子ども総務課長 来年度、令和7年度予算につきましては、貸与型給付金はこの予算には対象には含まれておりません。あくまでも給付型奨学金というふうになってございます。今後、貸与型奨学金につきましては、区民ニーズを踏まえるとともに、他の自治体の動向も踏まえながら研究のほうをしてまいりたいと思います。

以上です。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に行かせていただきます。子どもの手当関係のデジタルでの案内方法、子どもの子育ての関係の手当についてはかなりの数があるので、保護者が子どもの年齢別に分かりやすいよう案内ができるシステムはあるのでしょうか。よろしく願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 子どもの手当関係の件でございます。こちらのご案内につきましては、現状、区のホームページ、また子育て応援ガイドブックなどで周知しておりますけれども、また、子育てコーディネーターさんによる窓口での案内等を行っているところでございますけれども、ご質問の子どもの手当関係のデジタルによる案内、こちらにつきましては、現在のところ、やり切れていない状況となっております。利用者の方にとっては、こうしたサービスがあったら非常に便利なものであるというふうにも思っておりますので、頂きましたご要望につきましては、デジタル担当さんとも連携しながら、鋭意研究をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○のざわ委員 本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、私立保育園等保育補助につきましては、令和7年度、区立幼稚園の環境整備を図ることが無難必要であると思うが、私立保育園の環境もどのように拡充していくのでし

ようか。よろしくお願いいたします。

○湯浅子ども支援課長 令和7年度につきましても、区の加算給付につきましてもは増加ということで予算計上させていただきます。具体的には、基準外配置職員の単価、こちらのほうを現在の1,300円から1,800円に上げるということと、医療的ケア児の月額、こちらを50万円から100万円に上げるということで、質の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

○のざわ委員 どうもすみません。本当にありがとうございました。よろしくお願いいたします。すみません。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、子ども部所管の質疑はございますか。

○米田委員 病児・病後児保育について、簡単に伺わせていただきます。いいですか。

これ、来年度予算は4,949万3,000円となっています。これはほぼ委託費、運営費ということでよろしいですか。

○湯浅子ども支援課長 こちらにつきましては、病児・病後児の保育事業の委託料と、それから医療的ケア児の関係する経費も計上してございます。

○米田委員 昨年度、一昨年度からやっていただいて、これは決算のときでもやらせていただくとは思っているんですけど、現在の稼働率はどれぐらいかというのをお聞かせいただけますか。

○湯浅子ども支援課長 直近ですと、令和7年2月末ですけれども、延べ人数で、令和6年4月から2月まで201名ご利用いただいております。

○米田委員 ちょっと聞こえにくかったんですけど、8割から9割ぐらいの稼働率になっているということでよろしいですか。あと、当日のキャンセルも分かれば。

○湯浅子ども支援課長 大変失礼いたしました。稼働率でございますけれども、通常3名までという形で稼働はしておりますが、感染症ですとか、やはりそういった同室になれないような状況もございます。そういったところでは稼働率は7割程度かなというところを見込んでございます。

それから、すみませんが、キャンセルにつきましてはこちらのほうで統計は取ってございません。

○米田委員 来年度からも、ちょっとキャンセルの状況とかもしっかり把握していただきたいなと思います。キャンセルになった場合、当日埋まればいいですけど、埋まらないというのはよく聞こえます。その分、利益にならないというのも聞いています。ただ、国のほうではその分を補填するという状況も伺っております。病児保育の一番厳しいところは、キャンセルと稼働率が悪いときに利益率が上がらない。これが一番苦しいところだと聞いております。この辺のところ、区の補助も入っているんでしょうけど、来年度、東京都も国もさらに予算をつけていると聞いていますので、この辺のところをしっかりとバックアップしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○湯浅子ども支援課長 こちらの委託料なんですけれども、基本分という形で、実績にかかわらず支払う金額、こちらは一律、月にお支払いしてございます。それプラス、加算分といたしまして、実情に応じて支払う部分、こちらの合計額を毎月お支払いしているところ。一定のところにつきましては、運営が厳しくならないような形で補填のほうはで

きていると考えてございますが、さらにキャンセルに応じた分もこちらのほうで検討してまいりたいと考えてございます。

○米田委員 しっかり加算していただきたいなと思います。国も来年度、加算すると伺っておりますので、その分プラスアルファでやっていただきたいなと思っております。やっていただいたことには非常に感謝しております。ただ、以前からも言っていますが、神田地域からは非常に遠くて利用しづらい。または遠いがゆえに利用しないという状況を聞いております。簡単に誘致できないということは分かっておりますけど、しっかりもう1か所、もう1か所、2か所増やしていただく取組をしていただきたいんですけど、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 頂きましたご意見をしっかりと受け止めさせていただきまして、検討してまいります。ニーズ調査でもいろいろ高いご要望を頂いております。こういった施設型も始めまして、訪問型なども併せてこの病児保育の新設につきましても検討させていただきたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに、子ども部所管の質疑がござい——小野委員。

○小野委員 不登校防止プロジェクトについてお伺いいたします。今年度から、不登校防止というところでしっかり体制を整えてくださって、学校の中にはスペシャルサポートルームの設置ですとか、それから、スクールソーシャルワーカーの派遣などもしっかりやったださっているということは認識しております。ただ、やはりこうしたせっかくできた制度を利用するというのは、学校の自分の担任の先生との良好な関係ですとか、その辺りがあって初めて相談ができるというところにつながっていくとなると、そもそも担任の先生とあまり相談ができないというような保護者の方からは、そこも含めて相談がしにくい。また、はくちょう教室は非常にいいんだけど、そこへのハードルも非常に高いというようなお声も実際あるようです。となると、せっかく準備をしてくださったこういった対応というのが、使われないままですとか、または場合によってはあまり理解をされないまま、時だけが不登校のまま過ぎてしまうということも実態としてあるというふうに認識しております。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですけども、そうしたことを鑑みて、例えば学校に直接相談がしにくいというような保護者に対しては、また違う相談窓口を設けていくかどうか、そうした対応が必要ではないかなというふうに思いますけれども、その辺りの見解についてはいかがでしょうか。

○上原指導課長 ご質問ありがとうございます。そのような相談窓口、今お話しいただいたように、担任と、やはり連携の中でということが前提になりますが、それでも相談しづらいご家庭の方には、現在、いじめ悩み相談ホットラインというところを24時間体制で開設しております。ただ、その辺り、周知が十分ではないところもございますので、こういったところを活用していただきながら、常に相談いただいて、そうしますと、こちらの指導課のほうでも、その辺り、すぐ情報が入りまして、体制を整えることができますので、その辺りはちょっと周知徹底を図りたいと思います。

○小野委員 ぜひ周知をお願いします。

それから、今、フリースクールを活用される方もいらっしゃいます。ここも学校長の印鑑が必要ですか、学校にしっかりと相談をして、そこで学校側もそれを理解した上で、しっかりと事務的な対応ということを迅速に進めていただく必要があると思うんですが、残念ながら、そこが滞っているというような現状もあるようです。こうしたところについての認識というのがおありかどうかということをお伺いします。

○上原指導課長 フリースクールと学校との連携というところにおいては、やはりちょっと課題は感じております。本年度ですけど、令和6年度ですけども、区内にあるフリースクールとこちら指導課のほうで、連絡会を4回ほど開催させていただきました。令和7年度においてもその中で同様に開催いたしますが、併せてそこに校長会も参加していただく形で、さらに学校とフリースクール同士の連携がしっかりと深まるように、また、先ほどお話しいただきましたフリースクールにつながる流れだとか、そういったところもしっかり学校理解が含まれて、フリースクールとよりよい連携ができるようにというところで体制を整えてまいります。

○小野委員 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。学校に相談ができるというのが一番の理想ではあるんですけども、そうではない状況に陥っているご家庭というのもあると思いますので、子どもの学びというところを第一次に考えていくということも考えていただいて、ぜひその辺りの課題の対策に引き続き努めていただければと思います。

同様に、ソーシャルワーカーですか、その辺りへのつながりもあるかなと思います。担任の先生によっては迅速につなげてくださったり、また、担任の先生によってはなかなか躊躇されたりとかいうところもあると思います。相談窓口だとかその辺りでヒアリングをした上で、どういう対応が適切かということ、今後、もしかしたらもっと広がって、皆様方が相談しやすい体制ということが生まれるとは思いますが、今、デュアルスクールというような方策を取っている自治体もあるようです。おがちよなどで交流的なものも生まれていたりだとか、それから五城目への交流ということもあるんですけども、また、新たな学びの選択とか、それから地方との連携ということとか、いろんなメリットがあると言われているデュアルスクールなんですけれども、そういった情報というのはお持ちでしょうか。

○上原指導課長 まずデュアルスクールの前に、今、SSWとかSCとか、そういったところ、関係機関との連携というのは明らかにしっかりとやっていて、また、相談体制をしっかりとやっていきまして、子どもたちの居場所、また学びの連続性ということもしっかり確保していくよう努めてまいります。

また、次の質問、デュアルスクールについては、こちらとして直接的な地方のところとのやり取り等は現在ございませんが、地方のほうで、そういった、一つ、人口減少をとどめるとか、移住相談とかも含めているところもあるようですけれども、二重で学籍を持つような、そんな取組をしている自治体も、こちらとしては把握しているところでございます。なので、そちらには直接保護者の方がご相談申し上げて、そちらの教育委員会のほうからこちらの教育委員会にお問い合わせという形がほぼほぼ取られている状況ですので、そういったニーズ等がございましたら、その中で、お互いの教育委員会同士でその辺りをちょっと検討していければと思っております。

○小野委員 ありがとうございます。広くいろんなことをしっかりと調査して下さって

いるんだなということも認識しました。いろいろな学びの選択があるということと、それぞれのご事情というのがあって、非常に学校も対応が大変な部分があると思いますので、ぜひ教育委員会で主導をしていただいて、学校の現場には、やっぱり普通に通っているお子さんのところもしっかり目をかけていかなきゃいけない部分ってあると思いますので、ぜひともいろんないい形というものをしっかりと制度として取りまとめをしていただき、適切なところにつないでいくということを引き続きお願いしたいと思います。

○上原指導課長 ありがとうございます。全て子どものためというところですので、その視点を必ず整えまして、学校との連携、また、先ほど話した他自治体との連携も踏まえまして、あと関係機関との連携、そういったところでしっかり子どもたちのために尽力してまいりたいと思います。

○小野委員 以上です。ありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、子ども部所管の質疑はありますか。

○白川委員 いじめ問題について、一つだけお伺いいたします。委員会でも申しましたが、2013年のいじめ防止対策推進法、文科省が出したものですけれども、これはかなり問題があると思っています。もう小さいいざこざについてもいじめという名前をつけて、もうそれを報告するというような、かなり細かいことを教師に強いるということで、これは教師の負担があまりに大きいという。それだけの問題だけではなくて、普通にコミュニケーションのそごというのはよく起こるわけですね。ふざけて消しゴムを隠したと。それはふざけたつもりだったんだけど、消しゴムを隠されたと訴えた。いじめだ。みたいな話になってしまうと。

私、ちょっと、こういうのってちょっとがん細胞に似ていると思っているんですが、そういう一つ一つの小さな問題というのは確かにあるんですが、自然とコミュニケーションのそごというのは解消されていって、その中、たくさんそういうものが起こった中の一つがちょっと悪化していって、教室の体質の中で病原として大きくなっていくものがたまにあると。そういったものがちょっとがん細胞に似ているというふうに思うんですね。

がん細胞って大体自分の免疫で殺せるものですから、だから、あんまりコミュニケーションのそごレベルで干渉していくと、これは子どもたちの健全な育成にも邪魔になる。むしろ阻害されるというふうに思っております。ですから、私はこの2013年のいじめ対策防止推進法というのはかなり悪法であって、我々はそれに従わなければいけない立場なんですけれども、やっぱりそこはちょっとそういう弊害があるということ認識しながら対応していくべきだと思っております。長くなりました。いかがでしょうか。

○上原指導課長 ありがとうございます。子どもたちは様々な関わりの中で、今お話しいただきましたコミュニケーションのそご等も、またちょっと接触があったりと、少しトラブルがあったりというのは、日常的にそれがあるところです。それがいじめであるかそうでないかというところは置いておいて、子ども同士のいわゆる人間関係、関係性ですね、その辺りをしっかり構築していくところが大事かと思えます。

今、コミュニケーションのそごというところのお話がありましたが、コミュニケーションのそごがあるんであれば、どうやったらコミュニケーションがしっかり取れるんだろうとか、しっかり相手に思いを伝えられるんだろう、そういったことを学ばせていくのも学

校教育かというふうに思います。そういった全般を踏まえまして対策をしていくことが大事かというふうに思っております。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 ちょっとただいまの少し関連しますが、いじめとかそうした問題が起きたときに、まだ千代田区はオンブズマンが、結局、福祉オンブズマンのところに間借りしているようなやり方になっていて、初動で第三者機関が相談に乗ってくると、複雑化しないで済むという事例もかなり多いんじゃないかというふうに思うんですけど、その点のところについてどう研究されているか、ご答弁いただきます。

○岩佐委員長 ご答弁、いかがですか。休憩を取りますか。休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時09分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。指導課長。

○上原指導課長 ご質問ありがとうございます。第三者的なところとしまして、現在、学校というところで、健全育成サポートチームというのが別なところとございまして、その辺り、例えば弁護士と臨床心理士、学識経験者、警察、児童委員、青少年委員、生活といった、外部の方たちを入れて、健全育成サポートチームでいじめの対応等の相談等に直接乗るとか、また調査をかけるとか、そういったところを行っているところでございます。教育委員会として行っているところでは、その健全育成サポートチームの調査が第一というところで行っているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○入山委員 部活動推進についてお伺いします。令和5年度にも質問したんですけども、改めて質問させていただきます。区は国の運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を踏まえて、5年度より部活動の一部について、外部指導委託ということで試行的に始めてまいりましたが、5年度からですけども、今までの効果等々、どのようになっているでしょうか。

○上原指導課長 部活動の地域移行としまして、令和5年度から、改革推進期間として3年間行うところでございます。次年度も改革推進期間等を行っているところで、本年度、2年目が終了するところです。本区の場合、指導を希望する教員だとか部活動指導員、外部指導者等、あと外部委託の指導者、そういったところをハイブリッド的に行って、部活動の推進を図っているところです。

現在、それぞれ成果としましては、外部委託の指導者を入れているところについて、生徒、保護者、また教員にアンケートのほうを取らせていただきました。その中で、おおむね80%の生徒、保護者のほうから、好評というところで肯定的な意見を頂いております。教員に関しても、働き方改革が随分推進したというところで、これも合わせて80%ほどの評価を頂いているところでございます。

○入山委員 おおむね好評ということで、それはよかったと思うんですけども、今回、中学校が基本的な部活動についての対象だと思うんですけども、神田一橋中学校、麹町中学

校、九段中等教育学校ですけれども、こちらのほうは、部活数、人数、時間等は増えているということによろしいんでしょうか。予算を見ますとそうなんですけど。

○上原指導課長 部活動数につきましては、麴町中学校、神田一橋中学校、九段中等教育学校の前期課程含めまして、運動部については28部活動、文化部については23部活動あります。その中で、活動している生徒ですが、ほぼ合わせて90%近くの生徒が部活動に参加している状況であります。予算上、上げているところにつきましては、令和7年度において、外部委託の部活動数を令和6年度より引き上げるといって予算を上げさせていただいているところでございます。

○入山委員 かなりの費用がかかってはいるんですけども、それだけ費用、効果、率が上がっていると思うので、それはいいことかなと思っております。

さらに、ちょっと小学生についてはまた別だとは思うんですけども、小学生のほうの部活動については別の予算ということによろしいんでしょうか。

○上原指導課長 小学校においては、部活動という概念というのがなくて、クラブ活動として学校の教育課程の中に位置づけて行っているところでございます。そこで、教育課程に位置づいているところですので、教員が指導しているというところですので、一般的に学校運営の教材一般のほうで、そちらのほう、クラブ活動の消耗品等、そういったところが各学校で予算立てられているところかというふうに思います。

○入山委員 小学校はまた別ということなんですけども、中学校に入ってから、部活というものに対してなかなか入りづらいというのがあると思うんですけども、ぜひ小学校時代の部活というか、スポーツクラブからの中学校の部活というようなルートができると、もうちょっと稼働率も上がるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○上原指導課長 その辺り、例えば小学校6年生に対して各中学校が例えば体験的な活動を行うとか、そういった部活動体験を行うとか、そんなやり方も考えることができるかと思えます。それは中学校の受入れ体制等もありますので、お約束できるところではないんですけども、そのように小学校は興味関心を持って中学校の部活動に中学校1年生になったときに入れるような、そんな環境というところを、ちょっと校長会等とも相談しながら整えていければというふうに思っております。

○入山委員 最後ですけども、部活動をするのは大体放課後が多いかなと思うんですけども、前回もお話したんですけども、遊び場事業という意味では、部活動はもう放課後、時間を使って体を動かす、文化的なものをするという意味合いでは、遊び場事業には関わってくる問題なので、ぜひそこら辺も一緒に考えていただきたいと思っています。

○上原指導課長 先ほどお話ししたとおり、部活動に全ての生徒が参加しているわけではありません。強制できるものではないんですけども、遊び場事業というところもありますが、部活動というところにぜひ積極的に子どもたちが参加できるような、そんな魅力ある部活動運営だとか、また、生徒に促していくというところを含めて、部活動をより推進していければというふうに思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 以上で子ども部の総括質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時16分休憩

午前 11時20分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

保健福祉部の総括質疑に入ります。質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）
のざわ委員。

○のざわ委員 それでは、駆け足で。ネズミのご質問をさせていただきます。

重点対象地域に番町・麴町地区が入ってはおりませんが、この地区のご要望も多いです。令和7年度予算案の概要では、ネズミ対策は810万6,000円ですが、令和8年度、9年度は予算見込額が0円ですが、令和7年度でもネズミ駆除が完了しない場合は、そのときはどうするのでしょうか。それでもネズミ駆除をやめるのでしょうか。令和7年度予算45ページでは、ネズミ対策は2,566万円ですが、810万6,000円との違いは何なのでしょう。その他のいろいろなネズミ対策を考えていらっしゃるのでしょうか。令和7年度以降のネズミ対策も含めて、ご回答を何とぞよろしくお願い申し上げます。すみません。

○市川生活衛生課長 今回のネズミ対策でございますが、まず全体的な方針としまして、今回、3か年計画でもってネズミ対策を実施して、来年度は3年目となります。ただ、ネズミ対策につきましては、引き続きそれ以降についても実施するつもりで考えております。

また、予算額でございますが、予算額につきましては、生活衛生課での予算額と、あと住宅課におけますマンションのごみ置場対策の予算の合算で予算額が計上されているところでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。なかなか大変だと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。（発言する者あり）

○入山委員 はい。すみません。じゃあ、私のほうから質問させていただきます。

様々、地域、コミュニティ、町会、商店街、PTAなど組織がある中、環境美化活動等をやられていると思いますけども、地区課題として、秋葉原、神田や繁華街等々がある中、また、麴町、番町でマンションが多いということで、清掃活動をやられています。パトロールとか客引きをしながらの清掃、またアダプト活動などいろいろやっておりますけども、国と区が、道路がございまして、今、区道をどのように維持管理というのはして、考えがあるのか——環まちになってしまうのかな。

○岩佐委員長 休憩します。

午前 11時23分休憩

午前 11時24分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

もう一度、質疑からお願いします。

○入山委員 関連で。すみません。委員長、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。お願いします。

○入山委員 様々な地域コミュニティがある中、町会や商店街、PTAなどで環境美化活

動を行っていますけども、地区課題として、秋葉原や神田の各駅の繁華街等もございます。麹町、番町などマンションの多い居住地もあります。その中で、パトロールをしながらの清掃活動もありますし、アダプト活動もあります。また、ガム取りなどをやっております。区道として、今、維持管理をしておりますけども、この先どのような形の維持管理を考えていますでしょうか。

○千賀道路公園課長 現状の区道の清掃の状況でございますけども、大きくは基本的に車道を、ロードスイーパーといまして、歩車道が分離されているところに、そういう清掃車両を回してごみの清掃をする。そのほかに、透水性舗装というところがございますので、それは歩道等になりますけども、そういう洗浄を行ったり、あるいは緑地帯があるところでは、その緑地帯の周辺部を定期清掃を行ったりしているというところがございます。

○入山委員 いろいろ支援をしてくださっているということなんですけども、自分たちのまちをきれいにするというのは、自助、共助、公助と、防災と同じような意味合いであるかなと思ってはいるんです。人手の支援もそうなんですけども、清掃道具などの支援はされてはいるんですけども、もうちょっと専門的な支援をしていただきたいなというところがあるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○千賀道路公園課長 一般的にこういった、先ほど申し上げた清掃は委託業者等を通して行っておるところでございます。また、一部は局所的な美化対策、あるいは緊急的な清掃ということで、区の直営職員を使ってやっているところもございます。そうした中で、そうした局所的な部分、あるいは特別に地域のほうで清掃活動を進めたいというときは、場合によってはそういう職員等でそういう指導ですとか協力をするということもございます。

○入山委員 よろしくお願いたします。カラー舗装とかそういう舗装がもう本当に汚れるんですね。区道は区道で造ったまんま、そのまんま例えば清掃がなくなったりとか、れんががずれて高齢者がつまずいてしまうなど、結構あるんですけども、そこら辺の維持管理もしっかりしてほしいんですけども、お願いたします。

また、あと、今度、マンションのごみ集積所の環境整備についてですけども、こちら、10分の10、来年度、7年度予算についてはいますけども、こちらはマンションだけということでもよろしいのでしょうか。

○山内住宅課長 現在はマンションの予定でございます。

○入山委員 ネズミが出るのはマンションだけでなく、まちなかにも結構いるので、ぜひ商店街、もしくはほかの地区にもこのような予算をつけていただきたいんですけども、この下の、蓋つき容器でごみを出すように条例化に向けた検討というものもあるんですけども、これはまだ検討中なんだろうけども、どこまで検討を考えていますでしょうか。

○柳千代田清掃事務所長 今ご指摘の検討状況ということでございますけれども、ネズミの繁殖、やはり生ごみが一つの原因になっておるといことが分かってまいりましたので、生ごみ、その滞留時間を少しでも短くするため、またはネズミの餌とならないために、ちょっといろいろごみ出しルールについて検討してまいろうということで、現在、環境まちづくり部にPTをつくりまして、現場とよく精通している職員もPTのメンバーに加えさせてもらいまして、検討させていただいております。

○入山委員 もう少し踏み込んだ検討を望むところですけども、本当に困っている方が結構いらっしゃるの、早めに検討というか、どんどん進めていってほしいというところで

す。

あと、最後にもう一度、ちょっとマンションのほうのこのネズミ、蓋つきごみストッカーについてですけども、これはどれぐらいの個数、対象について個数を考えているでしょうか。

○山内住宅課長 今年度につきましては、今年度のこの事業につきましては、21か所程度を今考えているところでございます。

○岩佐委員長 21。

○入山委員 21か所。もうそれは決まっているんでしょうか、場所等々。

○山内住宅課長 4月になってからこちらのほうは募集をかける予定にしておりますので、まだどこのということでは決まっているということではございません。

○入山委員 分かりました。効果がちゃんと出るように進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

じゃあ、米田委員。

○米田委員 今の入山委員のところとかぶるんですけど、これ、調査して21か所を決めたわけではなかったんですか、大体。

○山内住宅課長 今まで相談等があったもので、マンションがどれぐらいかというところから数字のほうは出させていただいております。

○米田委員 よかったです。全然苦情がないところにそんな数字を出しても仕方がないんです。

これ、まだまだ理解されていない方が、結構、管理者の中でいらっしゃると思います。そういったところにどうやって周知していく予定ですか。

○山内住宅課長 分譲マンションにつきましては、マンションの管理組合等は把握してございますので、そちらにご案内を差し上げたりとか、もちろん広報等でも行いますし、あとは、今回、賃貸マンションも入れてございますので、そちらのほうにつきましては、管理会社等々含めて、いろいろご案内のほうはさせていただきたいと考えてございます。

○米田委員 大体、分譲マンションというのはごみ置場がしっかりされていて、問題ないところが多いです。課長もおっしゃったように、大体、苦情を私もよく受けるんですけど、ワンルームの賃貸マンションのごみ置場がよくなって、きれいになっていないかというのが多いです。そういうところに、ごみ箱、こういうのを、ストッカーを設置していくというのが僕は大事だと思っているんですけど、その辺の考えをお聞かせいただけますか。

○山内住宅課長 委員がおっしゃる内容もちろんでするので、そちらのほうは十分こちらも関係各所とも協力しながら設置のほうに努めて、美化のほうに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○米田委員 しっかり、クレームが来たときに、クレームの方からこういうマンションだというのはしっかりご指摘があると思いますので、そういったところをしっかりと網羅していただきたいと思います。ぜひともお願いしたいなと思います。

根本的なネズミ対策なんですけど、千代田区も様々やっていただいております。殺鼠剤を頂いたりシートを頂いたりして、一定程度の効果があります。ただ、今、ネズミのほうを上回っていて、それでも厳しいという声をたくさん頂きます。

中央区ではネズミ対策として、町会とか自治会とか団体限定ですけど、そういったところに補助金を出しております。駆除業者とか、あと講習とかをやっております。そういった大きな効果が出るそういう対策が私は必要だとも思っているんですけど、いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 中央区の事例については我々もよく調べているところではございます。ただ、今現在、千代田区で行っております重点対策につきましては、基本的に町会単位ではありますけれども、町会の方々に、まちの清掃活動から、ネズミがどこにいるかどうかというところを十分周知した上で、一緒に苦情対策を行うという事業を挙げておりまして、実際その対策を行ったところにつきましては、おおむねほぼネズミがいなくなったという事実も確認できております。

ただ、ネズミにつきましては、ネズミがいなくなっても、そこに餌ですとかネズミが住みやすい環境が残っていると、周りからほかのネズミがどうしても侵入してしまうというのがありますので、一度対策したら終わりということではなくて、全体的にネズミが住みにくくなるようなまちになるように、町会や何かと一緒に働きかけながら対策を進めて、ネズミがあまり目立たない程度に、抑えられるように努めていきたいと考えております。

○米田委員 最後にしますけど、それでも私のところに、まだ全然という声が上がっております。この講習会をやったところは、皆さん参加してくれるんで、皆さんの意識が高まると聞きました。今、課長がおっしゃったように、そのことでごみの出し方とかが変わってきた。で、町会全体で対策するようになって、いなくなったまでは言わないけど、かなり少なくなったと伺っております。そういったことは僕はこの講習の意味だと思えます。それによって駆除業者にしっかり入っていただいて、個人的になりますけど、そういったところを補助していただくと、ゼロになったというのも聞いております。その辺のところをしっかりと調査して、来年度、せつかく予算がついているんですから、やっていただきたいんですけど、いかがですか、最後。

○市川生活衛生課長 米田委員のおっしゃるとおりであると考えておりますので、来年度につきましては、今年度より重点対策が行える箇所について増やせるように、ちょっと予算額も増やしております。また、実際に町会単位で取り組む際には、町会の方々に講習を行いまして、こういうふうに対策を取ってほしいということを周知して実施しておりますので、そういった取組は今後も継続して行っていきたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

小林委員。

○小林副委員長 今までの議論の中では、いろいろ対策していただいておりまして、効果が上がっていると思いますけれども、そもそもネズミ対策としての、僕は生ごみ、事業系の生ごみ対策と表裏一体の関係にあるということところです。昨年12月に新聞報道でもありましたけれども、鍛冶町などで事業系のごみも含めて地域で対応して、効果が上がったという報道がされましたけれども、その際にも、現状の飲食店の事業系のごみ、これは鍛冶町だけじゃなくて、全て繁華街のあるところ、あと飲食店の多いところのごみ出しというのは、非常にやっぱり飲食店の生ごみ出しというのが、時間帯が合わないんで、生ごみが放置されることが多い。多いというか放置されてしまうんで、そこにネズミが来て、餌と

して食べてしまうと。それぞれの地域で対応してくれたところは非常にうまくいって、協力してくれているところがあると、ネズミはやっぱりいなくなるんですけど、やっぱり生ごみが出ているところはまた増えてくると。これは本当にたちごっこで、どうしようもないというところで、区長もご存じで、それについては今の現状の条例では対応できないんで、全区域を対象としたごみの蓋つき、蓋つきのごみ出しをするというんで、これは条例化していきたいという報道がございまして。昨年12月ですね。

今回、そういうチャレンジで改正をして根本のところまで迫っていくのか。ただ、非常に、先ほども議論がありましたけど、事業系のあるところとマンション系のところでは全然事情が違うので、ましてや蓋つきごみが、容器に蓋をつけるというのも既にやっていたことができなくなったり、置場がないとか、容器をしまえる場所ももちろんないし、蓋が閉まっても入らないのは蓋をしても意味がないとか、蓋が飛んでしまうとか、いろいろ問題があって進まなかったんですね。ただ、そのところを踏み込んで、条例化、改正して条例化するという、検討するという報道が昨年12月にあったんで、それを受けて、今回、予算で何かあるのかなと思ったら、全く何もない。

これについては、どこまで検討して、今年どのような方向性を出そうとしているのか。1回ここで整理してお答えいただきたい。

○柳千代田清掃事務所長 ご指摘ありがとうございます。まさにご指摘の事業系の飲食店から出る生ごみが、一番ネズミの繁殖につながっているというふうに認識しております。そういったところだけではなくて、今回ちょっと一步踏み込んだというところは、ご指摘のとおりで、今まさにこれから検討するところとございまして、先ほども答弁させていただきましたが、環境まちづくり部のほかに、清掃のほう、現場を担当している職員も含めて、現場をよく知っている人の意見も聞きながら、こういった形ができるのかということをもまさにこれから検討してまいろうかと考えておるところとございまして。

ご指摘のとおり、容器出しをするということは、回収後、容器を片づけなければならないですとか、容器もそれなりに洗浄してきれいに保たなきゃならないと、一定の負担も生じてくるわけですので、そういったところをどういうふうな形でお願ひできるのか。それをどの範囲でお願ひできるのか。その辺、またメリット、デメリットもあろうかと思ひますので、そういったところもきちんと整理した上でまとめたところを、広く区民の方々のご意見、または専門、有識者の審議会も清掃事務所にございますので、意見を賜って進めてまいりたいと。次年度中に一定のまとめをさせていただければなと思ひております。

○小林副委員長 今のご答弁では、これ、僕が今聞いたのは、蓋つき容器、問題がありますでしょ。蓋つきを検討してくれるようになるけど、そういう方法がいいのか、基本的に。今、その容器が駄目だったから袋にしたんですね。袋で出すと。その袋の出し方が悪いですよ。袋で出すごみの出し方が悪いから、それを時間帯に出してくれない。もしくは回収する時間もあるのかもしれないけど、それも検討しなくちゃいけないんだけど。本当に容器を使わないのであれば、生ごみについては今検討されていると思うんだけど、忌避剤入りのポリ袋にするとか、そういうポリ袋、少々ネズミがかじれないような、かじらないようなポリ袋を作って、生ごみはこのポリ袋で出してもらいたいとするのか。

どこかの自治体が、ごみ袋を特別のごみ袋にしたら、それを供給できなくて、どこか買い占めちゃう人がいたり、そんなこともあったようなんですけど、どっちで対応するかも

大切なんですよ。僕は基本的に、容器で蓋をつけるというのは現実性がないんですね。いろいろな今のまちの状況を見ると。場所がありません。もう既にできちゃっているところにも、条例で強制すれば置けなくなるし、やっているところとやっていないところ、やっているところはちゃんとやってくれている。やっていないところは全然できない。それじゃ条例にならないんですよ。条例というのは全部やってもらう。そうすると、その容器がいいのかどうかも検討してほしいんです。

もしくは生ごみについては特別な袋を、ちょっと有料になるのかもしれないけど、その辺は区もその袋を使うことに対する補助を出しながらでも、生ごみについてはこの袋を使ってもらいたいような検討もしていただくようなことをしていかないと、これは幾ら検討しても進まないんですよ、容器で検討していたら。

その辺も含めて、昨年12月に、条例化していった条例を改正していきたいという気持ちがあるんだったら、その辺の現実性とのことを、先ほど審議委員もいると言ったんですけど、早急に方向を出していかないと、ネズミ対策にならないんで、ネズミ自体は都心ではもう、繁華街はもうまた増えています、驚くほど。これがまたネズミの問題だけじゃなくなっちゃうんで、その辺も含めてご検討いただきたいと思いますけど、いかがですか。
○柳千代田清掃事務所長 ご指摘ありがとうございます。今、様々にお話しいただいた中で、ネズミの嫌う臭い、忌避ごみ袋というものもございまして、一昨年、鍛冶町の統一ルールで試行している中では、忌避ごみ袋を開発した業者さんからの提供を受けまして、今まさに試験中ございまして、その成果がもしよければ、そういった形もぜひ含めた形で総合的に検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、この保健福祉部の所管の質疑はありますか。

○小野委員 バリアフリーマップについてお伺いします。こちらは分科会で富山委員が質疑をしている項目なんですけれども、ちょっと改めてお伺いしたいと思います。

この行政として、バリアフリーマップが必要とされる、バリアフリーマップがあったら助かると思っていらっしゃる対象者は、どんな方を想定されているんでしょうか。

○窪田福祉総務課長 バリアフリーマップを必要とされている方々ということでございますが、例えば高齢者の方でございますとか、障害者の方、また子育て中でベビーカーを押されているような方ということが対象かと存じます。

○小野委員 分かりました。ありがとうございます。今、障害のある方に限らず、いろいろなバリアフリーの情報が必要な方というところでご答弁を頂きました。同時に、このマップというのは、当然その地域に詳しい人、詳しくない人といらっしゃると思うんですけども、マップを特に必要とされる方というのは、意外と訪れた方というところにも対象が行くんじゃないかなと思います。

そうなったときに、紙の便利さとか、それから分科会でも質疑がありましたとおり、もうちょっとこうだったらいいのになとかいうようなお声というのをもう少し反映できると、さらによくなるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、区が直接作成をしているわけではないというところですので、どこまでリクエストができるかというところは私も定かではないんですが、実際にリクエストをされたことはあるんでしょうか。例えば見直しをされるときに、こういうところをもっとこんなふうにしてほしいとかいう

ような、そういうリクエストですね。ここはいかがですか。

○窪田福祉総務課長 毎年度更新をさせていただいております、その都度、例えば見え方、ユニバーサルデザインのフォントにさせていただきたいですとか、カラーユニバーサルのもにさせていただきたいというような、ご相談の中でさせていただいているところはございます。

○小野委員 分かりました。どちらかという、マイナーチェンジ的なところのリクエストなのかなというふうに受け止めました。時代も変わってきていて、今、DXというところで、多分、課長をはじめ保健福祉の中でも、きっといろんなバリアフリーマップ、例えばデジタルだとか、日々更新されているようなものとかいうところもあるんだということは知っていらっしゃるかなと思うんですけど、その辺りの情報についてはいかがですか。

○窪田福祉総務課長 紙ベースだけでなく、デジタルの情報が重要だということは、保健福祉の分野でも委員がおっしゃるとおりかと考えてございます。こちらのバリアフリーマップにつきましては、作成をさせていただいている団体さんのホームページから、グーグルマップと連携した形での閲覧はできるというような形に現状なっております。

○小野委員 そうですね。グーグルマップと連携しているということも存じ上げています。これ、例えば区境とか、その辺りについてはどのようなデータの表示になるのでしょうか。

○窪田福祉総務課長 こちらのバリアフリーマップはエリアごとになってございまして、例えば神田、秋葉原のエリアですとか、御茶ノ水や九段下のエリアといったような、エリアを限定した形でのマップとなっております。

○小野委員 ということは、やはり紙と同じようなものがデータ上に出てくるのかなというふうに理解をしております。

訪れる方が必要な情報というのは、ピンポイントでその地域の情報が欲しいという方もいらっしゃるので、当然、紙だとか、その地域に限定したデジタルの情報ということも重宝されることがあると思うんですけど、やっぱり移動をするということを考えていくと、そうすると、どこからどこまでがそのエリアでとか、区境でとか、やっぱりその辺って非常に不便にむしろなっていく可能性というのがあると思うんですよね。そうなってくると、エリアごとのよさもあると思うんですけども、例えば東京に旅行に来た方が、今日は皇居から銀座に行きますとなったときに、どういうふうなルートがバリアフリーとして一番いいのかなとか、そういうことも考えていかなきゃいけないというときに、今後ユニバーサルの視点というところで情報提供するというのでは、いろんな方法というのを考えていかなきゃいけないと思うんですけども、その辺についてのご見解はいかがでしょう。

○窪田福祉総務課長 委員おっしゃるとおり、エリアに区切った情報だけでなく、広域的な情報が必要な場合があるというのは、おっしゃるとおりかと思っております。今現状はこういったエリアでのご提供になっているんですけども、今後こういったことができるかというのは、様々、他自治体の例も含めて研究が必要かなというふうに考えてございます。

○小野委員 移動って正直毎日のことなので、もっと言うと、例えば行ってみたら道路工事をやっていたとか、そういうので、もともと手元にある情報と違って、かえって道に迷ってしまうというようなご意見もあると思うんですよね。そうなっていくと、どういうア

プリが世の中であって、その辺りの情報がタイムリーに反映されているものって何なのかとなると、区が独自で作るというのはちょっと違うんじゃないかなとは思いますが、広く考えていく必要があると思うので、研究というのがどのレベルでの研究のことを指しているのかは分からないんですけども、やっぱり不便な方が少しでも便利に移動できるというところで、そうした当事者目線というところで取り組んでいく必要があると思うんですけども、その辺について、もう一度ご見解をお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○窪田福祉総務課長 様々な民間のアプリですとか、そういったものがあることは承知しております。バリアフリーの情報が必要な方は多くいらっしゃるって、そういった方々への情報提供が必要ということも十分認識しているところでございますので、そういった視点を十分に考えながら、今後の研究は進めていってまいりたいと考えてございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。はい。ありがとうございます。

ほかに、保健福祉部所管の質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

富山委員。

○富山委員 すみません。先ほどのバリアフリーマップについて、関連なんですけれども、今ご答弁にあったように、今作成されているバリアフリーマップをGoogleマップに反映されている部分もあるんですけど、それはもう車椅子を使われる方の段差があるかないかや、階段があるかないか程度のもので、それ以外、収集されているもの、今バリアフリーマップに丁寧に毎年追加していただいているような情報は全く載ってなくて、それはかなりもう見づらい状況になっていると言ってしまうと思うんです。そういった部分も加味して、今後は本当に使われる方が日常生活で使いやすいような形にアップデートしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○窪田福祉総務課長 今、委員からご指摘を頂きました現行のバリアフリーマップのデータで見える部分なんですけれども、段差でありますとか、そういったところ以外も、例えばお手洗いとかベビーチェアのある場所ですとか、そういったところも含めて情報はお載せしているんですけども、委員おっしゃるとおり、分かりづらい点はあるのかなと思いますので、そういったところは団体さんと相談をしながら進めてまいりたいと存じます。

○富山委員 お願いします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、保健福祉部の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですか。ありがとうございます。

以上で、保健福祉部の総括質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

欠席届が出ています。神保町出張所長、神田公園出張所長、和泉橋出張所長、会議出席のため、午後4時から午後7時まで欠席とのことです。

地域振興部の総括質疑に入ります。質疑を受けます。

○桜井委員 私は予算書の235ページ、旧箱根千代田荘の解体、2,400万円と予算がついております。このことについて資料請求をさせていただきましたので、質問をさせていただきます。

今回、この箱根千代田荘の活用については、もう随分長い時間を費やして議会でも執行機関でも議論をしまいいりました。資料請求をした一番最後のところにも、執行機関のほうからの報告、そして議会への報告ということで、令和6年の去年の11月5日のときには、区長と副区長、関係部のレクということで、既存の建物の活用による検討を終了するという事になりました。既存の建物の活用に対する検討を終了する。同じ11月29日に常任委員会のほうに報告を頂いて、企画総務委員会の旧箱根千代田荘の現行建物活用検討の終了についてということで、委員会のほうにまで報告を頂いているということでございます。その翌月、6年12月には、庁内での活用についての需要の調査をされたところ、既存施設の活用希望部署がなしということが書かれております。さらに、区有地活用検討会、首脳会議において、今後の取扱いについて話し合いが持たれたということでございます。

私は長い間、この箱根の千代田荘も利用したことも随分ありましたし、また、区民の声も聞いておりますので、このような形で、現行の建物についての活用はなしと、庁内からも活用する部署もないというような意見が出てきたということについては、大変残念だと、寂しい思いをいたしました、この件については、恐らく執行機関の方も恐らく同じ思いを持っていただいたんではないかと思っておりますけども、その上で今日は質問をいたします。

というのは、箱根千代田荘をはじめ千代田区には様々な施設がございました。区長もまだご存じでない、就任される前の都議でございましたから、ご存じない施設というものもたくさんありましたので、ちょっとそここのところについての、まず区の見解を実は聞きたいと思っています。千代田区には、例えば鎌倉学園、鎌倉学園ですね。あと保田の臨海学園、日野市にあった七生自然学園、孺恋に至っては維持費が大変だということで、孺恋村に無償譲渡しております。このような多くの施設が売却または閉鎖されてしまったということでございます。

鎌倉学園については多くの区民の方が利用いたしました。私も小学校の頃にそこにも何度も行きましたし、また、お体が弱い方が鎌倉学園を使って、空気のいい、鎌倉の一等地ですよ。駅からも近い、海からも近い、材木座のとてもいい場所。今あそこを買おうと思ったって絶対買えないですよ。あそここのところを売っちゃったわけです。非常にこの鎌倉学園にしても、区民の方に聞くと、売却を惜しむ声が非常に今も多いんです。区民にはそういう声が非常に多いんです。

ということの中で、今回、箱根の千代田荘の話をお伺いしたいと思っておりますけども、まずは区として、こういう施設に対する区民の思い、売却をしてしまったということで、今はもう取り返しがつかないわけですけど、これらの施設に対する区民の思いについて、区はどのように受け止めて、承知をしていらっしゃるのか。聞かせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 現在私どものほうで旧箱根千代田荘のほうを担当させていただいております。今、桜井委員からご例示を頂きましたそれぞれの施設、いずれもその成り立ちですとか時の積み重ねの中で、区民の皆様にとって非常に思い入れのある大切な

ものであったんだろうというふうに認識してございます。そうした中でも、いずれの施設につきましても、その時々々の社会情勢ですとか区を取り巻く状況を踏まえ、その都度判断してきたものというふうに受け止めてございます。

○桜井委員 大変残念なんだけど、結果的には残念なんだけど、そのときそのときではご議論いただいてきたということでございますよね。特に箱根千代田荘については貴重な施設の一つであって、手放したらもう二度と戻ってこないです。私も友人が、箱根の強羅を含めた不動産業をしている男がいるんですけども、ぜひ売ってほしいと盛んに言っていますね。もうあそこは強羅の駅から歩いて行ける。ケーブルカーに乗ってどこかに行くとかいうほかの区の保養所と違って、非常にいい場所なんだということで、二度と手に入らないよということをよく言われます。

箱根については、ご承知のとおりですけども、昭和34年の箱根の仙石荘というのがあったんです、一番最初に。仙石荘を皮切りに、昭和44年に箱根の千代田荘が開設された。さらに平成11年に全面改装されて、その頃辺りからは我々もよくよく頻繁に行くようになりました。全面改装されて、その後、平成18年から運営を民営化して、箱根富士屋ホテルが運営することになったんです。千代田荘は強羅の駅から徒歩で十数分という便利な位置にあることから、都心からも交通の便がよいこともあって、区民には人気のスポットだったと。広く親しみのある施設として愛され続けてきたわけですけども、その後、区は平成26年に有償貸付けの方針に基づいて事業者の選定を進めた結果、当時の運営業者であった箱根富士屋ホテルは辞退された。で、事業者の決定には至らず、平成27年7月から休館して、翌28年3月からは施設閉鎖という状況が今も続いているわけです。

それからいろいろな議論がありました。箱根千代田荘のある場所は駅から近いこともあって、同業者からの引き合いも高いと聞いていますけども、まずはこの地域における情報は、執行機関として何か得ているものがあるんでしょうか。貴重な場所であるという認識はありますか。いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご指摘いただきましたように、まずこの場所、今おっしゃっていたように、箱根町、仙石原に、区の保養施設第1号ということで、仙石荘を昭和34年9月に開設してございます。また、昭和44年8月に今の箱根千代田荘の場所に統合して、現在の場所に設置されたという経緯がございまして。

この場所、土地、敷地についてでございますが、当時、区内で事業を営んでいる方の土地であったというふうに記録がございまして。その方々のご理解、ご協力の下に区が取得したというものでございます。また、さきの調査においてなんですが、立地やアクセスのよさというものを挙げる事業者もいらっしゃるということでございまして、非常に恵まれた環境であるということは認識してございます。

○桜井委員 安心しました。

それで、そういうところだったんですけども、当時の区長である石川区長とこの件についてはよく議論して、対立いたしました。そういう貴重な土地であったわけですけども、そのときに石川区長がおっしゃっていたのは、箱根千代田荘は貸与を継続するか廃止することが望ましいという判断をなされたわけでございます。石川区長は保養所施設を提供する必要が薄れていると。区民の利用率の低さに比べて財政負担が大きくて、また、施設の老朽化に伴う財政負担の増加が懸念されるとの認識から、箱根千代田荘は貸与を継続する

か廃止することが望ましいという判断をされています。

私は、保養所という性格上を考えると、やはり健全な経営という下に、利益を主として追求する施設ではないと私はかねがね思っています。もちろんそれは大赤字は困るけども、努力をきちっとした中で区民福祉の満足をどのように提供できるかというのが保養所の使命であって、もう、当時の区長、石川さんと話をするときは、利益のことばっかしだったんですけども、そここのところは考え方が私は当時の石川さんとは全く違っていた。やはり保養所というところについては、やっぱりそういう区民の福祉の向上、福祉を提供するという上において、何ができるのかということをややはり考えていくべきだと私は思っております。そこら辺は今の体制ではどのように思っているのか。また、利用率の改善だとか向上がどのように図られてきたのか。お答えできるものがあれば教えていただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘いただきました旧箱根千代田荘につきましては、平成11年に改築、竣工した後に、平成17年に民営化による効率化と、借受け事業者による様々な工夫を行ってきたというふうに記憶しております。地元にあるホテル事業者とのタイアップですとか、ゴルフパックを行ったというようなことを記憶しております。そういったようなことにより、運営を継続してきたというふうに認識しております。

一方、宿泊者数ですが、それぞれの年で多少の増減はあったものの、また一定の水準は保っていたんですけども、やはり人件費ですとか光熱水費、そういったものをはじめといたしまして、諸経費の増加などによりまして、どうしても収支でマイナスという状況が続いておりました。赤字が累積していたという状況でございます。

こうした中、区民の福祉の観点というところは当然ありながらも、平成23年度からの保養施設の在り方に関する検討、それから平成25年のホテル経営の専門家の方々による提言等を経た後に、平成27年、民営化方式の第3期目募集に当たって、有償貸付けということで公募をかけましたところ、応募者は1法人ありましたが、そちらが辞退されたということがございました。また、その直後に箱根山の噴火への警戒というものが伴いまして、休館させていただきましたが、その後の時期、運営事業者がいらっしゃらないということで、平成28年3月末に閉鎖となったという次第でございます。

○桜井委員 悪いことが重なったこともあったのかもしれませんが、それはあったのかもかもしれない。

で、区の考えに対して、我々議会としても、皆さんご存じのとおり、決議を出しましたよね。本区議会としては、区に対し、区民利用者や団体の意見を十分に把握しながら、この立地条件に恵まれた区民のかけがえのない貴重な財産である千代田荘を安易に廃止し売却することなく、早急に運営方法を十分に検討し、区民が利用できる施設として、再開に向けた具体的な計画を示すよう強く求めるものであるという決議を出したわけです。これを受けて、区としてのこの決議に対しての受け止めについて、改めてご答弁いただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 平成29年3月29日、委員会提出議案第2号でございました。提案されたこの決議でございますが、満場一致で議会の総意により決議決定されたものということであり、非常に重いものであるというふうに認識しております。

○桜井委員 大分、執行機関の考え方も非常にありがたい、私が思っていたとおりのお考

えを持っているんだなということを確認させていただきました。

この地域に観光としてのニーズがないんだらうかということをやはり常々思います。今回、旧箱根千代田荘の一部、駐車場部分を、1年半ほど貸付けすることになりましたよね。そのときに、委員会資料、去年の3月ですけども、旧箱根千代田荘周辺では開発が進んでおり、ホテル建設を予定している複数の事業者がいることを伝えていると。このように委員会資料のところに書かれているんですね。そういう需要があるということです。

この地域のホテルの運営なんかを見ると、保養所として今までどおりゆっくりと温泉につかって、おいしいお料理を食べながら楽しむという、保養するということがあるだけでなく、例えば小さなお子様を持つファミリー層だとか女性をターゲットにした、スポーツだとか料理だとかアミューズメント施設だとか、今までにないようなそういうニーズに合ったそういう施設を造っていくということは、これはやっぱり発想を変えていく必要というのはあると思うんです。今までどおりのものを使ったんでは、これはいつまでたってもこの今までの財政結果から抜け切らない。やはり千代田区として、区民のニーズがどこにあるのかということをやっぱり考えてもらいたいと思うんですけども、いかがですか。そこら辺のところというのは庁内では話し合われたことというのはないんでしょうか。いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご指摘いただきました昨今の様々な形態、確かに私どもも承知しているところでございます。やはり民間のホテルですとか旅館が充実しつつあるということと、また、例えばグランピングですとかワーケーションというような機能を有したり、リラクゼーションとか専用のクラブラウンジなど、高付加価値のサービス提供を行っているような施設もあるというふうに聞いてございます。認識してございます。こうしたことから、様々な可能性を排除せずに、区民の皆様のニーズ、それから私ども公の果たす役割のバランスというものも鑑みながら、区民の皆様の貴重な財産、その有効活用といった視点に立ちながら、今後の検討の中で参考としてまいりたいというふうに考えてございます。

○桜井委員 もう詰めますから。参考にしていきたいというご答弁があったので、安心いたしました。

実は前にもこの千代田荘のことについて、参考事例としてお伝えしたことが実はあるんですけども、箱根千代田荘は強羅の駅にあります。強羅の一つ手前に、ガラスの森美術館じゃないや、彫刻の森美術館だ。彫刻の森美術館という駅が一つ手前にあります。そこには駅の真ん前に渋谷区の保養所があるんです。歩いて3分です。ここはすごい盛っています。今回、全面改装——あ、一部改装だ。をして、部屋が、客室が30から今回44室に増えました。また、和を基調としたモダン的な部屋だとか、ワーケーションスペースの新設だとか、サウナ室の新設だとか、あと子どもたちのためのプールだとか遊技場だとかというものもあります。そこのところは非常に栄えているんですよ。はやっているんです。その一つ先の強羅のところの千代田荘は、もう解体をして、どうしようかと実は今言っているわけですけど、一つ手前の渋谷のこの保養所はえらい栄えているんですよ。運営業者は同じ箱根富士屋ホテルなんです。両方とも富士屋ホテルなんですよ。おたく、どうやっているの、どんなことでやっているのということを聞いていただいたことってあるんですかね。

やっぱり参考にしていただいて、先ほど冒頭で言いましたけども、私はこの保養所というのは、区民の利益ばかり追求するんじゃないで、区民のやはり福祉、また子どもたちの遊ぶ場だとか、そういうことも含めたこういう施設であってほしいなと私は思っています。

今回、箱根千代田荘の母屋を解体する費用として2,400万円が計上されています。計上されています。解体、既存の建物での運用はもうしないということが決まったということですから、これはしょうがない。ここは決まったので、しょうがないけども、この2,400万かけて更地にした後、どのような検討をして、区民のどういうニーズに沿った形でここを造っていくのかということについては、非常に関心のあるところでございます。

今まで質疑の中で、ここは大切なところなんだ、区民のためにも貴重な場所なんだというようなご答弁も頂いてまいりました。最後になりますけど、ここの施設については、先ほど決議にもありましたけども、売却はしない。売却はしない。それと、活用方法については、あらゆる手段を、可能性を検討して、そしてこの一つの形を皆さんでつくっていただく。我々議会も協力しますよ。つくっていただくということを、ぜひ区長の前でお約束していただきたい。ここはやはり部長にご答弁を頂きたいと思っておりますけども、その2点について、いかがでしょうか。お答えください。

○印出井地域振興部長 今、桜井委員からのご指摘、ご質問でございます。旧箱根千代田荘につきましては、現存する建物を活用することは困難であるということから、財産管理の所管におきまして、来年度予算で解体設計に関わる費用を計上させていただいております。現時点で、解体後、土地を売却するというような意向はございません。桜井委員から様々ご指摘を頂きました。それらを受け止めながら、土地の有効活用に向けて、あらゆる選択肢を排除せずに、地域振興部を中心に、様々に検討してまいりたいと考えております。

○桜井委員 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○田中委員 関連で。

この件、委員会のほうでも何回か発言させていただいたことがあるんですけども、先ほど桜井委員がおっしゃられたように、こちら、保養所というのは区民の福利厚生施設のなんだと。それを、経費が1億、年間にかかるのかということも理由にやめるとかというお話があったんですけども、それはやっぱり、営利目的ではありませんので、福利厚生は支出なのは当たり前なので、そういう観点を持っていただきたいなと思います。

というのは、職員の方々の借上げ住宅、職員住宅を含まない借上げのみの住宅のための支出が年間約1億なんですね。こちらの説明のときには、赤字だとか経費がとかというお話はならないわけですよ。なので、区民への福利厚生であり、今、増収も過去最高の増収になっていますので、そういう還元という意味でも、この件に関して、赤字だとか経費だということではなく捉えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご指摘いただきましたように、保養施設という観点で申し上げれば、福利厚生などの区民の福祉向上という側面があるかと思っております。もう一つの側面といたしまして、やはり宿泊ですとか、いわゆる休暇というんでしょうか、そういったものに対するニーズも恐らく大分変化しているはずであるという部分もございまして。

そうした中で、赤字という言い方を先ほどさせていただきましたが、民間に運営を委託しておりましたけれども、そういった中で、毎年毎年累積していったという事実がございます。どうしてもそういった観点も私どものほうでは持たせていただく必要はあろうかと思えますけれども、今後の、やはり先ほど部長も答弁させていただきましたが、あらゆるものを排除せずに、様々に検討させていただければというふうに考えてございます。

○田中委員 もしこちらに関して赤字とかいう言葉が使われるのであれば、同じく職員の方々の福利厚生に対しても使われるべきだと思いますので、そこら辺は留意していただければと思います。ありがとうございます。

○印出井地域振興部長 今、所管をまたがる形で田中委員からご質問を頂きました。職員住宅については、単なる福利厚生というだけではなくて、災害時の対応等々も含めた行政目的があるのかなというふうに思っております。ただ、そういったご指摘を頂いたところでございます。

また、先ほど課長がご答弁申し上げまして、私も答弁しましたけれども、様々な選択肢を排除することなく検討していきたいということは、改めて表明させていただきます。

一方で、要はこういった施設に対して、利用していない方がいわゆる赤字分を負担しているということについては、これまでも議会の中でもご指摘いただいたり、私のほうもそういった声を伺うこともあったかなというふうに思います。一方で、今日ご指摘いただいたように、区民福祉という観点も重要だということは認識しておりますので、そういった様々な区民や議会のご意見も賜りながら、今後地域振興部を中心に検討してまいりたいというふうに思います。

○田中委員 すみません。部長からご答弁いただいたんですけれども、防災の観点でということ職員の方々の住宅のお話があるんですけれども、実際それは後づけで、職員の方々の福利厚生なんだというお話も実はあります。それで、もし本当に防災の観点でということを考えていらっしゃるであれば、地域活動への参加、そこの借上げ住宅に住まわっている職員の方々の地域活動への参加というのを、もうちょっとちゃんと条件をつけてきちんとチェックをしてやっていただきたいと思うんですけれども、現在のところ1年に1回の自己申告のアンケートのみということになっております。それではやっぱりお互いに、どの方が職員でどの方が住民の方かというのが分からないと思うんですよね。やっぱりそれだけの補助が、月々1人当たり12万から14万ですか、出ているのであれば、そこら辺のちゃんとした責任というか、条件というのは履行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○印出井地域振興部長 これまでこうしたご指摘に対して、人事担当のほうでご答弁申し上げてきた経緯があろうかなというふうに思っております。田中委員から頂きましたご指摘でございますけれども、確かに地域への関わりが薄いという職員住宅等の居住者がいるということについては、一部そういったことがあるのかもしれませんが。一方で、かなり熱心に地域に参加している職員もいるということも、また事実でございます。ただ、頂いたようなご指摘については、我々地域振興部としても、もっと、やっぱり区民である職員が少ないという千代田区の地域特性の中で、どういう形でコミュニティに関わっていけるかということについては、我々の部のほうとしてもしっかり検討してまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

池田委員。

○池田委員 保養所の活用についてということで関連させていただきます。今、桜井委員のほうからは箱根千代田荘の件でありましたけれども、私のほうは軽井沢少年自然の家について、活用について伺いたいと思います。これについては、文教福祉委員会の分科会のほうでは、教育施設として委員会のほうでも様々議論をしてきたんですけども、今回、教育財産としては活用しないということで、議案も通しまして、改めて今度は所管が変わったというところでの取扱いになるかと思うんですけども、そこを踏まえて、今度は改めて政経部でのお考えをお聞かせください。

○小林財産管理担当課長 今ご指摘のあったように、軽井沢少年自然の家に関しては、子ども部での検討を終了し、来年度、政策経営部のほうで検討するという形になっております。こちらに関しましても、これまでの経緯経過がございますので、売却というのは現時点では考えていないところですけども、来年度をかけて調査検討を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員 先ほどの箱根千代田荘の件もそうですけれども、こちらの軽井沢については、平成28年にもこちらは売却をしないという決議がなされている。当時、私も含めて、今ここに隣にいる秋谷議長もそうだし、牛尾委員も、所管の子育て文教委員会でしっかりと視察まで行って、どういう状況なのかということも確認しながら、様々その子ども部所管ではいろいろ議論させていただいたというところでは大変感謝もしていますけれども、なかなか方針が出なかったというところも重々承知をしておりますが、改めて今度は、教育施設としてはもう使わない、売却もしないということですけども、もう一度その売却をしないという決議についての受け止めをお聞かせください。

○小林財産管理担当課長 これまでの区議会での議論などを踏まえますと、売却することなく活用方法を検討する方向性であるということは認識しているところでございます。当該地につきましては、第一種低層住居専用地域という非常に厳しい用途制限のある場所でもありまして、何ができるかということは、まだ何か特段、区として案を持っているわけではありませんし、区としては財産活用の視点も含めて幅広く検討していくと。そういう予定としておりますが、現時点で売却前提で検討するということは考えておりません。

○池田委員 今回この予算書には、旧箱根千代田荘と同じように、項目として、解体というところでの予算が計上されているというところですけども、仮に今度解体をした場合、更地になった後に、その土地をどういうふうに活用するのかというのは、恐らくその所管で検討していただけたらと思うんですけども、仮にですけども、今度この財産活用の視点から考えたときに、この解体後の土地の貸付けですとか、その辺り、その貸付料がもし入るのであれば、さらなる、当初しっかりと議論を深めていた、千代田区の子どもたちのためになるような活用ということも考えていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺りはいかがでしょう。

○小林財産管理担当課長 政策経営部のほうで利活用の検討を行うということになったため、まずは全庁的な調査を行いました。庁内でも利活用の希望がなかったため、こちらに関しまして、区としての活用の方法はないものと考えております。来年度の調査検討の結果次第にはなると思いますが、例えば、今、委員にご指摘いただいたような、民間へ

の貸付けによる活用方法などといったこともあるかなというふうに考えております。その際の貸付料の収入を千代田区の子どもたちのために活用してはどうかというご趣旨のご提案かと思えますけれども、それをそのまま特定財源として活用するというのは、ちょっと少し難しいのではないのかなというふうに思えますけれども、どのようにすればご提案の趣旨で活用できるかどうか、これは財政課や子ども部などの関係部署とも協議しながら、調整が必要になってくる案件かなと思えますので、今頂いたご意見を受け止めさせていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

○池田委員 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

そこの今の現状の軽井沢の施設ですけれども、I期施設のほうに、当時の出来上がったときですよ、当時の区議会議員の全員で寄附をしてそこを建てたというところの経緯もあり、そこにはまだ残っているとされています、軽井沢高原学校建設の歩みという石碑があります。今の区議会議員の皆さんもご存じ、でない方もいらっしゃるかもしれませんが、大変に価値ある貴重なものであると私は思っておるんですけれども、ぜひこれを保存に向けてしっかりと進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょう。

○小林財産管理担当課長 軽井沢少年自然の家の前身である軽井沢高原学校の過去の経緯を記すものとして、委員ご指摘のような内容の記念碑というものがあるということ、これは区としても認識しております。この記念碑につきましては、軽井沢少年自然の家の過去の経緯、建設のきっかけなどを伝える大切な記念碑だということをおもも認識しておりますので、ご指摘のように、どのような保存ができるかといった点につきましては、十分に検討させていただきたいというふうに思います。

○池田委員 ぜひよろしくお願いをいたします。繰り返しになってしまうんですけれども、これまでいろいろ委員のほう、議会のほうからでも、今まで検討していたのか、どうなんだという、先輩議員たちも様々、叱咤激励じゃないんですけれども、活用に向けてしっかりと進めていってきた。それが今、今回こうして、今度、解体の予算がついてしまったというところで、大変心苦しいところはあるんですけれども、改めて活用について、今後の軽井沢のその土地、施設になるか、その地域の活用についての方向性、それと、今先ほども答弁がありましたけれども、先輩たちの思いが強かったと思われる石碑の保存について、もう一度、前向きなお答えを聞かせていただきたいと思います。

○夏目財産管理担当部長 今、箱根と同様に、軽井沢のほうにもいろんな思い出や思いがあるということについては受け止めをさせていただきたいと思います。今後、解体設計、解体工事と進めていくわけですが、今、課長からも申し上げたとおり、千代田区の子どもたちのため、あるいは区民一般のために、何か還元できるような、そういった検討、活用策をしっかりと進めていきたいと、検討していきたいと思えます。

また、ご指摘にありました石碑、記念碑ですかね、こちらについても保存方法について前向きに検討していきたいと思えます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○牛尾委員 私は一言だけ。

先ほどから、桜井委員、田中委員、池田委員と、軽井沢、箱根の活用というお話がありました。やはり箱根は福利厚生、軽井沢は教育施設として運用してきたわけですが、

その際にやはりこの利益第一で考えないでほしい。それも確かに大事な税金ですけれども、しかしやはり福祉サービスとして、軽井沢は教育でした。教育から離れましたけれども、税金がかかるから、赤字が出るからということで、そこで立ち止まらないで、ぜひ区民のための施設にしていくということも、前向きな考えを行っていただきたいと思っておりますけれども、最後、そこだけお願いします。

○小林財産管理担当課長 先ほど来、箱根千代田荘、また軽井沢少年自然の家に関して、ご質疑いただいたところです。両施設とも施設の老朽化が進んでおりますし、建物の維持管理経費等も考慮して、来年度、解体設計経費を計上しているというところではありますけれども、活用方法につきましては、現在、地域振興部及び政策経営部で検討していくことになっています。コミュニティ総務課長、まあ私からもご答弁させていただきましたが、これまでの区議会での議論などを踏まえると、売却等を前提ということではなくて、活用方法を幅広く検討することになっているというふうに私どもも認識しているところであります。有効活用に向けて、様々な手法について検討していきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○白川委員 関連。

○岩佐委員長 白川委員。

○白川委員 両施設についてです。私は、利益はもちろん度外視していいと思うんですが、子どもたちにとって本当にいい場所かどうかということで、ぜひ議論をしていただきたいと思っております。それは、今、必要な里山教育ですね。実際に土に触れる、農業をする、山の中を歩くといった、そういった場所として今の両施設がふさわしいかどうかということを検討していただき、もっといい場所があるなら、その場所を選ぶと。子どもたちのためであれば、もっと最適な場所がないかという見地もぜひ入れていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 ご指摘のありましたような、子どもたちのため、あるいは区民のために、どのような活用方法が見いだせるかということにつきましては、引き続き検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○岩佐委員長 ほかに、この件について何かご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに、地域振興部の所管についての質疑はありますか。

○富山委員 障害者スポーツについてお伺いします。予算案の概要の216ページの中段にあります。こちらを参照しますと、令和6年度に比べて令和7年度は40万程度微増しているんですけれども、何か新しいことをされる予定はありますでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 令和7年の予算が734万4,000円、対前年度比36万5,000円の増となっておりますが、内容的には物件費、人件費等の増によるものというふうに認識しております。

○富山委員 ありがとうございます。ご認識のとおり、令和7年度にはデフリンピックも開催される予定で、令和6年度はデフリンピックの周知のためのスポーツ事業なども行っていたと思うんですけれども、そちらを拡大したりする予定はあるんでしょうか。というのも、千代田区内にある日比谷公園もデフリンピックの会場になっていたりとかす

るので、例えば選手の邪魔にならないように、練習の見学だったり選手のお声を聞いたりとか、そういう取組などを行っていただきたいんですけども、検討はされていますでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 オリエンテーリング競技と申しますのは、スタート時に地図を受け取って、その地図を読みながら地形を把握して、最も最短のコースを通過してタイムを競うというものでございまして、事前に会場の地形が分かると有利になってしまうということ、会場が決まりましたら、その段階から選手が入れないというふうに伺ってございますので、なかなか練習を会場とかで見させていただくというのは、まず一つちょっと難しいのかなというふうに認識しているところでございます。

また、令和7年度につきましては、令和7年11月15日からですかね、デフリンピックを11月26日まで開催しますので、その間、区の事業とかもいろいろございますので、そういった中で、デフリンピックの周知のほうをより一層盛り上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○富山委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、この事業やデフリンピックについても幅広く広報して、障害のある方だけじゃなくて、これまで関心のなかった方にも周知していただきたいと思います。デフリンピックなどを多くの方が見ることによって、その選手や周りの介護者が何に困っているのか、どんな工夫をしているのかとか、例えば障害のある方、ハンデのある方にとっては、どういう頼み方をしたらうまく意思疎通が取れるのかという相互理解にもつながると思うので、こういう障害者スポーツ事業がそういう相互理解の促進のための一つになればと思うんですけども、区のご認識を伺ってもよろしいでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 まずデフリンピックの関心度ということで、直近の都の調査ですと、昨年よりは大幅高まってきたというふうには伺っておりますが、ただ、それでもまだ認識度が4割には満たないという、そういう状況ということで、我々のほうも引き続き、開会までに何とか周知度を上げて、おっしゃるように介護の工夫とか頼み方とか、そういったものが分かるようにというふうに考えてございます。

一応、昨年度、令和6年に実施しましたLet's play! パラスポーツ・eスポーツちよだの中では、十分ではないかもしれないんですけども、デフ陸上とか、あとコミュニケーションツールとか、手話教室とか、そういったデフに関するようなものを中心に今回はやりましたので、次のこのLet's play! パラスポーツ・eスポーツちよだは12月の予定でございまして、大会は過ぎてしまうんですけども、その中でも何かしら、東京で行われるこのデフリンピック大会のレガシー的なものを活用できないかということは、検討してまいりたいというふうに思います。

○富山委員 ありがとうございます。Let's play! パラスポーツが11月に行われるということですが、であれば、その手前にある体育大会についてなんですけれども、前々からお願いしているように、そういう体育大会のような多くの方の目に触れる場所に、ハンディキャップがある、例えば障害者もそうですし、高齢者だったり、いろんな方がいらっしゃるんですけども、そういった方もハンディキャップなく参加できるようなスポーツだったり、可能であればデフリンピックの紹介や、選手をお呼びしたりとか、そういう取組も考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 区民体育大会はまだ正式に令和7年度の実施日が決まっているわけではございませんが、恐らく令和6年同様、10月ぐらいになるかなということで、これから実施委員会のほうを得て正式に決まってくるかと思えます。そうしますと、11月のデフ大会の、デフリンピックの前に区民体育大会が開かれるということで、こちらのほうでは、デフリンピックの、今、委員のご指摘がありました紹介とか、今年も大型ビジョンとかを使う予定ではございますので、そういったところでの紹介のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、例えば種目やルールなど、そういうところにそういった要素というふうなご指摘もあるのかなと思うんですけども、こちらのほう、運営委員会といいまして、種目やルールの詳細などを決める場がございます。そちらのほうは体育協会、スポーツ推進委員、障害者の共助会、それから競技説明アドバイザーなどで構成しておりまして、こちらのほうで詳細を決めてから実施委員会のほうに上げるという形を取ってございますので、こちらのご質問の件につきましては、区議会のほうからそうした意見が出ているということを経営委員会のほうに説明させていただければというふうに考えるところでございます。

○富山委員 ありがとうございます。無理のない範囲で進めていただけると幸いです。

もう一点、この事業についてお伺いしたいんですけども、実は2021年10月から、「障害者スポーツ」という名称から「パラスポーツ」という名称変更が行われております。というのも、一般的に障害者スポーツというと障害者独自のスポーツと考えがちで、障害のある人もない人もみんな楽しめる、オリンピックではなく、パラレルの並行するところで行われているもう一つのスポーツとして、パラスポーツという名称が国際的にも共有して使われているんですけども、千代田区でも積極的に「パラスポーツ」への言い換えを行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ただいまのパラが並行という、意味するということと、障害者スポーツ、独自でなく、もう一つのスポーツであるというふうなお話は、非常になるほどなというふうに感じたところでございます。予算事業名としましては障害者スポーツスポーツ・eスポーツ体験でございますが、対外的にはLet's play! パラスポーツ・eスポーツちよだ二千幾つというふうには称してございます。ただ、様々な場面で障害者スポーツと称しているところもございますので、ご指摘を踏まえまして、パラスポーツに表記を統一していくように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○富山委員 お願いします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○富山委員 以上です。

○岩佐委員長 ほかに、地域振興部所管で。

○えごし委員 私から、会館施設予約システムについて少しお伺いしたいと思います。各会計予算201ページ、事務事業概要は253ページです。よろしいでしょうか。

昨年12月よりこの会館の施設予約システムの新システムが稼働となりました。令和6年の予算は新システムの導入ということで5,600万円でしたけれども、令和7年度は1,650万円ということで、これはシステムの維持費ということでよろしいでしょうか。

また、決算でも聞かせていただこうと思うんですが、新システムになっての現状の利用状況はどうかというのと、例えばエラーとか不具合のようなものが今のところないかとい

うのお聞かせください。

○小目麴町出張所長 会館施設予約システムについてのご質問を賜りました。複数の部署で利用しているシステムがございますので、取りまとめを行いました麴町出張所からご回答を差し上げます。

まず、来年度予算の内訳でございます。えごし委員お見込みのとおり、維持費が経費の大部分を占めまして、約1,400万円ほどが来年度のこのシステムの維持に関わってくるところでございます。

現時点の利用状況でございますが、新たにこのシステムを使って施設の予約をできるようになったということと、オンラインでの支払いができるようになったという、この2点が大きく改善されたところでございます。両機能とも大体利用者の50%程度の方が直近のデータですと利用がされているようでございますので、順調に利用率は伸びているのかなという評価でございます。

システム上のエラーや不具合といったところでございますが、こちらは現時点で出張所で確認している範囲におきましては、特段のものはないというふうに承知をしてございます。

○えごし委員 ありがとうございます。施設予約については、新システム、先ほどありましたけれども、やっぱりオンラインで支払いが、料金ができるようになったということで、利便性がかなり高くなったという。ただ、利用施設によっては、この事前に部屋の鍵を受け取る必要のある施設があると思うんですけれども、この区内でそのように事前にこの鍵を受け取る必要のある施設は何か所あるか、分かりましたら、お聞かせください。

○小目麴町出張所長 施設の利用場所と鍵の受渡し場所が、こちらが離れている施設というものが区内に幾つかございます。場所を申し上げますと、まず1か所目が九段上集会室でございます。もう一か所がふれあい会館でございます。こちら2か所になってございます。

○えごし委員 やっぱりこの支払い、オンラインでできて、もうすごい便利になっているんですけれども、結局この鍵を受け取るために出張所に行かないといけないということで、さらに利便性を上げるためにも、例えばスマートロックのような形で、出張所に鍵を受け取りに行かなくても、鍵が開けられたりとか鍵を受け取れるような体制というのもつくっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○小目麴町出張所長 スマートロックの導入については、こちらのシステムをリプレースする中で検討の俎上には上がった項目ではございました。ただ、ほぼほぼ区内の多くの施設が有人の管理を行っておりまして、今申し上げた2か所のほかにも、出張所と離れている分室の区民館というものがあるんですけれども、そちらについてはシルバー人材センターの方を手配したり、あるいは委託の方を手配したりと、有人の管理を行っているため、なかなかスマートロックで区民の方自ら鍵の開け閉めをしなければいけないという状況が生じている箇所が少ない、2か所にとどまったということもございました。こういった経緯もございまして、今般の導入は見送ったというところがございます。ただ、やはりこの2か所については引き続き、不便な点もあるかと思いますので、利用者の方の声を収集するなど、今後、改善、研究に努めてまいりたいと思います。

○えごし委員 今、2か所ということだと話もありましたけれども、様々、今後の働き方

を考えていく上でも、そういうスマートロックがいいなというのがあれば、またそういう考え方もあると思いますし、また、今後DXを進めていく上で、違うところでもそういうスマートロックとかを使っていけるような、走りじゃない、初めの導入部分として、そういう今、2か所の部分とかでも、試しに使ってみたいだったりとか、様々なやっぱり利便性を確保していく上でも、そういうところはまた総合的にいろいろ考えて、また検討も進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○小目麴町出張所長 スマートロックの導入につきましては、こちら、利用者の方がスマートフォンですとかデジタルの機器を所持して、それを使いこなせないといけないという状況もございます。現状、区民館を利用する方には、まだそういったところに不慣れな方もおりますので、社会的なデジタル技術を使いこなせる方の、そういった技術の進展、そういった状況、社会状況も踏まえながら、ただ、利用者の声というのをしっかりと確認しつつ、引き続きしっかりと検討させていただきます。

○えごし委員 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 別項目でいいですか。地域コミュニティ活性化のところでは伺います。令和7年度は実態把握や各町会のニーズ調査に踏み込むということで、これは大変重要な1年になるのではないかとこのように思っています。では、かなり各町会によって実情が違う調査をどのように行うのか、いつ頃行うのか、どのテーマで行うのかということをお伺いしたいと思います。

○赤海コミュニティ総務課長 まず調査をする時期に関してですが、できれば、もう既に出張所長たちがだんだん肌身で感じているようなことを聞いているようなこともお聞きしてございます。そういった中から、お困りであるような町会などに改めていろいろお聞かせいただくというようなことを、もう年度が明けるかどうかというところで始めていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、全ての町会にお聞きするのか、今申し上げたように何か課題を抱えていらっしゃるような町会から聞いていくのかということについては、ちょっと今詰めているところではございますが、いずれにしても、例えばお聞きする事項といたしましては、町会の規約をもう一度整理したいとか、会計で困っているとか、そういったようなことがあろうかなという想定を持っているところでございますが、そういったポイントポイントをお聞きするようなことを考えているところでございます。

○小枝委員 思ったより領域が狭いのかなというふうに思ったんですけども、今109と言っているときと108があるので、9ですかね、109。しかない町会の実態把握をするという大切なポイントは、何というんですかね、日々の感覚の中で聞き取っていることということではなくて、これ、一定のしっかりとしたシートで把握をするということをおっしゃるような、そういう考えはないんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 いわゆる何というんでしょうか、フォーマットというんでしょうか、求めていらっしゃるの、フォーマットということをおっしゃっているのかと思いますが、そうですね、実はそういったものが共通のためにも必要かもしれないという認識は持っております。ただ、なかなかセンシティブな内容もあろうかなと思って

おりますので、中身については、今、検討を早急に進めているという状況でございます。
○小枝委員 なるほど。これ、所管は企画総務委員会ということになるんだと思いますけれども、この、私は入っておりませんが、ぜひそのところは、なかなかこういう実態調査、遅いぐらいで、踏み込んだということは大変素晴らしいことだと思うので、行政はこう思うという課題設定ではなくて、実態、何が足りないのか、担い手が不足している。じゃあ、どうしたら担い手が増えるような運営ができるか。それに当たってどんなサポートが欲しいですかということが、誰が見ても同じように分かるようなデータの取り方をしていったほうがいいのではないかと。

また加えて言いますと、町会によってタイプが違おうと思うんですね。マンションが圧倒的なところがあったり、高齢化が進んでいるところがあったり、企業が多くて住民が少ないところがあったり、そうした全体把握をやっぱりこれまでも本当はしてくればよかったんだけど、してこなかった部分もあるので、そのところは率直に把握をしながら、やっぱりパワーアップしていく方向で、弱っていく状況ではなくて、やっぱりパワーアップしていくにはどうしていったらいいのかということがやっぱり赤裸々に分かったほうが、現状に合った支援の在り方ということが、この概要に書いてあるようなことが、そのほうができると思うんですね。できること、できないことというのはあったとしても、一旦受け止めて、その中から何ができるのか。

中には、何というんですかね、過少になり過ぎて、町会合併をしたほうがいいよねとかいうところもあるのかもしれないですね。そしたら、合併をすることによってパワーアップする場合もあるでしょうし、そういうことを、実情を赤裸々に、誰が見てもそうだねと思えるものに、データを出してもらったほうが、こう聞いたとか、こう感じたというよりはいいのかなと。

詳細については、今回の令和7年の予算執行の中で委員会等で詰めていくんだとは思いますが。今のやり取りでは、まだ本当にこれからということで、特に予算はついていない、それについては、一般需用費レベルなんですかね。私はこの予算の中に、何らかの調査費、プロポーザルで二千幾らとか書いてあったので、この中のどれかがそういったシートをつくった調査項目なのかなというふうに思っていたんですけども、そうじゃないんですか。ちょっと行き違いがあれば、そこは答弁。

○印出井地域振興部長 大きな話から小さな話に転換してまいりましたので、トータルで私のほうからご答弁させていただきたいというふうに思います。

今回、重点事業で、オーダーメイドの支援と。オーダーメイドの支援をするためには、やはりきちっと寸法を測らなきゃいけないだろうということで、できるだけ早い時点で各町会の動向については調査をしていきたい。ただ、我々はこれまでも千代田区における町会と出張所、非常に具体的な支援をする中で、各出張所長をはじめ出張所の職員も、町会の実態というところについては、ある程度承知をしているところではあったんですけども、改めて町会について聞いていくと。

それから、令和6年度、議会からも様々なご指摘、ご質問を頂いたという中で、やっぱり町会に関する調査についても、町会長だけではなくて、婦人部の皆様や青年部の皆様、令和6年度においてはそういった方々との様々な意見交換をする機会をつくってまいりましたが、調査の中でもそういった声を聞くということについても検討していきたいという

ふうに思っています。具体的には、先進自治体として品川区が町会に対する調査をしています。一方で、先ほど課長がご答弁申し上げました、ご答弁の中にもありましたけれども、町会の実情については様々センシティブなものがあるということについても、ご理解を賜りたいというふうに思います。こういったレベル感の中で調査をするかについては今後早急に詰めてまいります。そういった調査経費も含めて予算に計上しているというふうにご理解いただければと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、地域振興所管の。

○岩田委員 公民権停止はここでよろしいですか。

○岩佐委員長 どうぞ。えっ。

○岩田委員 いいですか。

○岩佐委員長 地域振興部。

どうぞ、どうぞ。

○岩田委員 はい。公民権停止のところで、ちょっとお話をさせていただきます。お話しじゃないですね、質問ですよ。

まずは公民権停止のところで、名前は何か出せないみたいなんです。元区議の方が選挙に行って投票したのではないかというようなお話があって、それが新聞報道で出ていたんですが、それは事実なのかどうか。これは犯罪に関わることなので、ちょっと明らかにしたいなと思うんですが、ここはどうでしょう。

○河合選挙管理委員会事務局長 選管事務局長。（「いいのかな。選管事務局長が答えちゃっていいですか」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 選管。選挙管理委員会事務局長。

○河合選挙管理委員会事務局長 投票したかどうかにつきましては、投票の秘密というのがございますので、選管事務局のほうからお答えはできません。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 これは犯罪に関わることなので、もしもこれが事実であるにもかかわらず、それを隠していたとなると、またちょっと隠蔽みたいな話になっちゃうんですが、これはどうなのでしょう。もしもこれ、投票していたとしたら犯罪になりますけど、その認識というのはどうなのでしょう。

○河合選挙管理委員会事務局長 公選法上ですと、一般論になりますけども、公選法の、結局、罰則の適用のおそれがあるという条文はございます。

○岩田委員 もちろん罰則があると。そういう可能性がある。それは分かっている質問しているんですが、それが本区でも当てはまるのかどうか。これは犯罪になるということなので、お聞きしているんです。これは選挙管理委員会じゃなくて、法規担当かなんかの方のほうの方がよろしいんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○村木政策経営部長 今、法規担当ということでしたが、法規のほうは総務部門で扱っていますので私のほうからお答えいたしますが、公職選挙法の解釈につきましては、選挙管理委員会の見解に従いたいと思います。

○岩田委員 ぐるぐるたらいい感じになっちゃったんですけど、いや、そういうことではなく、これは犯罪になる可能性があると言っているの、これははっきりしなきゃい

けないんじゃないんですかという話なんです。なので、これは選挙管理委員会ではなく法務担当のほうでしっかりとしたお答えを頂きたいです。

○村木政策経営部長 先ほどご答弁したとおりでございます。

○岩田委員 なぬ。（発言する者あり）

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 ちょっとまた言いにくい話なんですけども、正直に申しまして、期日前投票のときにたまたま区議補選がありまして、それで宣車を待っていたと。それで、結局は、10時ちょっと前に宣車を受け継ぐ予定で、和泉橋出張所のところで待機していたと。そうしたら、非常に、全般的に（27文字削除）白いセダンがあったから、（発言する者あり）あれあれっ、と、こう思ったんですね。（発言する者あり）車種までは言わないよ。で、来たから、あれあれっ、と思って行ったわけです。そうしたら、どうもその方が和泉橋出張所の中に入っていかれて……

○林副委員長 駐車禁止のところですよ。

○はやお委員 いや、置いたところは、（8文字削除）だと思いますよ。それで、しばらくしたら来たから、「おい、〇〇」と言ったら、さっと帰られたと。こういう事実からすると、何が問題かと、そのことを言っているんじゃないんです。期日前投票で和泉橋に来たから、当該エリアの人ではない元区議会議員がそこに来たから、あれっ、と思ったわけです。

そうすると、ここで確認しなくちゃいけないのは、本来、当日の投票日であれば、それなりに立会人が、地域の方が、知っている人が立っている。だけども期日前は、和泉橋出張所と区役所と麴町出張所の中でできるという中で、どうやってそういう場合をチェックすることが必要なのかという、最終の下流のチェックかもしれないんですけども、この辺をどうするかということ。事実があったのかなかったのかということについてもあるし、今、法的にどういうふうに問われるかというのは、岩田さんの質問かもしれない。

だから、そのことについて、現実、私はたまたま立ち会ってしまったんで、どうだったのかは分からないですけども、期日前投票について、もしそういう事実があったならば、その対策を練らなくちゃいけないということで質問させていただく。お答えください。

○永田委員 ちょっといいですか。いいですか、関連で。

○岩佐委員長 はい。永田委員。

○永田委員 前提条件の問題で、投票の秘密、あるいは選挙の秘密が前提条件としてあるという説明は分科会でもありました。投票の秘密の中に、誰が投票に行ったか、誰に投票したかも含まれるのか、お答えください。

○河合選挙管理委員会事務局長 投票に行ったかどうかとか、誰にというのは投票箱に入っちゃうと分からないということもありますので、憲法でそこには入っております。

○永田委員 前提条件のところ、もう一回いいですか。誰が投票、どこに投票に行ったかも、投票の秘密、選挙の秘密に当たるのであれば、誰々がいつどの投票所にいたということも指摘することも、法的に問題があるということでもよろしいでしょうか。

○はやお委員 そんなことはないよ。違反しているんだから。個人を特定していないんだし。違法行為をやっているから。

○永田委員 特定と一緒にだから。

○岩佐委員長 でも、投票行為をしたかどうかということの確認じゃない……

○はやお委員 言っていない、言っていない。

○岩佐委員長 お話ししているんですよね。そこは、さっきも岩田委員も言っていますが、投票行為をしたかどうかということは答えられない。

○永田委員 それも含めて……

○岩佐委員長 答えられないことなので。

○永田委員 法的に問題があることをはっきりさせてください、そこは。

○岩佐委員長 あんまり、皆さん、誰と特定するようなことも、ちょっとご配慮いただいて。

○はやお委員 言っていないもん。だから、そういう事実があったって。（発言する者あり）

○永田委員 新聞社にそういった情報を流すのも同じだと思うんですよ。その点も含めて、お答えください。

○はやお委員 言っていないもん。言っていない。言っていない。言っていない。

○岩佐委員長 もう一度、これは併せて答弁していただけますか。（発言する者あり）ただ……

○永田委員 問題ですよ、これ。（発言する者あり）誰が投票に行ったかということ公表することは、当罰もんですよ。

○岩佐委員長 ちょっと休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時12分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

じゃあ、答弁からお願いします。選管局長。

○河合選挙管理委員会事務局長 先ほどちょっとご答弁させていただきましたけども、投票したか、していないかというような内容につきましては、憲法でいう選挙の秘密ということになりますから、どこか、そういうことも含めて、お答えはできません。また、選管のほうは、犯罪を認定する機関ではありませんので、選管のほうではお答えできません。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 事実の確認が大事だと思うんですね。区長は、都政新報に対しては謝罪をしているんですよ、なぜか。誰も見ないだろう、職員しか見ないだろう。だけれども、本会議の中で、聞かれたことにはだんまり。それで、この重大な事実、つまり、半年間にわたって、公民権を停止されている方に選挙権を交付し続けたという事実について、全く、区民に対しては、都政新報に対しては謝ったんだけど、区民に対しては一切謝っていない。そして、説明もしていない。それで、その事実確認の質問をすると、こうやってみんなだとかだとやられちゃうと、事実確認すらできないという、これ、議会の在り方として問題だし、区長の在り方としてもものすごく問題だと思うんですね。要は、隠蔽して、しらを切って、みんなだわあっとどなれば、事が済むというこの隠蔽の仕方、非常に私はひきょうだと思えますよ。ちゃんと説明し、ちゃんと謝罪をする。まず、そこから始まるん

じゃないんですか。この公民権停止をしていた間、半年間も、選挙権を交付し続けたその責任者は区長じゃないですか。そこのおわびはこっそりするけれども、どうして区民や議会に対しては、説明も謝罪もしないんですか。おかしくないですか。

○印出井地域振興部長 今回、公民権停止の通知の遺漏をしたということにつきましては、さきの企画総務委員会のほうでもご説明をさせていただいて、私のほうから、区長の補助機関として、こういった事態を招いたことについては大変遺憾であり、謝罪を差し上げたところでございます。

今回の件につきましては、いわゆる民刑事務という総合窓口課戸籍担当のほうにおける事務の遺漏ということでございますけれども、その効果が公民権の停止、あるいは復活、そういった選挙の公正とか、参政権の確保に関わる重要な事項であるということにつきましては、本日、様々、ご指摘を頂いたところでありますので、改めて謝罪申し上げるとともに、二度とこういったことがないような形で、再発防止に努めるということでございます。

本件については、さきの常任委員会でも、そういった形でご説明申し上げましたけれども、改めて当予算特別委員会でも、私のほうから謝罪を申し上げたいというふうに思います。

○岩田委員 関連。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 今、部長から謝罪がありましたけども、部長、そして、区長は、これに関してどのように責任を取るんでしょう。官製談合のときは給料をちょっと引きましたけども、今度はどのような感じの責任の取り方をされるんでしょうか。

○岩佐委員長 岩田委員、それ、本会議と同じ質問ですよ。

○岩田委員 答えていない。

○岩佐委員長 部長が答えるそうなので、地域振興部長。

○印出井地域振興部長 本会議でもご答弁申し上げました。そういった民刑事務と言われる事務における事務の遺漏ということで、私のほうからは、（発言する者あり）担当及び担当課長のほうに口頭で注意をするとともに、今後、こういったことがないように、再発防止の措置、マニュアル、あるいは確認、研修体制の強化という形で、注意をし、我々管理監督者としても、先ほど申し上げたとおり、結果として、こういう事態、選挙の公正とか参政権の確保に影響するようなことということで、我々としても、常任委員会のほうでご報告をしたところでございます。そして、今回の件につきましては、事後報告という形で、人事担当のほうにも報告をしておるところでございます。

○岩佐委員長 これ、あんまりめったにあることじゃないし、あっちゃならないんですけど、再発防止をしっかりとやっていくということなので、この辺りで、そろそろまとめていただきたいんですけれども、よろしいですか。

○岩田委員 委員長。

○岩佐委員長 まとめていただけますか。

○岩田委員 委員長。

○岩佐委員長 まとめてください。

○岩田委員 こういうことなんですよ。

○岩佐委員長 まだ指していません。

○岩田委員 答弁が……

○岩佐委員長 まだ指していません。

まとめていただけますか。

○岩田委員 いや。答弁次第です。

○岩佐委員長 いや、もうこの時間で、これ以上は……

○岩田委員 質問制限するのはおかしいですよ。

○岩佐委員長 いえいえ。この時間ですから、整理をさせて……

○岩田委員 ……だからといって……

○岩佐委員長 議事整理をさせていただきます。

○岩田委員 議事整理じゃないですよ、それ。質問妨害ですよ。

○岩佐委員長 いいえ、議事整理です。さっきから繰り返しのようになってしまっていますので、そろそろまとめてくださいと。

○岩田委員 ……答弁してから……

○岩佐委員長 答弁は、全て、しっかりと岩田委員の期待になるあれではないので……

○岩田委員 責任はどうかと言ったら、職員を指示すると言ったんですよ。……じゃないか。

○岩佐委員長 期待どおりの答弁が来るとは限らないので……

○岩田委員 言っていることがおかしいです。

○岩佐委員長 どうぞ。そこでそろそろまとめていただきたいです。

○岩田委員 委員長。

○岩佐委員長 まとめてくださいね、岩田委員。

○岩田委員 部長、それなんですよ。やった職員を注意しますじゃなくて、あなた方はどういう責任を取るんですかと聞いたんですよ、部長も、区長も。それについて、まず答えてくださいよ。

○印出井地域振興部長 先ほどもご答弁申し上げましたが、今回、こうした事態を招いたという原因としての民刑事務における取扱いにつきまして、担当のほうに私のほうから口頭で注意をいたしまして……

○岩田委員 担当はいいんだよ。

○印出井地域振興部長 二度とこう言ったことがないような形での対応策、それから、この事態が発覚したということにつきましては、3月3日、並びに、過去10年に遡って調査したところ、もう1件ございましたので、それにつきましても、3月7日、ホームページに掲載をし、謝罪をし、さらに同様の内容をプレスリリースし、新聞各紙のほうで取り上げられたという中で、我々としても、謝罪、並びに、一定の社会的責任を果たしたというふうに理解していますが、しかしながら、選挙の公正に影響を及ぼすということにつきましては、繰り返しになりますけれども、先ほどご答弁申し上げたとおり、改めて強く認識して、二度とこうしたことがないように、対応してまいりたいというふうに思います。

○岩田委員 じゃあ、別のところに行きます。

○岩佐委員長 これはこれでよろしいですね。

○岩田委員 公民権の別のところ。

○岩佐委員長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 部長は責任を取らないで、そこの職員に責任を押しつけるということが分かりました。

それで、公民権のところ、区長が議長経由で――議長経由というか、議長に対して、「岩田かずひと議員の議員活動における個人情報の取扱いについて」という文書を出したんですね。そこに、岩田議員は選挙人名簿を閲覧して得た情報を、多数の傍聴者がおりネット中継もされている一般質問において、前述のような個人が特定される形で公表しています。これは、公職選挙法や憲法第15条第4項の趣旨にも反するのではないかとの疑義があります。この疑義はどうになりましたか。疑いのままでなくて、どうなったのか。違法なのかどうなのか。その後、どういうふうに結論づけたのか、お答えください。

○村木政策経営部長 じゃあ、議会との関係につきましては、これも総務部門の事務分担となっておりますので、私のほうから。

これにつきましては、あくまでも疑義があるということでご指摘させていただいて、議長のほうにお願いという形で申し入れさせていただいたものですので、その後のご判断は議会のほうにお任せしているところでございます。

○岩田委員 疑義がある程度でこんな文書を出して、しかも、岩田議員の行為に対して、千代田区議会として適切に対処いただくよう強くお願い申し上げると言っているんですよ、疑義程度で。ちゃんとこの疑義を明らかにしてからやるべきじゃないですか。しかも、この疑義って、じゃあ、どこがどういうふうに違反なのか。

そもそも、これ、何だ、インターネット上で配信されている一般質問でやったと言いますけど、これ、私が質問する2日前には新聞報道されて、元区議がというふうに出ているんですよ、東京新聞と朝日新聞に。にもかかわらず、何か私がばらしちゃったみたいなような疑義があるって、これ、おかしいじゃないですか。

〔携帯電話の着信音あり〕

○岩田委員 小野委員、ちょっと静かにお願いしますね。（発言する者あり）

というのはおかしいんじゃないですか、という話なんですよ。だったら、これ、ちゃんと訂正してくださいよ。

○村木政策経営部長 先ほど申し上げましたように、こちらについては、そういった疑問がございまして。人権ということで、特に個人情報の取扱いということに照らして疑問がありますということで、これについて、どう議会としてはお考えですかということで、議会のほうに申し入れたものでございます。

それから、新聞社が報道したということですけど、報道すれば、それについてはいかような扱いをしてもいいとか、そういうことではないというふうに考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、最後、行きます。

また言いますよ。疑義がある程度で、はっきりもしないのに、こんな文書を出すなんて失礼ですよ。謝罪と撤回を申し入れます。

以上です。

○村木政策経営部長 こちらとしては、その内容につきましては、その文書に記載したとおりでございますので、撤回する意思はございません。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 そっちかね。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 まあ、でも、今、ここでやらせていただいているので。（発言する者あり）

○小枝委員 今はね。地域振興箇所なんでしょう。

○岩佐委員長 はい。小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 はい。関連しますね。

この、議運のほうのホームページに上げてもらいました。こういうふうに、区長が、まあ、これで2回目なんだけれども、議員に対して何かしようと言って、法律論をぶち上げると。しかし、その法律論というのは、何ら、何らリーガルチェックを経ていないようなずさんなもので、こういうものは、みんなに見てもらったほうがいいと思うので、公式の文書として上げてもらうようにいたしました。事の重大性からしたら、今日出された資料を冷静に見てみると、年間、かなり多数の件数のこうした職権削除というんですかね、あるんだと。これは、法定受託事務で、千代田区役所の中の組織の動きとちょっと違った、本当に煩雑な仕事があるんだと、職員現場は大変だろうと。主婦の仕事じゃないですけども、本当に複雑な仕事をしてもらっているんだと。住民票の3倍以上もここに戸籍があるんだと、そういうふうな状況の中でこのことが起きた。

ただ、それは、だから、職員がというんじゃなくて、そうした千代田区という、日本に二つとない、ないですよ、こんな自治体は。そういうふうな特徴を踏まえた職員配置なり、そうした熟練した手続をできる人たちをしっかりと、何というんですかね、ノウハウが引き継がれるような体制がなかったということも、管理者として考えなければならない、そういう目線でやらないと、本当に現場で働いている者はやっていられないと思うんですよね。そういう意味で、上の者は、俺たちはやってきた、現場が悪いんだということでは成り立たないだろうというのが、岩田委員の質問の基本とするところなんじゃないかということなんですよ。

○印出井地域振興部長 今回、手続通知の遺漏があったということについては、戸籍に関連した民刑事務ということで、ご提出した資料の項番2のところにありますけれども、これについては、自治事務ということになってございます。これは、非常に言い訳になるわけではないですけども、自治事務ではあるんですけども、全国津々浦々の自治体が個々に適正に同様にを行うべき事務であるにもかかわらず、根拠となる法令がないというような状況になってございます。そういった中で、我々としても、他の自治体でも、こうした形での通知の遺漏、あるいは公民権の復活の漏れというのがあるということは承知していたところですけども、そういったものを、十分、他山の石とすることはできなかったと。ほかの自治体でも同様の間違いがあるということを確認しながら、しっかり適正に運用することができなかったということについては、当然、我々、マネジメントをする職員としても責任を感じるとともに、こういった事務については、区としても、しっかりとした運営のガイドラインをもう一度再確認、再修正するとともに、これは、国に対しても、こういったことについては、しっかりとした統一したガイドラインを整備するようということについては要望してまいりたいというふうに考えております。

○小枝委員 一般的なヒューマンエラーに関しては、そういうこととして整理されるものだろうというふうに思います。ただ、今回の場合、また言われちゃうかもしれないだけ

ど、昨年、ずっと何十年と営々とやってきたこの事務手続の中で、少なくとも過去10年の中で2件だけ間違いがあったと。その中の1点が千代田区民で、しかも、昨年、公民権停止になった方だというこの事実がどれだけ重いかという自覚が足りないのではないかとことなんですよ。これ、区民は、当然、知りますからね。そうすると、皆さんの常套句としては、いや、そういうことを言うと、社会構成に差し障りがあるんだと言うんですよ。でも、社会構成に差し障りがあるのは、この何百件という中から一、二件だけの、（発言する者多数あり）こういう特定の談合の関わりの中で、この案件がピンポイントで、半年間、恐らく動きがなかったら、まだずっとやっていたよ。そういう状態であったということに対して、これは物すごく説明責任を要する重大なことが発生しているという認識がないことが理解できないんですよ。

それは、さっきの言葉じゃないけど、センシティブなんですよみたいな話じゃなくて、ちゃんと説明責任を果たしてくださいよ。つまり、ある種の特別扱い、ある種の目こぼし、ある種のやっぱり特別な関係、そして、そのことによって、結果的には、不都合な、もっと不都合なことになるわけですよ。つまり、社会構成が遅れるんです。それに、そういう社会感が区長の中にはないですか。ないですか。そこだけお答えください。

○印出井地域振興部長 今ご質問の中に様々特定をされるような表現があったというようなところがございますので、私のほうから一般論としてお答えをさせていただきたいと思いますが、そういった積極的に何か意思が働く逡巡をする場合があったとすれば、逆に、我々としては気がついていたところで、今回、そういったところについて、遺憾ながら気がつかなかったという中で、通知ができなかったということでございます。それにつきましては、今回、1件発覚した後、職員のほうが、もう一度、過去に遡って、全体を洗い出して、もう一件あったというようなところの中で、職員としても、様々議論いただいたように大きな影響があることだと、手続的なミスではあるんだけどその影響は大きいということについて認識して、我々マネジメント層としましても、こういう結果を招いたことについては、大変申し訳なく思っているところでございます。

繰り返しになりますけれども、それにつきましては、発覚後早々に、プレスリリース並びにホームページに公表して、事態の経緯も踏まえて明らかにし、報道機関の取材も受ける中で、一定の説明責任を果たしてきたというふうに認識しております。

○岩佐委員長 小林委員。

○小林副委員長 今、部長がご答弁なさったけれども、冷静に考えると、議会から指摘されなければ、今回の訂正は行われていないでしょう。そこをちゃんと真摯に受け止めないと、ずっと今でもその状態が続いていますよ。議会から指摘されて、議員から指摘されて、ここの行動に移ったのを、あたかも気がついて、組織の中で気がついて、はい、訂正しましたというのは、これ、見え見えですよ。だから、そのところを繕って言っていたら、そういう答弁ばかりになっちゃうから。（発言する者あり）ちょっと待って、ちゃんと反省しなくちゃ、そこは。ちゃんと反省して、（発言する者あり）議会と一緒にやっていくという、それがいいことなのよ。完璧な組織なんかないんだから。だから、二元代表制で、議会からいろいろな指摘を受けて、それを受けて対応するというでいいことになっていくんだから、そこは、議会から指摘もされないで、私たち、気がつきました、ここが間違っていたんでやります、だけど、ここからその前にも調べたら1件ありました。そ

ういうことじゃないんだって。そこをちゃんと真摯に受け止めて対応するということがないと、今、組織自体がそういうことばかりよ。分割審査で指摘を受けて、受けたから、いや、今年からやっていた、受けたのは3月でしたみたいなね、1月からやっていたんですみたいな話じゃないんですよ。そこを真摯に受け止めて対応してくださいよ。じゃないと、何かずっと言い訳を聞いているみたくなっちゃうんで、そこだけはちゃんと、その部分は見直すぐらいのところがないといけないと思いますけど、いかがですか。

○岩佐委員長 反省も足りないということなので、ちょっとまとめて、どなたかしかるべき責任ある方が、事務として、しっかり……

○印出井地域振興部長 ちょっと、1回。

○岩佐委員長 はい。地域振興部長、補足をお願いします。

○印出井地域振興部長 議会から何か特定されるような形で私どものほうに情報が入ったというようなことはないかなと。我々総合窓口の所管では、選挙管理委員会とのやり取りの中でというふうに伺ってございます。特定したということでありましたら、ぜひ、その辺りの経緯も含めて、今後の対応に生かしてまいりたいというふうに思います。

我々としては、繰り返しになりますけれども、当然ながら、事務的なミスであるけれども、その影響は非常に大きいということについてはしっかり受け止めて、反省をし、今後、二度とこういったことのないように改善してまいりたいというふうに認識しております。

○岩佐委員長 もう、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに、地域振興部の所管で質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、地域振興部の総括質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時46分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

政策経営部の総括質疑に入りますが、質疑に当たり、はやお委員から資料提供の申出がありました。本資料につきましては、環境まちづくり部審査の参考資料とし、委員、理事者限りの資料とさせていただきます。また、資料は――違った。環境まちづくり部審査じゃないですね、ごめんなさい。政経部審査、審査の資料とし、委員、理事者限りの資料とさせていただきます。資料は閲覧のみとして、政経部審査終了後、サイドブックス及び理事者フォルダーから削除させていただきます。

それでは、質疑を受けます。（「なしか」「なし」「えっ」と呼ぶ者あり）

えごし委員。

○えごし委員 私から、防災意識の普及啓発の部分で質問をさせていただきます。事務事業概要は221ページ、予算案の概要は156ページです。

今回、分科会でも様々議論されていましてけれども、令和7年度の予算では、この防災フェスタというのを新しく行う予定ということで、予算規模としては2,000万円という話が分科会でもありました。イベントとしては大きい予算になっているなというふうに

も感じるんですけども、私としては、しっかりお金をかけていただいて、素晴らしいフェスタをしていただきたいというふうに思いますが、主に何の費用になっているか、お聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 ジャあ、防災フェスタの開催につきまして、説明をさせていただきます。

まず、防災意識の普及啓発につきましては、5,200万円余りの予算を計上しておりますが、そのうち、防災フェスタの開催については、2,045万円を計上しております。内容、内訳を説明いたしますと、まず、防災意識の普及啓発といたしまして、委託料、イベント実施委託を1,500万円、イベント周知用のチラシの全戸配付を50万円、次に、一般需用費といたしまして、防災フェスタ来場者配付用の啓発物品として、えいようかんというようかんの防災備蓄用のものですね、こちらを1万個として385万円、また、区民の皆様へお配りする防災Tシャツが110万円となっております。また、委託費用1,500万円の業務概要を説明いたしますと、まず、内容といたしましては、イベントの企画提案業務、こちらについては、コンテンツ例といたしまして、キャラクターであったり、タレントであったりのゲストを起用した区民等の防災意識向上に寄与するステージイベントを行います。また、子ども・子育て世代向けの体験型ワークショップであったり、それと併せまして、4月1日にリリースいたします千代田区防災ポータルサイト、防災アプリのPRを行うところです。そのほか、委託業務といたしましては、イベントの開催準備管理業務、イベント当日の運営業務、イベント実施に伴う会場設営及び撤去、そして、その他イベントの実施に関わるることとなっておりますが、このイベント自体を日比谷公園の共催で、日比谷公園の多くを使って行うもので、かなり大規模のイベントとなる予定でございます。それゆえの予算ということでございます。

説明は以上でございます。

○えごし委員 ありがとうございます。

委託として1,500万かかるということで、結構かかる。でも、今、大規模なという話もありましたので、そこはまたしっかりとよりよいフェスタになるようにしていただきたいと思うんですけど。先ほどもお話ありました開催場所として、日比谷公園が検討されているということ——あ、日比谷公園でという話と、あと、分科会でもいろいろとやっぱり周知についてというお話も様々ありましたけれども、しっかり周知して行ってほしいと。でも、やっぱり多くの方にこのフェスタに参加してもらって、また特に子どもたちとか、親子連れ、今までなかなかそういう避難所の訓練とかに参加できなかった層に参加していただきたいという話もありました。やっぱり、そういう子どもたちも参加するというためには、先ほど体験型という話もありましたけれども、子どもたちが本当に体を使って遊びながら体験できたり、ここに行ったら遊びながら学べるよう——学びたいという思いでなかなか子どももそこを重視していくというのは難しいところもあると思うんですけども、体を使って遊べるということと、集客、来てもらえるようにするというのがすごい大事だと思っております。

だから、そこら辺の内容、様々検討していただいていると思いますが、子どもたちが体を使って遊びながら体験できる、そういうところについて、いかがお考えでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。子どもたちに向けては、体験型ワークショ

ップといたしまして、体と頭を動かしながら楽しく防災を学べる複数のアクティビティを実施して、それら、アクティビティを全て体験することで、いわゆる防災の景品を交付するような催しを考えておりますので、また、区内の小中学校を中心に、子どもたちを、また、その親御さんたちもしっかり呼び込んで、防災の普及啓発に努めたいと考えております。

以上でございます。

○えごし委員 先ほど日比谷公園のという話もありました。東京都とどういうふうに協力していくのかということも、ちょっとお聞かせいただきたいのと、あと、もう一つ、たしか開催時期は9月頃という話もありました。結構、昨年とかだと、9月、天候が雨とかも多くて、日程を見て、去年のそういう同じ防災フェスタとかされている自治体だと、雨天で中止になっているところとかも結構あったんですけども、これ、実際、雨の場合とかは、中止になるのか、それか、天候が厳しくても、少し行うような検討をされているのか、お聞かせください。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。天候にいたしましては、9月の後半ということで考えておりますので、委員おっしゃるとおり、天候不順について、非常に気になるところでございます。ただ、今回の場合、共催の日比谷公園の事情でございまして、10月、11月等の時期が使えないということがございまして、それによって、9月28日、前倒しで予定をしておるところでございます。

また、イベントにつきましては、基本、荒天の際は中止となっておりますが、少々の雨であれば実施する予定でございます。また、日比谷公園のご協力もありまして、日比谷公園の中でも、日比谷図書文化館、大ホール、小ホール等を持っている日比谷図書文化館も会場として使用できることとなっておりますので、雨天となりまして、ある程度のイベントは実施できるものと考えてございまして、そのように調整していく予定でございます。

○えごし委員 東京都との協力という点で、どういう感じか、お願いします。

○山下災害対策・危機管理課長 東京都の協力といたしましては、主に、水道局、下水道局であったり、そのほか、やはり3月にキタコンDXというものをリリースしておりますので、それらを持っている総合防災部とも調整して、イベントを実施してまいりたいと考えております。

○えごし委員 しっかりと予算も取って、様々検討していただいて行っていくということで、分科会でもお話もありました、またぜひ毎年行ってほしいということで、分科会でもそういう議論がございました。確かに、やっぱりと、意識の、防災意識の向上をまたしっかりと普及させていくという意味では、毎年、やっぱりこういうしっかりイベントを行っていただきたいなど。ただ、予算もあるので、そこら辺は、多分、またいろいろ検討しつつということにはなると思うんですが、先ほどもあった日比谷公園でも、11月はデフリンピックなどもありますので、使えないということだと思います。

今後、そういう開催の時期とかも検討しながら、イベントの予算とかも検討しながら、ぜひ、毎年行えるような形でしっかり検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 えごし委員のご指摘のとおり、災害対策、最も重要な自助の部分を中心に広めるかということにおいて、この防災フェスタという形式が非常に有

効であると考えておりますので、令和8年度以降も、ここまで大規模なものではないにせよ、実施はしていきたいと考えております。

○えごし委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

また、フェスタ自体は、こうやって年に1回だとは思いますが、来年度からそういう防災アプリですとか、様々、新しい形もリリースされていくと思います。その上で、例えば、そういう防災アプリの使い方とかも、親子とか、おばあちゃんと孫が一緒にとか、そういう形で一緒に学べるような防災講座とかも、ぜひ開いていただきたいと思いますし、スマホ講座とかも行われていると思うんですけども、そういう中でも、親子で一緒にとか、防災アプリを使いながら、防災について学べるという、そういう講座もぜひ開いていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。今後、やはり、小さいお子さんへの防災教育、また、親御さんたちへの防災意識の向上という点は、非常に大事なことだと考えておりますので、えごし委員のおっしゃった親子教室であったり、また、高齢者向けのスマホ教室等でも、この防災アプリのインストール、あと、使い方の説明等々を広めてまいりたいと考えております。

○えごし委員 最後に、この防災訓練というところでも、少しだけ質問させていただきたいんですが、私、本会議で、今回、ペットとの同行避難についてということで質問をさせていただきました。その中の答弁の中で、避難所でのペットの適正飼養ルールということについて、ペットのいる人といない人の部屋を分けるという基本的なルールが定められていると、区として、というふうに伺いました。今の地域防災計画の中には、そのルールの記述は修正されたのか、そういう記述はないかなと、私も見た上で思っているんですけども、この区のお考え方として、避難所ではペットのいる人といない人の部屋を分けるという考え方がしっかり残っているということでもいいのか、確認させてください。

○山下災害対策・危機管理課長 えごし委員のおっしゃっているペットのいる人といない人の部屋を分けるという点につきましては、確かにおっしゃるとおり、地域防等には掲載されておりましたが、過去の答弁で執行機関として回答しております。その意味するところといたしましては、やはりペットのいる人、まず、前提といたしましては、ペットのいる人がペットと同室ということではなく、ペットのいる人に猫の毛など、アレルギーが付着しているようなケースもございますので、ペットアレルギーの方とは同室することはできないという考え、また、ペットのいる方の部屋をペットゲージ置場の近くにする等の配慮をするということ、そういった意味合いだというふうに我々は考えております。

また、ペット防災につきましては、やはり難しいところがございますので、まず、ペットを飼っている区民の皆様に、引き続き、同行避難の考え方について、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、国や都の動向、また、他自治体での実際の事例等々について、引き続き注視して研究してまいりたいと考えております。

○えごし委員 基本的に、今、課長がおっしゃっていただいたような考え方でしっかりやっているということで、私も質問、一般質問のほうで、やっぱり同室避難ですね、ただ、これはペットがいない人のところにも一緒というわけではなくて、ペットのいる人が、先ほどの話でもありましたけれども、ペットと一緒に避難できるように、ペットのいる人

がペットと一緒に避難できるような部屋をしっかりと確保していくというのはすごい大事な事だと思っております。先ほど言ったように、ペットのいる人といない人というのを分けていくと。さっき課長からもペットのゲージの近くにペットのいる人の部屋をすとか、そういう考え方もすごい大事だと思いますし、先ほど私が言ったようなペットと一緒に部屋で避難できる同室避難場所を確保していくというのもやっぱり大事だというふうに思いますので、今後、区として、そういうペットに対する考え方、今、ペットの考え方がしっかりあるんだよというの、しっかりと周知をしていただいて、各避難所での部屋の検討というところをしっかりと促進、ペット関連の部屋確保、この部屋を確保するための各出張所での取組というか、そこの促進もしっかり進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○山下災害対策・危機管理課長 ペットの同行避難につきましては、従前から先ほどの説明のようなスキームとございますが、でやっておりますが、今後、様々な選択肢があると思います。自助、共助の部分の共助であったり、また、第三者とございますか、いろんな機関との協定であったり、様々な手法があると思いますので、そういったところも踏まえて、検討を進めてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 それでは、私は、区が契約している事業者で働く労働者の労働環境や給与についてお伺いをしたいと思います。いいですかね。

官製ワーキングプア、これが大きな社会問題になったときに、公契約条例、これが非常に注目をされましたけれども、千代田区は2014年10月1日から先駆けて公契約条例を施行しております。まず、区にお伺いしたいんですけども、この公契約条例が施行されたことによる効果、これをどのように認識されていきますか。

○武笠契約課長 公契約条例は、従事者の適正な労働環境確保と公共工事、公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的に実施しております。対象としている契約について、一定の効果があつたものと認識しております。

○牛尾委員 公契約条例を結んだ企業は、公契約条例で制定されている賃金、これをしっかりと保障しなければならないとなっております。今、公契約条例で決められている賃金の最低限、これは特殊な仕事じゃなくて、一般的な賃金の最低限は時給幾らですか。

○武笠契約課長 一般的な部分につきましては、令和6年度は1,200円でございます。ただ、令和7年度につきましては、大幅に上げまして、1,335円を予定しているところでございます。

○牛尾委員 それで、この公契約条例、どのように守られているか、これをしっかりとチェックしていくことが大事なんですけれども、この公契約条例で結んだ企業が下請に仕事を依頼する。この場合も、当然、公契約条例の対象になりますよね。

○武笠契約課長 下請も含めて対象となっております、そこも含めて、確認をしているところでございます。

○牛尾委員 問題は、しっかりとそうした最低賃金、労働環境が守られているかどうかですけれども、このチェック体制を教えてください。

○武笠契約課長 契約課の職員が担当者を中心に確認をしているところでございます。

○牛尾委員 じゃあ、今のところ、全て契約している職場、会社、しっかりとそうした賃

金が守られているという認識でよろしいですか。

○武笠契約課長 現時点で確認したところでは、全て守られている状況でございます。

○牛尾委員 当然、公契約条例の場合は、指定管理、業務委託、全て入ると思うんですけども、中には、例えば、ある図書館の賃金を見ると、ちょっと届いていないかなというところもありますし、子ども施設でのアルバイトにしても、ちょっと安いんじゃないかという募集要項も見受けられますけれども、そうしたところもしっかりチェックされていますかね。

○武笠契約課長 公契約条例の対象としておりますのは、業務委託でも一定の範囲となっております。例えば、施設管理ですとか、給食調理、清掃、窓口等の業務でございます。こうした対象の業務につきましては、全て守られていると認識してございます。

○牛尾委員 やっぱり働く人からすると、区と契約をして働いているという認識だと思うんですね。やはり公契約条例で結ばれているところで働く方は賃金を保障され、そうでないところは、残念ながら賃金が安いという差をつくってはならないと思うんですけども、今後、そうした子ども施設なり図書館なり、対象を広げていくという考えはいかがですかね。

○武笠契約課長 区といたしましても、きちんとそういった賃金下限額が守られた状態での適正な労働環境が広がることを望んでいるところではございます。そのため、毎年、対象となる金額を引き下げまして、対象範囲を拡大しているところでございます。今年度でしたら、工事でしたら1億1,000万円以上、業務委託でしたら2,400万円以上を対象としておりますが、令和7年度は、工事1億円以上、業務委託2,000万円以上を対象とするところでございます。

○牛尾委員 なかなかそうした額の制限がありますから、ただ、新宿では、より対象を広げるということで、工事契約では1期2,000万円、ここまで下げておりますし、業務委託では1,000万円、ここまで引き下げています。これをさらに契約の額を引き下げて、対象を広げていくというお考え、もちろんそうなった場合、賃金の下限を守らなくてはいいから、その会社への営業というか、利益がどうなるかというのもあるんですけども、そこはしっかりサポートしてもらって、対象を広げていくと。小さい会社でもしっかり賃金を保障していくという考えは、いかがですか。

○武笠契約課長 新宿区などでは千代田区よりも公契約条例の対象となる予定価格が低く対象が広いことは、ご指摘のとおりと認識してございます。ただ、委託及び指定管理につきましては、新宿区などは、賃金下限額が1種類であるのに対し、千代田区では職種別を設定しております関係で、7種類の賃金下限額がございまして、公契約条例の対象契約は、事業者職種ごとに下限額以上の賃金を支払っていることが分かる報告書ですとか、社会保険、雇用保険に適正に加入していることを証する書類等の提出を求めておりまして、事業者の負担が大きくなっております。そのため、職種別の賃金下限額を設定する区は、対象とする契約の金額が高い傾向にございます。

千代田区では、令和7年度から対象の金額を引き下げますけれども、対象範囲につきましては、公契約審議会の審議を踏まえて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○牛尾委員 ぜひ、審議会のほうでも検討を進めるようにしていただきたいと思います。また、賃金下限額、新宿の場合は、千代田区より大体100円高い状況ですね。今、物価

高騰が続く中で、時給1,500円じゃないといけないというふうにもなってきています。こうした社会状況から、下限額を引き上げていく。その場合、もちろん、当然、事業者にもご負担はかかるんですけども、そうしたお考えというのはいかがですかね。

○武笠契約課長 公契約条例を実施している各区において、来年度に向けても、引上げの傾向であろうという話は出ているところでございます。その中で、千代田区は、職種別を実施しております関係で、職種別の下限額を平均いたしますと、もう既に1,500円を超えているような状況がございます。今後も、社会情勢などを見極めながら、公契約審議会の審議を経て、適正な設定をしてまいりたいと考えております。

○牛尾委員 じゃあ、最後。

ぜひ、検討していただきたいと思います。確かに、特殊な作業員の方は、時給3,000円台だったりとか、それ以上だったりとか、そうした方もいらっしゃいますけれども、大体、多い、働く方が多いのは、やっぱり上記以外、その職種じゃない方々がたくさんいると思うんですね。こうした方々の賃金を上げていくというのが私は必要だと思えます。

あと、業務委託の場合は、例えば、介護職でいっても、一般の方よりも10円高いぐらいです。保育士は設定されていないし、図書の司書というのも設定されていないと。こうした専門職の方については、もう少し賃金下限額を上げるべきじゃないかと思えますけれども、そこについてもご検討をお願いしたいんです。

○武笠契約課長 そうした賃金下限額の設定につきましては、今後も、公契約審議会の検討を踏まえて、検討してまいりたいと考えます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○おのぞら委員 選挙について、伺いたいと思います。

2月に区長選と区議補欠選挙が行われたわけですが、区長選挙の投票率、こちらは39%ということで、前回45%、前々回が53%であったことと比べて、かなり落ちたように思います。天候が優れなかったということもあると思うんですけども、2年前から14ポイントも下がったと。過去最低の投票率であったことについて、選挙管理委員会として、どのように捉えて、分析しているのか、教えてください。

○河合選挙管理委員会事務局長 ただいまおのぞら委員からご指摘があったとおり、前回の選挙、過去最低で40%切ったという状況がございます。そういう中で、選管としては、天候ということは確かにあるんですけど、明確にということまでは確かに把握できていないというのが正直なところでございます。ただ、選挙につきましては、投票率の向上ということは大切なことなんで、それにつきましては、引き続き取り組んでいきたいというふうに、選管としては考えております。

○おのぞら委員 民意の反映ということで、もう投票率をもっと上げることが大切だと思うんですけども、今回の予算においては、選挙啓発宣伝活動費用として72万6,000円が計上されております。先日の区長選挙においては、紫色の小型電気自動車、こちらが2台連なって区内を走っていらっしゃったかと思うんですけども、こちらは、どのくらいの費用をかけていらっしゃったんでしょうか。ちょっと私は効果がよく分からなくて、効果はどのように見ていらっしゃるんでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 今回、2台のラッピングカーといいますが、それを回しております、大体、100万を切るぐらいの90万円台という形になってございます。ラッピングカーはもちろん投票率向上ということでやっておりまして、国政選挙とか、都知事、都議選に比べますと、マスコミの取り上げ方がやっぱり区長、区議選のほうが少ないのかなということがありますので、過去から自前の選挙と私は呼んでいるんですが、自前の選挙のときには、区民の皆様、その辺り、選挙がありますよということ、いつありますよということで周知をしていきたいということで、回して、車を動かしているという状況でございます。

○おのでら委員 ラッピングカーということで新しい試みだったとは思いますが、車両の車高が低くて、自転車ぐらいの高さだったように思うんですね。そうすると、軽自動車よりも小さいような感じで、靖国通りとかを走っていると、植栽ですとか、看板に隠れてしまったんじゃないかなというふうに思いました。

今年は、都議選ですとか参院選もありますので、今後は、もっと効果的なものを模索していただいて、選挙啓発活動を行うべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。先日、渋谷区を歩いていたときに、大型のアドトラックを警察が利用してまして、闇バイトの注意喚起というのをしていたんですね。すごく目を引いたというのもありましたので、そういったいろいろな車とか、あるいは、何というんですかね、よくあるジュースの何か缶を後ろに乗せたようなとか、かなり目を引くと思うんですね。ちょっと面白い車両というのを、今後、模索していただければいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 今ご指摘の小さくて見えないんじゃないかということも、今ご指摘でございますけども、もともと小さい車両を使っているということにつきましては、細街路とか、商店街とか、そういう細い路地とかということところにも入っていけるようにということで、大型のやつは使っていないというのが——で選んでいるという状況でございます。ただ、今言ったように、隠れて見えないということだと、効果が薄れるということもございまして、そういう点からしましても、ちょっと車両の選択に当たっては、こういうラッピングカーを取り扱って、レンタルといいますが、してくれるところの業者のほうに、ちょっとどんな車両があるとか、どんなラッピングができるかということは、研究させていただきたいなと思っております。

○おのでら委員 別の話ではあるんですが、今回、竹久夢二の作品をデザインした投票済証を配付したと思うんですが、いい試みだったとは思いますが、こちらの効果はどのように検証されていますでしょうか。常任委員会の話の中で、25%の配付率ということだったんですが、もっと周知してもよかったんじゃないかなと私は思っています。

先ほど話が出た和泉橋出張所、こちらでどのように配付したのかというのはちょっと分からないんですが、少なくとも九段小ではかなり積極的に配っていただいたんですね。なので、もっと積極的に配るですとか、今後の選挙でどのように配付、配付をこれからも続けていくのか、この辺りのお考えをお聞かせください。（発言する者あり）

○河合選挙管理委員会事務局長 今回、初めてデザイン化した投票済証という形を取らせていただきました。投票済証は、本来、希望者にお配りするというので、これまでもやってきたということでございます。それで、今回、今までの投票済証って、紙のぺらぺらの

やつをやっていたんですけど、今回、その辺り、広報とかそういう形では、あと、新聞も、都内ですと2社ぐらいには取り上げていただいたんですけども、その辺りで、あと、初めてということで、各投票所ごとに投票済証の認識を、どういうふうに投票に来た人に分かっていただけるような配置とか、いろんなことがあろうかと思っておりますけども、一定程度、共通した形で投票済証希望者の人にはお渡しできますよということに、次回以降の選挙では取り組んでいきたいと思っております。

また、それに関しましては、各投票所、投票所の広さとか動線とかが違いますので、全く同じ形ではできないんですけども、そういう中で、一定程度、各投票所の事務総括者とか庶務主任とかに、どういう形がいいかということで、ちょっとある程度までできる限り統一的にやって、配付の効果を向上させていきたいなと思っております。

過去に比べますと、正確なデータを取っておりませんが、過去だと、大体、四、五百枚ぐらいだったのが、今回、5,000枚を超えていますので、10倍は超えたのかなと思っておりますので、選管としては、まず、1回目としては、まあまあ持って行って配付できたのかなとは思っております。

○おのぞら委員 千代田区の魅力を伝える、いいツールになると思うんですね。で、投票率を上げる効果もあると思います。竹久夢二とかそういったものをちゃんとデザインすると、コレクションする方もいらっしゃると思うんですね。一つの例として、川崎市ですと、一人一人の投票の歴史を刻む取組として、選挙コレクションというような形で、台紙を作って、それを貼っていただいて、これまでの選挙に行こうという気持ちをかき立てるとともに、今までの思い出として残る、そういった取組もされていたりするんですね。千代田区も、ぜひ、竹久夢二の芸術作品を取り扱うなら、なおさら、そういうのをやったらいかがかないところですか。いかがでしょうか。

あと、今回の投票済証はしおりとして使用できるという触れ込みですけども、材質、先ほどはぺらぺらというふうにおっしゃっていましたが、確かにぺらぺらだったと思うんですね。当日も雨が降っていましたので、ちょっと外に出すと、もう、すぐぬれて、ぐにょぐにょになっちゃうと。あと、コレクションということも考えると、今後は、もうちょっと材質もよりよくして、硬いものとか、雨に強いものとか、そういったものにする工夫というのができたらいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 まず一つ目の竹久コレクションという形で、それは、選管としても、一つの狙いとしては、ある程度連続して集めていただけるような形ということでやっていただければ、投票率向上にもある部分少しは寄与するのかなというのは思っております。竹久夢二をいつまで使うかというのはまだ決めてございませんけども、選挙管理委員会のほうでは、今年執行予定の二つの選挙につきましては、まず、竹久夢二でいくという方向性は確認しております。

二つ目のしおりとして使えるよという形で触れ込みはしたんですけど、今、おのぞら委員ご指摘では、ちょっとぺらぺらじゃないかということにつきましては、ちょっと、どういうふうな形で材質等をするかということは、検討させていただきたいと思っております。

○おのぞら委員 あと、配付対象について教えていただきたいんですけども、親と一緒に来た場合、その子どもには配付を頂いているのでしょうか。例えば、北九州市ですと、ハローキティのデザインで、親子連れ、家族連れにも配っていると。総務省の調査では、子

どもの頃に親の投票についていった人は、投票に行く割合が20ポイントも高かったそうです。先週の千葉県知事選のときにも、小学生低学年と一緒に親御さんと来た場合には、記念証を配付するとか、そういった工夫もされているそうなんです。ですので、子ども用のデザインですとか、子どもにも配付する、こういったこともご検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 まず、基本的なところを申し上げますと、投票済証は投票した方にお配りするというのが基本ですので、それをもってお子さんにお渡しするということが難しいのかなと思っております。それに代わるものとして、何かお子さん向けといたしますかね、そういうものがお渡しできるかどうかということは、ちょっと、今、他区の、他都市の事例とかがありますので、その辺り、ちょっと研究させていただきたいと思っております。

○おのぞら委員 最後。

最後に、投票済証を商店街ですとかお店で提示すると割引やサービスを受けられる動きというのは全国で広がっております。区内の地域経済活性化のためにも、区として、うまく店舗や商店街に啓発することはできないのか、例えば、サービスを提供するお店にこういったサービス、投票済証を出せば、サービスが受けられますよというようなのぼりですとか、あと、ステッカーですとか、ポスターですとか、そういったような提供ですとか、うまく区内の商店とコラボレーションできるような取組というのはできないんでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 選挙の、本来といいますか、選挙を選挙人の方が自分のご判断で選挙に行っていたとというのが基本でございますので、そういう面からして、今おっしゃったとおり、投票率のいわゆるあれですね、選挙割と言われているようなものということに関しまして、選挙管理委員会としましては、選挙を公正に執行するという立場からしますと、選挙管理委員会でそのようなことをするのは難しいと考えておりますし、そういう専門の方といたしますか、そっちの道の方々や選管が取り組むには適切ではないというような見解も示されてございますので、ちょっと選挙管理委員会としては難しいということでございます。

○高橋商工観光課長 今、委員ご指摘のところ、ほかの地域で行われている選挙割につきまして、民間事業者が主体になっているところが多いという状況でございます。他の地域で行われている選挙割で、やはり、ほかの自治体でも様々検討はされているようでございますけれども、例えば、割引の原資に税投入をすることがよいのかというような検討もあったようでございます。また、千代田区の場合、地域の特性として、選挙が行われる日曜日にお休みのお店も結構多いというところもあるので、商店街としてできるのか、または連合会としてできるのかということも含めて、ちょっと様々研究が必要かなと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに……

○牛尾委員 関連で。

○岩佐委員長 関連。

牛尾委員。

○牛尾委員 投票率を上げていくということですが、もちろん、そうした宣伝で選

拳があることを知らせていくというのは非常に大事なことだとは思いますが、いま一つ、やはり区政で何が行われているのかと。自分たちが選んだ議員や区長さんが何をしているのかというのを、やっぱり住民の方々が知っていくということも、投票率を上げていくことにつながっていくんじゃないかなと思うんですね。

特に、やはり、未来の有権者の子どもたちがいかに議会でどんなことが話し合われ、区政でどんなことが行われているのかというのを知っていくことが未来の選挙権を持った際に投票をしていくということにつながっていくと思うんですけども、主権者教育、非常に力を入れていく分野だとは思いますが、そこについての、聞いちゃいますね、教育委員会の見解というかな、考えを教えてくださいませんか。

○岩佐委員長 教育委員会。大丈夫ですか。（発言する者あり）

休憩を取りますか。休憩します。

午後3時25分休憩

午後3時29分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。指導課長。

○上原指導課長 区政が何しているか、また、投票等のところということで、教育委員会としまして、まず、各学校において、特に中学校においては、生徒会の投票に関して、投票箱等を選挙管理委員会からお借りしまして、実際の投票、模擬投票という形で、そういった形でも投票について教えています。また、併せて区政について考えるというところで、例えば、小学校においては千代田学というような取組で、区政全般で自分たちも考えていくというような、そんな取組を行って、区政全般に興味、関心を持つようなこと、また、自分たちも参加できるような、そんなふうな取組というところで進めているところでございます。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 えらい答弁に時間がかかりましたけれども、ぜひ、（発言する者あり）引き続き強化していただきたいと思いますということですね。

あと、いま一つ、やっぱり区民の方に区政のことを知っていただく上では、以前は「出張！区長室」とか、区の長が直接説明をする場というのが設けられていましたけれども、ぜひ、そうした場も含めて、身近に区の区政をすることができる場の設定というの、併せてお願いをしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○岩佐委員長 どなたが答えになりますか。（発言する者多数あり）

休憩。休憩。休憩。（発言する者あり）

休憩します。（発言する者多数あり）

午後3時31分休憩

午後3時31分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁をお願いします。政策経営部長。

○村木政策経営部長 中断させて、申し訳ございませんでした。

ただいまはお委員からお話がありました、（発言する者多数あり）失礼しました、ただいま牛尾委員からお話がありました。区長が様々な場面において、区民の皆様の意見

を聞く機会、そういったものを、その重要性については、私どもも非常に大切なことだというふうに認識してございます。こういった形でやるかにつきまして、区民の意見をこういった形で区政に反映していくか、それについては、内部でもまた様々いろいろなところで考えているところでございますので、また積極的に、前区長と同じようにやるかどうかはちょっと別問題といたしまして、今の樋口区長の体制の中で、そういったこともしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○はやお委員 人材の、公共施設、財政を加えて、情報がどのように三位一体、有機的に連動し、行政運営がされているか、強い組織にするにはどうしていったらいいかということについて質問させていただきます。

項目につきましては、総括項目を挙げました、一つが職員数とその採用戦略。民間開放を踏まえた効率的な施設整備計画と財政運営、そして、全般にわたるところ、委員長のほうの議事整理をしていただきまして、横断的な事項のところに、組織強化と働き方改革の実態と、このことを混ぜて質問させていただきたいと思えます。

まずは、この資料を作っていただきまして、執行機関に対して、お礼申し上げます。ありがとうございました。お手数かけました。

それでは、追加資料13から14、15、16について簡単に説明していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○神河人事課長 それでは、私、人事課長のほうから追加資料13について、概略の説明をさせていただきます。

まず、上段の表でございますが、職員採用数の推移ということでございます。過去10年分、そして、次年度の採用見込みも含めまして、各年度、4月1日時点の数値を記載しているところでございます。また、採用者の職別の人数内訳も記載させていただいているところですので、ご参考いただけたらと思えます。

下段の表でございます。職員数及び妊娠出産休暇・育児休業・介護休暇取得者数の推移でございます。過去10年間分及び次年度の職員数、そして、そのうち、妊娠出産休暇・育児休業・介護休暇を各年度4月1日時点で取得していた人数、取得する見込みの人数を記載しているものでございます。

説明は以上でございます。

○中根財政課長 それでは、資料14につきまして、まずご説明申し上げます。

資料14につきましては、人件費と情報処理費と公共施設等の将来費用の試算額の一覧でございます。人件費につきましては、一般会計の職員費を人件費ということで、平成28年度から令和5年度までは決算額、6年度と7年度については予算額を記載しております。情報処理費につきましては、ここにも書いてあるとおり、情報処理費については、情報処理費の中で、うちリプレース経費につきましては、米を打ってあるように、全庁LAN、書いてある経費を表示いたしております。

そして、下段の公共施設等の将来費用試算額につきましては、今般作成いたしました公共施設管理方針の中でお示ししている将来の資産額を、10年間、ここに掲載したものでございます。

○御郷企画課長 では、追加資料15のほうをご説明させていただきます。令和6年度将来像に向けた方向性、取組み、複数年度の視点でございます。

こちら、1枚目のA4縦でございますけれども、令和6年度の予算になりますので、昨年公表した分でございます。こちらのほうの複数年度の視点の128項目につきまして、部ごとの中での新規、拡充、新規・拡充、その他という形の内訳を示しております。また、一番右の列に、今年度公表しました令和7年度予算の分で、同趣旨で掲載している部分92項目でございます。

1枚おめくりいただきまして、A3横が128項目の内訳明細になっております。

以上です。

○中根財政課長 続きまして、資料16のご説明でございます。

資料16につきましては、不用額のうち工事請負費の割合と主な繰越事業の一覧というものを掲載いたしております。不用額のほうですが、ご質問、資料自体は、投資的経費ということございましたけれども、投資的経費の不用額の資料を作るに当たっては、今般の工事請負費を投資的経費として掲載しておりますが、委託料ですとか、備品購入費とか、公有財産購入費とかというものも、中には投資的経費に換算されるものもございますけれども、それにつきましては、もう事項を一件一件全部見ていかないと、それが投資的経費なのか、普通の業務委託なのかというところ、ちょっと1件ずつというわけにはちょっとなかなか時間的にそこまでということは足りませんでしたので、今回は、暫定的に投資的経費というのは工事請負費ということでお示しをさせていただいております。

そして、下段のほうは、その年度年度の――あ、その金額の平成26年度からの令和5年度までの合計額一覧が上段です。下段につきましては、主な繰越事業ですので、上段の表のCのところの翌年度繰越額のところの、それぞれの年度のうち、上位の金額の上位三つをそれぞれ掲載しているものでございます。

○はやお委員 ありがとうございます。

基本的なところをちょっと確認させていただきたいと思います。13のところですね。まず、職員採用数及び職員数の推移というところで、なかなかちょっとイメージが違って――私がお願いしたのは、この要求水準なんですけれども、この保育士というのはどの辺に入ってくるころなのか、この枠でいいましたら、どこだかお答えください。

○神河人事課長 保育士は、この中の福祉系の中に含まれます。

○はやお委員 そして、2番のところの、ちょっと私が要求水準のところ足りなかったのかもしれないけど、定員数ということでそれぞれ書いてありますけど、職員定数条例がありまして、キャップ、一応、これ以上いけないよといったときの、この辺、どういう数字で、多分、上がっていったと思うんで、ここへ書いてある、例えば、28年から30年がキャップが幾つだよとかというのが分かったら、ちょっとそこのところをお答えいただきたい。

おまえが調べろと言われちゃったら、しょうがない。

○岩佐委員長 人事課長じゃないの。

大丈夫ですか。

○はやお委員 難しいことは聞いていない。

○岩佐委員長 じゃあ……

○はやお委員 じゃあ、後で調べて……

○岩佐委員長 確認してもらっている間、次の質問に行ってもらってもいいですか。

○はやお委員 じゃあ、このところで調べていただいて、このほうの資料で何かといったら、本当に人が足りているのか。採用のほうの立場から、人事のほうから立場としたら、十分足りていますよというのは、当然のごとくです。それができていないといったら、行政上あれなんですけど、ただ、今感じていることが、派遣社員がその部署に配置されていて、派遣社員はローテがかからないと。でも、直接の職員たちはローテがかかるんで、その事務に対して精通するのに時間がかかる。こういう課題があるんだというのは、ちょっと一部聞いたことがあるんですね。それとか、実態がどうなのか分からないんだけど、育児休業を実際されている、今、これ、パーセンテージから見たら、それぞれ調べてみると、例えば、令和7年の見込みですけれども、63人、これが約4.8%ぐらいが、例えば、育児休業していると。こういうところで、実際、数的にいったら、人数も上がっているから増えているんでしょうけど、この辺の実態というのはどのように捉えているのか。派遣社員のこと、そして、また、育児休業の実態を踏まえて、どういうふうに人事のほうは捉えて充足しているというふうに考えているのか。いや、足りていないという、いろんな一足りていないとは言わない、問題がある、課題があるというのであれば、そのところをお答えいただきたい。

○神河人事課長 ご指摘のように、こちらの育児休業の取得者、ここ近年、増え続けているような状況でございます。これは、若い職員がやはり増えておりますので、どうしてもこのような状況になってしまうのかなというふうには思います。この辺につきましても、育児休業ですので、やがては職務のほうに戻ってくるということを前提としまして、やはり一時的に職場のほうから離脱するというような形のことを踏まえまして、派遣職員で代替をするということを基本としながら、ただ、近年は、職員の各職場の声を聞きますと、同じ職場から育児休業の職員が複数人出てしまうと、なかなか派遣職員での代替は難しいと、そのような声も頂くところでございます。そういったものを踏まえまして、派遣職員がいいのか、それとも、会計年度任用職員がいいのか、そういったところで、ご選択いただくような形のことであったりとか、あと、今年、あと、昨年度ですね、採用のほうを大変強化してまいりました。そのことによって、これが派遣や会計年度任用職員じゃなくて、一般の職員を重複配置するというような形のことも可能な職場というものを考えておりますので、そういった形のことで対応させていただいているというような現状にございます。

○はやお委員 そういう様々な、で、あと、時代が先ほど働き方ということでなると、私も昭和時代ですから、もう、もし管理職になっているとき、休むということはなかなかできなかったと思う。でも、今の時代は、休んでいただかなくちゃいけないという社会趨勢ですから、そうすると、どういうふうに担保していくのか、行政サービスを提供していく上で、どういうふうにしていくのか、これは、課題として、ちょっと押さえさせていただきます。

そして、まず、14番のところですね、このところについては、人件費については、人件費及び情報処理・公共施設等将来費用試算額一覧というところで見させていただくと分かるんですけども、そこで、ちょっと確認したいところが、大体、人件費というのは、平常的だと思うんですけども、特に突出しているところが令和5年度から令和6年度にいく

ときに、ここのところで、約26億、金額的に多くなっているんですけど、これは、どう
いうような原因で急に増えているのか、お答えいただきたい。

○神河人事課長 令和5年度、令和6年度につきましては、やはり採用数が増加している
ことによる増が考えられるところでございます。

○はやお委員 それと、私も、組織論から見て、あんまり細かいことを聞くつもりはない
んですね。そうすると、何かというと、全体的に、ここのところは、人件費はこうだろう
と。そして、情報処理費というのを、ここのところが、全部で令和7年度まででやると2
22億になります。そして、リプレース、つまり、ソフトだとかハードも入るでしょう。
そして、それが41億ということになると思うんですけども、この辺については、間違
いないのか、お答えいただきたい。

○吉田情報システム課長 デジタルにかかる、ここ10年で大きく増加している理由とし
ましては、特に令和3年度、4年度に全庁LANシステムのリプレースを行いまして、こ
れまで三層の中でLGWAN環境を業務の中心にしていたところから、オンライン化やク
ラウド利用などを見据えたインターネット接続系での業務、いわゆるβモデルに転換し、
さらに、令和6年4月には、財務会計、文書管理、電子決裁システムをインターネット側
にリプレースしたことで、β'モデル環境で業務を行っているところでございます。この
環境では、情報資産、電子データ等をインターネット側に配置するなど、セキュリティの
対策の強化をすることも必要となり、経費が大きく伸びてきている状況にございます。加
えて、標準化ですね、基幹業務の標準化の取組、ガバメントクラウドの利用の取組のほか、
区民ポータルサイトの運営ですとか、ワークプレイス変革の検討などにも取り組んできて
おり、情報処理費の増加傾向にあるものと認識してございます。

○神河人事課長 すみません、委員長、人事課長から補足させていただいてよろしいでし
ょうか。

○岩佐委員長 はい。

○神河人事課長 すみません。令和5年度、令和6年度の、こちら、人件費のところでご
ざいますが、令和6年度と令和7年度は、これは予算額ということでございますので、そ
れは、その前の令和4年度、令和5年度までの決算額とちょっと異なるところでございま
すので、その点はご了承いただけたらと思います。

○はやお委員 そういうことでしょう。実質ベースのところとちょっと枠を大枠を取って
いるからというところの違いがあったと。こういうことですね。承知しました。

それと、あと、その下にあります公共施設等の建替え・改修等に係る将来費用の試算額
というところなんですが、ここのところを見ていただくと分かるのが令和7年、そして、
また、令和13年、14年といったところが100億を超える設備投資ということになる
んですけど、この辺については間違いないのか。100を超えるところは、令和13年、
14年、15年というところなんですけど、その辺のところ、特に、主にどんなことが改
修計画等があるのか、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 先ほど資料のご説明を財政課長から差し上げましたけれども、
こちら、公共施設等総合管理計画で将来費用の試算ですね、推計したものになっています。
試算に関しましては、令和6年4月1日時点の既存施設について、既存の建物が60年保
てるとして、給排水・空調工事など、各工事を一定時期に行うといった条件設定をしてい

ます。金額につきましては、改築とか改修、修繕、過去の区の工事实績から単価を設定しまして、先ほどの一定の条件に当てはめて、施設ごとに算出したものを積み上げた金額という形になっております。なので、こういったところに大きな改修工事があったりとか、施設の改修の周期が重なったなどといったときには、金額が大きくなるといったこともあり得るかというふうに考えております。

○はやお委員 このところが費用が大きいんで、直接、職員がやるようにしているのか、どういう前提でこの数字の積み上げをしているか。と申しますのは、民間開放の在り方ということで整理をしたと。その中で、例えば、指定管理というのは運用上のことですが、PF Iとかとなりますと、それについては設計から何からということで、そういうものを全部民間のほうに委ねるといった形です。だから、こういうことの検討はしていたのかどうかというところをお答えいただきたいと思う。

○小林財産管理担当課長 先ほど申し上げました推計なんですけれども、改築、改修経費ですね、区が直接行ったものを参考にして推計しておりまして、区の直接工事を想定しているといった形になりますけれども、一部、維持管理経費もこの中に含まれておりまして、その中には委託料も含まれておりますので、維持管理経費という点では、指定管理等の経費も含まれているという形になっております。

また、区が自前で改修等を行った場合の試算を行っておりますので、仮に民間の手法などを取った場合には、区の経費分が民間の経費となるので、施設数が増加するなどの前提条件が変わることがなければ、この試算上は反映されていませんけれども、区が支出する経費の相対としては、大きく変動することはないんじゃないかなというふうに考えています。相対値としての経費の概算を大きく乖離することはないと思いますが、個々個別の施設の改築とか改修とかということになりますと、例えば、建て替えてもPF IとかDBOとか様々な手法がありますので、実際の改築とか改修とかの際になった場合には、個別の施設に最適な手法を選択していくものというふうに考えております。

○はやお委員 結局は、お金は1,200億ぐらいあると。でも、実際のところは、結局、ここで見ていただくと分かるように、10年間で約980億、つまり、1,000億使うということなんです。あと、情報処理ということについては222億となっておりますけれども、投資的なものからしたら41億で、またどういふふうになってくるか分からないという、こういう状況。あと、とにかく、お金がすごく要ということがこれで分かると思うんですけど、そういう捉え方でいいのかどうかというところを、もう一度、お答えいただきたいと思います。

○小林財産管理担当課長 総額としては、委員ご指摘のとおりになるかと思えます。先ほど申し上げたとおり、計画上の将来推計という形になりますので、こういった推計をしているところです。既存の施設について、改修とか維持管理に係る工事の見通し、一定のルールに基づいて、先ほどご説明したとおりになるんですけれども、こういった情報につきましては、財政課とも共有し、財政計画との整合性を取るように留意しているところではございます。

○はやお委員 そこで、このところがこういうふうに縦、横、斜め、こういう数字が出てきたよね。それを踏まえて、何が私は一番懸念しているかということ、やはり新しい公共投資をするに際して、そこでマンパワーが取られるんじゃないか。あと、様々にいろいろ

あると。あと、この前のところ言うわけではないけれども、LEDか、LEDのところも、もうこれ以上言うつもりはないけれども、実際のところで、短期でお金があって〇〇するといった場合、人をやれば、職員がいれば、設計から何からできたんじゃないのというところもあるわけです。だから、令和6年のときにはそれで行こうとしたわけですよ。でも、確かに、7年間ということだったかな、ああいうところとはちょっと違うかもしれない。

だから、そこで、この行政運営と職員の配置の連動というところでの確認として、まず、この予算推計が出てきたと。そして、業務量に基づいて、どのようにマンパワーの充足を図っていくかと考えているか。つまり、これは大きいことですよ。そんな細かいことじゃなくて、それをどういうふうにこの予算と業務量に基づいて、マンパワーの充足を図って、問題ないのかどうか、その辺を含めて、お答えいただきたい。

○神河人事課長 職員数につきましては、例年、人員要求、予算要求や、あと、組織の要求と併せて、人員要求を頂きまして、それを基に、次年度の配置を考えていくこととなります。三位一体で情報連携を図るとともに、各所属長のほうには丁寧にヒアリングをして、次年度、どのような体制で、それは職場の状況等もそうなんですけれども、そういったものを確認しながら進めているところでございます。また、人員要求の際には、次年度から3年度間の人員要求を頂くことにもなりますので、こういった公共施設の整備に関する予定などがございましたら、その分も含めた計画を頂いているものだというふうに認識しておりますので、そういった中で考えさせていただいているというところでございます。

○はやお委員 今のところは、職員数のところを中心に、直接の職員のこと。そこでなってくると、先ほどの問題があったように、正規職員、そして、また、派遣職員、会計年度職員と、それぞれあると思います。この役割と必要数については、バランスをどうやって取っていくのか。この辺の計画というのは、どういうふう考えているのか。そのところをお答えいただきたい。具体的にお答えいただきたい。

○神河人事課長 正規職員は取りあえず――まあ、先に、派遣、人材派遣について申し上げます。人材派遣につきましては、先ほど申し上げたとおり、育児休業がある場合、そういった、ほかにも、休業で一時職場を離脱する方、そういった方がやがて職場に戻ってくることを想定しまして、人材派遣のほうを充てているというような形でございます。会計年度任用職員については、同様に、やはり一時的に業務が増加したりとか、あとは、専門的な知識経験等が必要とされるような場合に、会計年度任用職員を採用させていただくような形のことを取っております。正規職員につきましては、やはりフルタイムで働くことが必要とされるような、そういった場合には、その専門職であっても、事務職であっても、それは、正規職員のほう、希望を伺いながら、採用計画を立てているというようなことでございます。

○はやお委員 分かりました。ということでしょう、人事のほうからすれば。ただ、あと、実態ね。何かといたら、実態はどうなんだろう。それは決して足りないから駄目だと言っていることを言うつもりないんです。本当の実態はどうなのかというところが、例えば、私は、さっき保育士の話が出たように、本当に充足しているの、本当に正職員のほうで足りているから問題ないのとか、あるわけですよ。そういうところで、各条例部のほうで、特に課題として考えているところがあったり、実態があったりするならば、それぞれ条例部長のほうから、僕は問題だと思っているんです、どういうふうに足りているのか、

足りていないのか、出しているなら出しているということでしょうけど、足りているなら足りているでいいです。そのところの実態を、それぞれ条例部長のほうからの答弁を頂きたいと思います。

○神河人事課長 すみません。先に私のほうから答弁をさせていただきますが、まず、人につきましては、先ほど申し上げたとおり、各所管と話し合いをし、適正に配置できているものと考えております。年度当初から年度末にかけて、やはり退職であるとか、あと、職員の休職であるとか、そういったものが出てきます。そうしますと、最初の年度初めの体制よりも、どうしても各組織が弱くなってしまいう傾向がございます。そういったところを踏まえまして、私どもは、それを弱くならないように、人材派遣であるとか、会計年度、または、次年度、春に採用する予定の職員を繰上げで採用するなどして、各職場が人が足りなくならないように、各職場に寄り添って措置をさせていただいているというような現状がありますことを、まずは説明させていただきます。

○岩佐委員長 子ども支援課長。

○はやお委員 支援課長、条例部長……

○湯浅子ども支援課長 保育士のところでご質問がございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

○はやお委員 ああ。

○湯浅子ども支援課長 子ども支援課のほうでは、保育士分会と、毎年、人員の交渉をさせていただいております。そういった中では、本年度については、ほぼ要求どおりという形で、採用計画のほうができておりますので、こちらについては充足していると考えてございます。

○岩佐委員長 ほかは、誰から。

○小川子ども部長 条例部長ということ。

○岩佐委員長 はい。子ども部長。

○小川子ども部長 一部、今、課長からの答弁もございましたけれども、基本的には、定員、定数ですね、必要な定数は満たしているという大前提がございます。その上で、例えば、課題を抱えているお子さんであったり、何か問題を抱えているクラスに対して、補強する意味でのプラスアルファの部分の要員をつけている、会計年度任用職員が主になるんですけども、基本的には足りているけれども、そういう辺りをきちんとフォローしながら、現実、対応はしていると、概括的にはそういうところでございます。

○岩佐委員長 はい。次は。保健福祉部……

○清水保健福祉部長 保健福祉部長です。

○岩佐委員長 保健福祉部長。

○清水保健福祉部長 人が足りているのか、足りていないのかという、るるご質問いただきましたけど、ご指摘をされていることの重要性というのは十分に認識をしておるつもりでございます。それを前提としてお答え申し上げますが、人が足りているのか、足りていないのか、現場はどうなんだということ申し上げますと、それは軽々に申し上げることはできないというふうに思っております。なぜならば、単純に、じゃあ10人いればいいのか、それは、じゃあ8人でできないのかとか、あるいは、じゃあ12人いたら十二分のできるのかとかというのは、簡単な話じゃないもんですから、それぞれの職場において、

十二分に仕事ができる、さらに言いますと、我々公務労働におきましては、先ほど来も資料にもございましたし、ご質問、ご答弁もございましたけれども、我々の頂いております職員費、給与というものも、区民の皆様方からの税でお支払いを頂いておりますので、できる限りそれも抑えていくという働き方も当然のことながら必要なだろうというふうに思っておりますので、なかなか、今、単純にいろいろな与条件も考慮しながらお答えしないといけないのか。

ただ、先ほど来人事課長がご答弁申し上げておりますとおり、様々に、政策経営部人事課のほうで配慮して努力をさせていただいているということは、私どもとしても認識をし、感謝をしているところでございます。

○印出井地域振興部長 所見をとということなのかなというふうに思っていますけれども、私ども、地域振興部長というのは、一見、役所的な、いわゆる典型的な役所的な住民登録ですとか、戸籍ですとか、税ですとか、そういった基幹系の業務、それから、地域コミュニティや区民の皆様との窓口サービスを担っているところでございます。そういった中で、どうやって組織力を強めていくかということについては、やっぱり（発言する者あり）職員がしっかり職場に積極的に関与していくとか、あるいは区に対して愛着を持つとか、そういう主体的な意欲を育てることが大事なのかなと。片仮名でいうと、エンゲージメントというのかもしれないですけども、それが組織全体のパフォーマンスを強くしていくんじゃないかなというふうに思っています。

しかしながら、私も、地域振興部に異動して、やはり、これ、区役所だけじゃないですけども、世の中、就職3年で3割が辞めるといような実態が、これ、あります。そういう意味で、やっぱり、しっかりそういうエンゲージメントというのを、我々管理監督者が醸成していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。区の存在意義、パーパスが挑戦だとすれば、そういった挑戦を促したり、我々がそういう挑戦を見ているよと、見守っているよという姿勢を見せていくのが必要なのかなというふうに思います。

それで、本来の質問ですけども、人についてなんですけど、まさしく、そういう形で、個人の力とチームワークを強化することによって対応していくと。これから人が少なくなる中、対応していく必要があるんじゃないかなというふうに認識しております。

○藤本環境まちづくり部長 今ご質問のありました人が足りているかどうかというご質問だと思うんですけども、目的は、区民のニーズにきちんと応えていく体制、人が足りているかどうかというご質問だと思いますが、やはり人が足りているかどうかということよりも、やはり人個人がちゃんとやりがいを持って働ける職場になっているかどうか、自分が成長していったらどうかということ、職員の人たちがきちんと持てる職場になっているかということが大事なんじゃないかなと思っています。それを、環境を整えるのが監督職であり、管理職、私も含めて管理職であり、私を含めて、私もそういう職場をつくれるように、日々、職員の方々とコミュニケーションしながら努力をしているということでございます。

○岩佐委員長 政策経営部長はいいの。（発言する者あり）

はやお委員。

○はやお委員 どうもありがとうございました。（発言する者あり）あ、まだか。そうか。政経部長がいた。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 そうですね。

政策経営部長。

○はやお委員 すみません。ぼけちゃってね。（発言する者あり）

○村木政策経営部長 まあ、私は言わなくてもいいのかなと思ったんですけど。

政策経営部のほう、人事、それから組織を所管しております企画、それから本日出させていただいています予算を所管しています財政、こちらのほうを抱えておりますので、次年度につきましては、そういった人事、いわゆる人、物、金、それから組織、こういったものを配慮しながら作成したつもりであります。ただ、一般論的に申し上げますと、やはり、これから少子高齢化、あるいは生産年齢層の減少、そういったことで、人手不足というのは、これは千代田区に限ったことじゃなくて、全国的な課題になってくるだろうと思っています。千代田区だけがそこから逃れられるという、そういうことはないなというふうに考えてございます。

それから、また労働力の流動性みたいなものが最近高まっていますので、先ほど地域振興部長のほうから3年で辞めてしまうというお話がありましたけど、そういったことがいわゆる公務労働、我々の公務員の世界でも起きてきていますので、そういったことにどういうふうに対処していくかというのは、それはこれから官房部門としてきちんと考えていきたいというふうに思っております。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 本当に、答弁の一つ一つに苦しさを理解しました。苦しさを理解いたしました。だから、そこの中でやっていくということになっていきますので、今、何かといたならば、今後、デジタル化による業務効率を図っていくとか、当然のごとく、AI技術を使って、職員のほうの教育もあるでしょう。こういうところについて、今、どのように、今、現状はそういう状況だと思えます。できないとも言えません。それと、あと、質をどうやって上げていくか。どうやって、何というんですかね、モラルというか、士気を高めていくのかということがある。それは、質的なもの、量的だけじゃなくて、質的なことがある。でも、今、そここのところで、革新的ないろいろなデジタルのところがあるんですけど、教育や質の向上については、どのように、今、デジタルについては考えているのか、お答えいただきたい。

○夏目デジタル担当部長 今、デジタルを使って、組織の活性化も含めたお話かなというふうに受け止めました。先ほど来頂いているお話をこちらのほうでまとめて考えますと、今、区のやっている仕事自体は、区が自らやる仕事、それから民間開放を進める仕事、さらに、区が自らやる仕事に関しては、今はデジタルにやらせる仕事というふうにも分けられるのかもしれませんが。こうした手順で、必要な職員数というのを割り出せるのかなと思っています。民間に任せる仕事、区が直接やる仕事、デジタルに任せる仕事、区がやる仕事がある程度量が決まれば、職員数を把握して、そこは確実に確保しながら、人材育成というのをパッケージでやっていくのかなと思っています。ですので、適切に人材育成しながら、やはりデジタル化というのを、機械に担わせる仕事もきちんとこちらのほうで分けて考えて、それぞれ必要なお金を積算して、財政計画と連動して、区政を運営していく、こういうことなのかなというふうに思っております。

○岩佐委員長 はやお委員、そろそろ。

○はやお委員 あと、もう少しで終わりますけど、今回、もう中高の現金給付について言うつもりはないです。ただ、考え方ね、考え方をしっかりしておかなくちゃいけないと思っているんです、財政と人の問題というところで。そこで確認をしたいことが、結局は、現物、考え方ですよ、考え方、現金給付と現物給付の違いをどのように区としては捉えて考えているのか、いま一度、お答えいただきたいと思う。このことによって、今ある予算の、前日の話をするつもりはないです。ただ、考え方がどういうところにあるかということをお答えいただきたい。

○中根財政課長 現物給付と現金給付の基本的な考え方というご質問かと思えます。基本的には、行政サービスにつきましては、現物給付を実施していくのが基本だろうと思えます。実際に、必要とされているサービスに対して、直接、そのサービスを供給するということが基本だろうと思えます。そうしませんと——それが基本だと思えます。現金給付につきましては、どうしても、それ、現物給付では足りないようなものを実施する場合に、事項を、内容を限って対応していくものであろうと思えます。あるいは本当に即時性を求めるサービスについては、現金給付という手段を取るんだらうと思えます。現金給付につきましては、もうご承知のことかと思えますけれども、最大の現金給付のデメリットとしましては、意図していないことに使われるおそれがある。例えば、貯蓄に回ってしまうとかという形が最大限デメリットとして考えられますので、最初に冒頭に申し上げましたとおり、基本的には、必要なサービスを必要な形で届けるということが行政サービスの基本であらうというふうに思っております。

○はやお委員 そのとおりだと思います。ただ、あえて学術的なところの確認によると、現金給付というのは、短期的経済刺激や消費促進の効果が高いと。つまり、短期的にやる。そして、現物給付というのは、長期的な福祉や公共サービスの提供であるということなんです。だから、そこのところについては間違いないのか、もう一度、確認。これは、学術のところ、学術の諸先生方が言っている内容をまとめるとということ、確認なんですけど、お答えいただきたい。

○中根財政課長 一般的な内容については、そのとおりだと思います。それを具体の区のサービスの中で、実際に区民のニーズにどのような形で行政サービスとして提供するかというところが、具体の話として、どの手段を選択するかということになろうかと思えます。

○はやお委員 こは、もうどうのこうのって、結局は、現金給付を行う場合、周期設定や、その後の影響について、どのように計画するかというのが重要だと言われているわけですよ。だから、そこの周期については、どのように考えているのか、そういう意識はあるのか、ないのかだけお答えいただきたい。

○中根財政課長 今の話、現金給付のお話かと思えます。現金給付につきましては、今おっしゃったように、即時性ですとか、即効性ということに鑑みますと、一般的には、内容、目的に応じまして、その事業が1回限りなのか、あるいは数年間に及ぶのかということにつきましては、一定の判断をして、現金給付については実施するものと考えます。

○はやお委員 分かりました。ここのところは、指摘でとどめておきます。

あと、せっかく資料を作っていたいただいた企画のほうのほうもありますんで、この区政運営の理念、ビジョンについて、1点だけ、具体的な事業、そして、また施策、政策という、この連携なんだと思うんですね、単位の大きさ。つまり、一番大きいのは政策、その次、施

策、その次、事業という形、これが今回出てきた資料の中で、事業のところのまとめをしているので、読みづらい。だから、僕は、何度もこれ言っても、分からないな、分からないなと言っていたのは、何かといったら、そういうカテゴリーで、どういうふうに方向として、このビジョンが進められているかというのが分かりづらいから、分からなかった。でも、ここについては、どういうふうに思っているのか、今後の整理について、どう考えているのか、お答えいただきたい。

○御郷企画課長 今お話しいただきました予算の概要、区の仕事のあらましの部分のご質問かと思えます。

将来像に向けた方向性、取組みの形、形式となっておりますけども、こちら、もうご説明するまでもないかもしれませんが、基本構想の将来像のカテゴリー別に、将来像に向けた方向性ということで、こちらが政策になってくるのかなと思っています。その中でのカテゴリズされたものがその取組ということで、施策、もしくは、中には事業的なものも入ってくるのかなと思っています。その事業の細かい話というのが、後ろのページのほうに各事業ごとに細かく載っているというような形になっています。こちら、一つの政策、施策を実現するためには、それぞれの事業がどういった形で取り組めばいいかというのを一体的に表したものであるというふうに考えております。

これまでも、令和5年度予算から6年、7年と、今回、3回目をお示しさせていただいております。各年度でできるご指摘を、区議会の皆様から頂いたご指摘を踏まえまして、改善を図ってきたところでございます。今回、またさらに改善して、より見やすくということで、グラフなどを入れたりとか、ビジュアル的に見ていただくような分かりやすいような形でお示したつもりでありますけども、またなかなかちょっと見づらいということであれば、また改善ということも考えていきたいと思っておりますけども、どの辺かというのが分からなくて、またお示しいただければと思えます。

○はやお委員 はい。最後。

○岩佐委員長 はい。はやお委員。最後。

○はやお委員 最後ね。全協でこの予算を編成するに当たっての説明を頂きました。特に、今回の公共施設整備方針も出てきたと。そして、また、今回の現金給付、こういう中で、任せてくださいと。全部、縦、横、斜めに入れておりますということで政経部長のほうからお答えいただいたんで、今日のこの中で、改めて、もう一度、全体的な答弁を頂ければと思えます。お答えください。

○村木政策経営部長 ただいまはやお委員から様々にご指摘いただきました。先ほどもちょっと各事業部ごとの中で、私のほうから少し申し上げましたけど、我々といましては、今回、7年度の予算案をご提出するに当たりまして、それを支えていく組織、人、そういったものも踏まえて出したつもりであります。ただ、いろいろ社会情勢等もなかなか急激に変わったりとか、そういう状況もありますので、その中で、何というか、周辺環境ですね、社会環境とか、区の状況とか、それぞれの区民の方の状況とか、そういったものを見ながら適切に対応していかなければならない場面、そういうものもあるかと思えます。そういったことを踏まえまして、7年度、予算執行に当たりましては、適切な対応をしていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○はやお委員 はい。終わり。

○岩佐委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 じゃあ、ちょっと1回休憩を取らせてください。

休憩します。

あ、人事課長。

○神河人事課長 お待たせしました。

○岩佐委員長 すみません。委員会を再開します。（発言する者多数あり）

人事課長。

○神河人事課長 すみません。はやお委員のほうからご質問いただいております条例上の定数ですね、平成28年度以降のということでご質問いただいておりますものを回答できておりませんでした。平成28年度から平成30年度までは定数は1,080、令和元年度からは1,320ということでございます。

お時間かかって、申し訳ございませんでした。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい。」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、1回、休憩をいたします。

午後4時16分休憩

午後4時28分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、政策経営部の総括質疑をやっております。

小枝委員。

○小枝委員 手短に、森林譲与税と建築における木造木質化利用の推進と、一緒に公共建築の公開コンペ方式の採用ということでやらせていただきます。

よろしいでしょうか。

○岩佐委員長 どうぞ、どうぞ。

○小枝委員 はい。森林環境譲与税、全国民が1人当たり1,000円負担をし、森林を豊かに、そして、都市部においても、そうした使い方を誘導していくという非常に画期的な動きが平成31年からスタートしました。（発言する者あり）去年か、昨年、おととしかな、新聞で、それがそのとおり利用されていないとか、そうした報道もありましたけれども、千代田区のほうのを見る限りでは、五十数%、もうそうした活用がされているということですが、港区とか、すごく進んでいるところはえらい進んでいるし、千代田区としてもかなり歩みを進めているところなので、ちょっと現状と、それから、これからこれについてどういうふうな、今現在、会議体を持ったり、あるいは方向性を持って取り組んでいるのかというところを、冒頭、答弁いただけますか。

○中根財政課長 まず森林環境譲与税でございますが、6年度、7年度とも、歳入としては3,100万円余の歳入を見込んでおります。現状としましては、これまでも森林の環境、森林整備、そういうものに資するような事業、あるいは木材を活用した事業にその譲与税を充てて活用するようにしております、ただ、おっしゃるように、一部、その年の歳入が使い切れず基金に積み立てるという状況は千代田区でも実際に生じておまして、これまでの半分ぐらいは活用しておりますが、半分ぐらいは基金に積み立てているという

ような状況でございます。

○小枝委員 令和5年までのところを見ると、ほとんどが植樹とか森林体験ツアーとかそうした執行で、ある程度、何というんですかね、そういうストックがあるところ、例えば、木質化アドバイザーなんかを置いているところなんかは、どんどん、何というんですかね、その財源だけではなく、それを組み合わせながら、民間店舗や民間ビルにも補助をしているったり、当然ながら、公共建築というところにどんどんシフトしているというのが現状です。ちょっと森林環境譲与税そのものは、そうした全国的な流れをつくるための一つの推進力であって、千代田区においては森林で働く人が少ないので金額的にも少ないということも、今の数字を聞いてもよく分かるんですけども、それは港区さんも同じ、中央区さんも同じなんです。こうした、先ほど人が少ないという話もあって、なかなか少ない人の中で、また環境、千代田区で言うと、環境政策課が中心になって、木材、木質化の利用推進ということをやっているところからすると、なかなか体制が実は追いついていないのかなと。そして、令和7年度においては、かなり進むのかなと。

そして、全部言ってしまうと、一つ、何というのか、分かりやすい派手なものを打ち上げていくと言ったら、言い方は悪いけれども、民間に行く前に、まず、子どもたちの環境としての学校建築のほうに、これは財政課じゃないと思うんですけども、学校建築というものに位置づけられていくと、かなり千代田区としてのムードが上がるというか、そういうふうなテーブルになっていくんじゃないかというところで、この令和7年予算の中で、どういうふうにそういった位置づけが入っているのかなというところが、今回、端的に聞いておきたいというふうに思ったところです。議論があればあるで、なければないで。この千代田区が策定した木材利用推進ガイドラインによりますと、まだ1年しかたっていないんだけど、区長をトップとする地球温暖化対策推進本部に進捗状況報告となっていて、そして、公共建築においては、環境政策課と協議を行い、基本計画をつくるに当たって助言を受けると、こういうふうな仕組みになっていて、これはできているんですね。だから、できていることは大変素晴らしいと思うんですけども、もう一歩踏み出すのに、公共建築の何か考えがあればある、なければないで、ご答弁をお聞かせください。

○岩佐委員長 学校への活用について。

大丈夫ですか。答える人がいませんか。

○大森教育担当部長 学校建築に関して、ちょっとお答えさせていただきます。

現在、ご案内のとおり、和泉小学校の建て替えを教育委員会のほうで検討しています。隣の公園と移転建て替えを目指してやっております。ただ、現時点では、今、本当に、進捗としては、その都市計画を変えようという時点で、個別具体の学校自体の計画には入っていません、デザインを含めて。（発言する者あり）それはおっしゃったようなことは、今後、地域の皆様とも話し合っていきますし、環境政策課とも協議をしていくと、そういうプロセスを経て、建築計画をつくり上げていくものと認識しております。

○小枝委員 当面は和泉小学校、そして、次は、番町小学校、ほぼ学校建築の流れとしてはそれで固まってくるところだと思うんですけども、基本構想、基本計画って、あっとい間に過ぎちゃうんですね。恐らく何年、大体、何年をめどって、幾ら長期計画でなくても、それは一定程度めどがあると思うんですね。その基本計画に向かって、後手に回らないように、今、文科省もかなりこの木造木質化というのを応援しているんですね。東

京都も応援していますよね。補助金もかなり出るということで、ただ、それが本当に大変な負担なんだろうなというのは、やっぱり木の流通のプロであるとか、いろいろなものと組んでいかないと、なかなかその流れができていないということもあって、私が職員だったら、面白いと思うけれども、どこから当たっていいのか、戸惑うだろうなという気持ちもあるんです。だけれども、今がチャンスというか、今まですごく千代田区はお金があるという、またはやおさんに怒られちゃうかもしれないけど、100億ぐらいの学校を造っちゃうんだけど、少し、何というんですかね、よく建築で神は細部に宿るというんですけれど、要は、細かいところにそういった配慮が行き届かない部分があったりとかで、空間、居心地よい空間をデザインするということがなかなかできていないということもあって、前向きに言うなら、基本的に前向きに言っているんですけども、今は、そういう日本の国産の森林を保全しようという流れと、都市における憩いとか癒やしとか、木を使うと、結構風邪を引きにくいとか、本当か分からないんですけど、そういうこともあったり、子どもにとってもすごくいいんだということがあって、かなり港区なんかを率先してそれをやっているということ。ぜひ、千代田区もそこはスピードを速めていただくと、それはもちろん選ぶのは地域の住民だし、和泉なら和泉小学校エリアの皆さんだし、番町なら番町小学校エリアの皆さんなので、決して押しつけることではないけれども、こうした流れとメニューが来ているんだよということを、ぜひ、教育界の中で話題にしていってほしいということが1点。（発言する者あり）

まとめていったほうがいいよね。それと、2点、3点言います。

もう一点が、何というんですかね、コンペということを入れたんですけども、必ずしもコンペというだけじゃないのかもしれないかもしれませんが、東京都なんかでは、かつて、東京都設計候補者選定委員会というのをやっていて、デザイナーが中心になって、そうした公共建築を造るということに取り組んでいた時代、熱心な時代がありました。千代田区も、いろいろ胃の痛いような談合のような話もありましたけれども、これから、じゃあ、どうするのかって、その話はその話として、これからどうするのかといったときに、やはり、例えば、武蔵野プレイスという、武蔵野にある中高生のセンターだと、比嘉武彦さんというデザイナーさんが入って、非常に反対派に囲まれても、ちゃんとそこでこの設計思想はこういうことなんですという話をしながら、いいデザインをつくっているし、あと、新築だけじゃなくて、例えば、瑞穂町の図書館では、リノベーションなんだけれども、やはりデザイナーさんが入って住民に説明ができたとか、公共建築をどういうふうに造っていくかということに当たって、やはり、顔の見えるデザイナーを選んでいくという、精通した人を選んでいく。

そのためには、例えば、日本建築家協会であるとか、それから日本建築学会であるとか、あるいは東京文化資源会議であるとか、千代田区を見渡しても、幾らでも知恵も力も貸してくれる、そういう、法律で言えば、日弁連みたいなのが幾つでもあるので、そうしたところから人材を引っ張ってきて、港区なんかは、最初の質問で言うと、先ほどの、何でしたっけ、森林譲与税をそういったアドバイザーに充てたりもしているんですね。そういうことをやれる令和7年のスタートラインになると、あ、これから、これは学校だけじゃない、公園とか道路もそうなんですけれども、そうしたところも心地よい、居心地のよい空間ができていくのかなと。そして、その先には、民間のビルにも、港区のように木材

木質化かなと。そして、その先には、民間のビルにも、港区のように木材木質化が使われれば、一定の補助金が出ていくというような形になっていくのかなというところに入っていきのに、ちょうどいい年次が令和7年度だと思えるんですけども、ご答弁いただければと思います。

○大森教育担当部長 1点目の協議会で話題にしてほしいというところでございます。私ども、現状としたら、都市計画に向けて、今、動いているところですが、目指す校舎としては、子どもたちが安全・安心で快適な学び舎になるように造り上げていかなければいけないと思っています。その際、緑豊かな校舎にしたいとは思っています。ただ、それは、なおかつ、木材を使うというのは、柔らかさというか、温かみもあるということも認識しております。ただ、そういったことも、総合的に、今後、どういうふうに計画をしていくかということですので、協議会でそういう情報提供もしながら議論を深めていくべき話かなと思います。ただ、木材を使うということが主じゃありませんので、先ほどのような快適な学び舎を造るときに、それが有効であれば、そういった活用を図っていくんだらうなというふうに思っております。

○小枝委員 ぜひ検討していただきたいということで、それも、今までの経験からすると、協議会方式もいいんですけども、その中に、やっぱり住民と行政だけだと、もう一つ、そこに専門家、それは、そうした空間設計の方であったりとか、木材流通のプロであったりとか、そういう人がいないと、やっぱり渡りをつけられないというか、理念を描き切ることがなかなかできない場合があったり、詰めが甘かったりとかしてしまうので、それって、本当に100億かけなくても、例えば、50億とかでも立派な建物が建てられたりするんですね。これからはもうそういう時代だと思うので、ぜひ、前向きにご検討いただきたいのと、今、子ども部が答弁してくださっているけれども、実は、これって、財政課のほうの、というか、政経部の考え方にずどんと入ってこないと駄目なんですね。それは、お金の動きもありますし、人の動きもありますし、東京都の記録集なんかを見ると、担当しているというのは、みんな、例えば、財務局であったりとか、営繕部であったりとか、そういう、いわゆる、何というんですかね、千代田区は全部縦割り担当制なんだけれども、全体を賄う、今日、コンペのことはやりませんけれども、要は、安ければいいという、金額で争うんじゃなくて、内容で争うというか、提案で比較していくという時代に入っているということだけ申し上げて、先ほどチャレンジングな千代田区にしたいという職員体制の話でありましたけれども、ぜひ、楽しく希望の持てる仕事になると思いますので、ここはポジティブに捉えていただければということで、質問を終わります。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

じゃあ、ほかに、この政経部所管の質疑を。

先に、じゃあ、岩田委員。

○岩田委員 いいですか。

○岩佐委員長 どうぞ。

○岩田委員 すみません。官製談合事件と再発防止について、これ、資料をちょっと見ながらやりたいと思います。

資料の12-2ですね。いいのかな。いいの。いいの。いいの。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）はい。資料12-2。

12-2を見ると、東郷元帥記念公園、九段坂公園、錦華公園、これを見てみると、落札率98.51、98.75、99.93。ちなみに、東郷元帥公園は応札者数が1。九段坂公園は3、応札して、1者が辞退。だから、2のうちの1ですね。そして、錦華公園改修工事は、2者のうち1者が辞退で、これ、三つとも仕事は富士植木さんが——あ、言わないほうがいいな。〇〇植木さんが——今の、カットで、〇〇植木さんが仕事をやっている。（発言する者あり）大丈夫ですか。すみません。富士植木さんがやっている。そして、建築工事のほう、区立麹町保育園新築工事、区立九段小学校・幼稚園改築工事、（仮称）麹町仮住宅新築工事、それぞれ99.86、99.91、99.96という非常に高い落札率、そして、麹町保育園は応札者数が1。九段小学校・幼稚園の改築工事は5者応札して3者が辞退、1者が予定価格超過で無効、つまり、1者。（仮称）麹町仮住宅新築工事は、応札者数が1。そして、99%を超える、非常に高い落札率。

あの、ストレートに聞きますけど、これ、談合はないですね。

〇武笠契約課長 先般の事件に当たり、警察によりかなり広く捜査が行われたと聞いております。その中で、指摘された中にはこれらは入ってございませんでしたので、談合などはなかったというふうに認識しております。

〇岩田委員 普通は、皆さんも分かると思いますけど、仕事を取ろうと思ったら、そんな高い落札率ではなく、多少値段を下げてでも自分のところが取りたいと思うんですよ。でもこれが、もしも自分のところ1者しか仕事をしていないと分かっていたら、当然、99なんていう高い落札率で仕事を取りたいですよ。これ、情報が漏れずにこんな98とか99で落札するのかなという疑念が持たれちゃうんですけど、でもやっていないという認識なんです。ちなみにこれって認識だけじゃなくて、何かしらそういう、捜査機関ではないのであれですけども、もちろん職員に聞き取りとか、そういう調査なんかはしたということよろしいですか。

〇佐藤総務課長 区の調査も含めまして、特にそういった話はございません。

〇岩田委員 うん。そうでしょうね。それはもちろんあれだけの事件があって、それで聞き取りをして、特に何も無いということだからこそ何も言わないんだろうと信じたいですが、これだけのもので、僕もね、確信があって、あ、これは絶対談合だと言えるわけじゃないので、そこはちょっと心苦しいですが、やはりちょっと疑念を持たれるようなことがたくさんあるわけです。同じ会社がずっと仕事をやっている。こっつて逮捕された元議員と結構じっこの仲というのはもう皆さん知っているところなんですよ。（発言する者あり）なので、でもそこまで、そこから先は何とも証拠がないので何とも言えない。ただ、これが表に証拠として出たということは非常に有意義だと思っています。

今後の再発防止ですけども、ただ委員会とか有識者会議ではなく、この前も聞きましたけどね、何で、あれですよ、日弁連の言っている第三者委員会にしないんだ。つまり、身内でお互いに大丈夫です大丈夫ですと言っても、区民の人たちが、あ、そうだね、大丈夫だねと言えるのかという話なんですよ。やっぱり何か悪さした子がいて、おまえも何か悪さしていないんだ、うん、僕、何もしていないよと。ほかの人が見て、あいつはこういうことやってたというんだったらまだしも、自分で何もしていないよと言って、それ信じるのかなというの、やっぱり何かしら、もうやっちゃった、やっちゃったという言い方は変ですね。やらかしてしまった自治体なんだから、やっぱりよそからの厳しい目でチェ

ックするべきなんじゃないというのが、結構私の周りの大方の意見なんですよ。それについて、今後、日弁連の言っているような第三者委員会をつくる、そういう気はないのかどうか再度お願いします。

○佐藤総務課長　そもそもちょっとこの間いろいろ質疑がございましたので振り返ってみますと、今回の事件は元職員が議員関係者に相談をし警察に告発文を送ったということから発しております。公益通報をしても、調査の先に副区長がいるため、内部通報、公益通報はできないと判断したというふうにご本人が公判で述べていらっしゃる。当該議員の方も、議会で自ら相談に乗ったというふうにご本人が公判で述べていらっしゃる。その結果として警察が捜査を開始をし、関係者の事情聴取のほか、区役所の家宅捜索を行い、幅広く証拠を集めて調べるに至っております。

そうした捜査を基に起訴、不起訴の処分も下され、起訴された元職員、元議員には有罪判決が下されております。区は信用できないとして警察に告発文を送ったということから見れば、元職員と相談に乗った議員の方が当初意図したと思われる警察による徹底した調査は既に行われたものと考えております。区は警察の捜査に協力をし、警察は元職員の供述を含め広範囲に証拠を収集して捜査を行ったものと認識をしております。警察に告発した当初の狙いが区の組織的な犯罪を明らかにするということであったとして、その結果は判決のとおりであると認識をしております。

司法判断に下されてもなお、区の調査が信用できないという指摘が続いていることは非常に残念なことではございますけれども、区の調査の手続ではなく、押しなべて区の調査、区に対しての信頼がないというふうにご本人が公判で述べていらっしゃる。区の調査に信頼をおけないというところに事件の端緒がある中で、再度第三者委員会を区が設置して調査を行うということに対して、それは果たして信頼を得られるのだろうかという疑念を持っておりますので、（「確かに」と呼ぶ者あり）これまでの議論の堂々巡りがまた起こるのではないかと懸念をしております。区の行った調査に関しましては、これまででもご答弁申し上げたとおり、全くの名称が第三者委員会というわけではございませんけれども、その場面場面一つ一つ、今振り返ってみれば平面的な情報で、区が第三者委員会を設置したかしなかったかという議論になっておりますけれども、一つ一つの事実と直面しながら対応してきた中でこういった調査でございますので、ご理解を賜ればと思います。

○岩佐委員長　岩田委員、この件なんですけど、特別委員会のほうでも何かこれ質疑も終わっている。

○岩田委員　うん。

○岩佐委員長　調査としては終わったということなので、ちょっとここでも……

○岩田委員　じゃ、短めにということなので。

○岩佐委員長　短めというよりも、端的に。

○岩田委員　はい。端的に。

○岩佐委員長　繰り返さずお願いします。

○岩田委員　はい。で、僕はこの前判決の量刑理由のところ、上司からの指示命令や共犯者である区議からの依頼があったというところで、パワハラは上司からの指示命令じゃないのかと言ったら、いや、アンケートのほうに、何だ、区議からのパワハラがあった。

そういうような感じで書いてあった。そういう聞き取りでもそうだったというようなお話だったんですけど、そのアンケートを見たら、区議からの、どこだ、区議からのパワハラが何か土壌にあったみたいなのも確かにありましたよ。ありましたけれど、よいしょ、ちょっと待ってくださいね。どれだ。ちょっと待ってくださいね。ごめんなさい。

○小枝委員 関連で。

○岩佐委員長 小枝委員。（発言する者あり）

○小枝委員 すみませんね。ちょっと関連させていただきます。

私、委員会も傍聴しておりますけれども、先ほどの答弁を、これ、大変申し訳ないけれども、ああいう答弁をしているので、例えば終わらないんです。何でかということ、一つは、一番最初のほうの答弁だけでも、この公園と建築の99.9%みたいな、あのやり取りのところは、実は令和6年の再発防止関連の対策の中で、今日追加資料の12-1というのが出ていますでしょう。その28年から10年間の何か変えましたよねという、何を変えましたといったら、令和6年のところの一番上のところに優先業種登録制度を廃止しましたというふうに書いてあるわけです。これは私も岩田議員のほうのメモを読ませていただいているんですけども、その中にはっきりと元副区長が平成29年の密室会議ですね、坂田副区長もご一緒のそうした場で求めた記憶にある4点のうちの一つ、記憶にないことはもっといっぱいあるんだけど、記憶にあることの4点目の一つというのが優先登録制度、結局はできるだけ確実に入札が入るようにしてくれというふうに言われたときに、当時の課長に命じたら、こういうやり方がいいだろうということでこの登録制度をつくったので、1者の入札というのが物すごく増えたり、あるいは仲間での入札によって、一旦入れたふりをするけども2者抜くとか、だから99.9%というようなことが幾らでも起きて、1者だけが入ることが幾らでも起きた。で、これはよろしくないと考えたから、令和6年においては一旦廃止しましたという答弁は、最低でもあってよかったはずなんです。

それで、じゃあ、私はそれに基づいて何か変わっているかなと思ってホームページを見たんですよ。そうしたら令和6年1月以降、入札に関する経過調書は一切アップされていないんですよ。今まで月ごとに大体出ていたんですよ。それも入れなくなってしまった。私が間違っていたら、ちょっと別室に待機の方でもいいから、ネットで見てみてください。そういうことが発生している。

で、今回の一番大きな争点は、こうやって区長が記者会見をした、報告書も作らせた、それが職員と議員の不適切な関係です。議員によるパワハラだといって、ありがたくも私もパワハラの一に入れていただいたんだけど、あれも見えていないと言われている職員アンケートがいつの間にか区民にばらまかれていて、それで名前入りで、議員のパワハラによってこうした事態が起きたんだということを情報漏えいをされたんですよ、××は。これって、本当に兵庫県と似ているんですよ。（発言する者多数あり）（5文字削除）の体制の中で……

○岩佐委員長 小枝委員、少し、あの、表現を……

○小枝委員 でも事実なんです。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 ××が怪文書をばらまいたみたいな、そういうこと……

○小枝委員 事実として……

○岩佐委員長 それは事実では……

○小枝委員 ありますけどね。

○岩佐委員長 いやいやいや。

○小枝委員 事実ではありますけれども、職員がやったのかも、（発言する者あり）職員がやったのかもしれないけれども……

○岩佐委員長 事実かどうか確認ができていないことは、下手すると……

○小枝委員 そういう情報漏えいがされているんですよ、不思議なことに。

○岩佐委員長 休憩します。

午後4時57分休憩

午後5時00分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 分かりました。その情報漏えいについてはエビデンスがない。漏えいされて、私も名前入りで言われているということだけは分かるけれども、それ以外の情報がそれぞれ関係した職員なのか弁護士なのかというのが分からないから、それは××××と言いましたけど、××××は知らないかもしれないですよ。そこは大変申し訳ありませんでした。おわびしてそこは消去いたします。それでよろしいですか。（発言する者多数あり）よろしい。はい。

それで、この問題というのは、元副区長が平成29年の2月にテーブルをつくって、それで部長に、議員のほうだってある意味、議員さんここに来てくださいということで、議員さんもそこに行って、それでいろんな議会対策みたいなことになって、そうしたらやってやるんだから情報もくれと、日常的だったのかもしれないけれども、相当そういうふうな場面になったと。そして副区長からの命令ということで、それはもう判決文に出ているわけですよ。その判決文に出ていることに関して、ここははっきりさせなくちゃいけないところなんです。副区長の関与があったかなかったかということについて、区は元副区長について具体的に関与したと認める事実は確認できなかったと報告書に記載してしまいました。こんなこと書かなければよかったと思うんですけどね。一方で、判決文には、上司の指示があったとはいえずと書いています。これに対して区は、判決文を持っていますか。持っていますよね。罪となるべき事実に書かれていないから上司の指示があったとは認めていないというふうな立場を取ったんです。取ったんですよ。しかしながら、量刑理由にはっきりと記載があったわけです。裁判所がどういう事実を前提に判断したかを明確にする重要な部分なんです。量刑理由というのは、3枚ぺらの短い文書ですから。で、ここを判決文を見ていながら、わざわざ副区長の関与がなかったというふうに言ったのは、一体専門家、誰がリーガルチェックしているのかと。ストレートに言えば野々上弁護士とか中村弁護士に聞いていますよね。聞いたんなら聞いたとお答えください。

○佐藤総務課長 ご指摘の部分でございますけれども、区の考えは変わっておりません。判決の量刑の理由の部分に、被告人は上司からの指示命令や共犯者である区議からの依頼があってというふうに書かれております。その上司からの恐らく元副区長のことを小枝委員は読んでいらっしゃると思いますけれども、元副区長は共謀があったというふうに認められていません。違法性があった、指示があったというふうには捜査の証拠に基づいて裁判では認められなかったという結果であるというふうに区は理解をしております。その後、

報告書にもお書きしましたとおり、この件だけに限らないのかもしれませんが、先ほど小枝委員自身がおっしゃったように、実際のこういった平場の外で区の職員と議員が会合を持っていたと思われるというようなご指摘もありましたが、そういったことがもしあったとすれば、そういったことも含めて、将来に向かって再発防止の検討報告書において、執行機関と議会の関係をこれから規律あるものに見直していきたいということを区としては意思表示したものと考えております。ですので、その点は整理がついているという認識でございます。

○岩田委員 関連。

○小枝委員 私の答弁、まだしていなくて、野々上弁護士と中村弁護士……

○岩佐委員長 小枝委員。えっ。

○小枝委員 聞いたよね。

○岩佐委員長 どっちが質疑するのですか。

○小枝委員 今の答弁をしていないなど。野々上弁護士と中村弁護士は本当にそう回答したんですかということは非常に重要なので、端的に答弁して。

○岩佐委員長 弁護士に確認したかどうかをお願いします。

○佐藤総務課長 以前資料としてもご提出いたしました、有識者意見の中にそのように含まれております。

○小枝委員 違うよ。いいですか、指示命令があった、量刑理由に書いてあるけれども、それでも関与がなかったという判断でいいですかという、そのところの確認をしていますかということなんです。これ、司法の世界では名誉に関わることなので、間違っちゃうと先生方に大変気の毒なことになるから、ちゃんと教えてください。

○佐藤総務課長 度々議論の中にもあったかなかったかというような二つに一つというようなご発言が出てまいりますけれども、そういうようなものではないように認識しております。

○村木政策経営部長 すみません。ちょっと補足します。

○岩佐委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 すみません。ちょっと私のほうから今の総務課長答弁に補足をさせていただきます。

○小枝委員 聞いたか聞かなかったかよ。

○村木政策経営部長 今ご指摘のあった弁護士先生には、この部分について意見を求め、その上で先ほど総務課長が答弁したような内容というふうになってございます。

○小枝委員 ああ。いいねえ。

○村木政策経営部長 もし、委員の指摘するようなものであるならば、ここ、それにしてもこの指示命令というものが極めて漠然としています、判決の中では。それについて具体的に事実を定義して何かを判断したというものがこの判決文には一切ございません。また、そういった今委員の言ったようなご主張で、上司からの指示命令があったということを確認したのであれば、それはむしろこの被告人の厳しい非難に値するというパラグラフの中で上司からの指示命令というものが出ているんですけど、それがあれば、むしろ非難の程度は下がるはずなので、その後の被告人の罪を減すべき理由のほうに、こちらのほうに書かれるのがごく自然だと思います。また何よりも……

○小枝委員 下がったんじゃないの。

○村木政策経営部長 すみません。（7文字削除）と、いきなり公の場で言うというのは、それはちょっと失礼かなと思います。

○小枝委員 そんなこと言っていないよ。（発言する者あり）下がったんじゃないのと言ったの。大丈夫。

○村木政策経営部長 失礼しました。今のは取消しをさせていただきます。

○小枝委員 はい。（発言する者多数あり）

○村木政策経営部長 そして何よりも、ご指摘のように、副区長がこういった犯罪行為に関与したというならば、それを裁判所が認定したというならば、なぜ捜査機関は動かないのか。動いていないということは、これについてはそういった事実認定がなされたのではない。意味としては、被告人はそのように言っていますが、やっぱり厳しい非難に値しますねという、そういった程度のものであるという、そのような認識でございます。

○小枝委員 はい。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 なぜ元副区長が何もされなかったのか。時効だからじゃないですか。（発言する者あり）時効だからじゃないですか、それは。だからこの判決文に書いていなかった、違いますかね。

○村木政策経営部長 時効で、どういった判断でということはないと思いますけど、事実として前副区長については起訴すらされていない。そういったところから、私どもとしては捜査機関の判断を尊重したという、そういったことでございます。（発言する者あり）

○岩田委員 委員長。

○岩佐委員長 すみません。今、表に出ている資料の中でそこまで細かいことが今1個も出ていない中で、ちょっとほかの委員さんもいらっしゃる中で、ちょっと共通となる基礎となる資料がないものですから、ちょっとそこまでやるんでしたら、ちょっと7年度予算からどんどん離れていっちゃっていますので、特別委員会のほうでしっかりやっていただければと思うんですけども、少しそこら辺をまとめていただけますか、あまり深掘りしないで。大丈夫ですか、岩田委員。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 今、委員長から指示がありましたので、私が見てきた確定記録をここで出したいと思いますので、委員長、お諮りを願います。ここに資料がございますので、ぜひ配らせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○岩佐委員長 岩田委員のその資料に関してなんですけれども、まず、こんなに突然、委員会資料として出されたところで、委員会資料はもともと行政の執行に対しての補助の説明として出しているものですから、いきなりこういうふうに私人がお持ちした、個人がお持ちした資料を委員会資料として公開することにはもう少し皆さんとお話しをする必要があるので、今ここでのすぐでの審査にはなじまないと思いますし、特別委員会のほうでも、委員長のほうが、個人名などが入っていることを理由に、たしか委員会資料としては取り扱わずに、これは情報公開請求の対象ではないと聞いていますので、ここで全部資料として公開してしまうことは情報公開のあれに反すると思いますので、ここは…

…

○岩田委員 はい、分かりました。

○岩佐委員長 この委員会では取扱いはしないということで。（発言する者あり）
休憩。休憩します。

午後5時09分休憩

午後5時16分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

先ほどの質疑に対しての答弁にちょっと補足があるようですので、その答弁から入ります。

契約課長。

○武笠契約課長 先ほど、入札経過調書が今年度から公開されていないというお話がありました。令和6年度からは電子調達サービス、どなたでもインターネットでご覧いただける、こちらのシステム上からご確認いただけるよう変更してございます。これは昨年度、区議会から、これまでのPDFでの公開の方式は非常に検索もできないし分かりづらいというご指摘を受けて改善したものでございますので、よろしくお願いたします。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 それは、はまもり元区議からの指摘だったと思うので、でもそれは、悪用、何というのかな、彼女の意図を分かっていないということなんですよ。で、電子入札の、私もそっちも検索していますが、あれって全部千代田区以外の情報も全部出てくるあれですよ、大きなやつですよ。それはもともとあったんですよ、もともと千代田区だけ抜けているということはないので、あったんですよ。そのほかに千代田区はPDFとして上がっていたんだけど、そのPDFだと名寄せができないというか、こういう〇〇会社がどれだけ入札しているかと、ぱっと検索ができないというのがあって指摘があったんだけど、それをもってPDFの入札経過調書を上げるのをやめましたというのは、報告もしていないし、情報公開的には遅れているし、指摘をちょっと逆手に取って公開性を低めたというふう思うので、そこは答弁は要りませんけれども、改革とはちょっと言えないなというふうなことです。本人がいないので指摘にとどめますが、区議会に報告しましたか。

○武笠契約課長 こういう改善をという報告はさせていただいていたと記憶してございますし、ご指摘いただいたご本人もこういう形でということでご了解を頂いたものでございます。（発言する者あり）

○小枝委員 これは死人に口なしだ。

○岩佐委員長 よろしいですか。はい。

そして、先ほど岩田委員から手持ち資料を共有させていただきたいというご提案でしたけれども、特別委員会の取扱いと同じように、これに関しては委員会として請求した資料をお待ちしたいと思いますので、岩田委員がそれをお使いになりまして質疑をされる分には大丈夫ですので、質疑は続けていただいて結構ですが、個人名ですとか、いろいろな条例、条例でしたっけ、閲覧に対しての様々なことに関しての制限はあるかと思しますので、そこに関してはご留意くださいますようお願いいたします。

じゃあ、岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 私が東京地検で見つけた公的な資料ですが、ここの委員会では出しちゃ駄目

ということなので、それは控えます。

先ほどの、それで私が質問すると見ていないので分かりませんというふうに区の方はおっしゃるんですけども、先ほどの上司からの指示命令や共犯者である区議からの依頼があって断りづらい状況があったと言っている。それで、これはパワハラじゃないのというような話をしたら、いや、パワハラなんて一言も言っていませんなんて言っている割には、職員アンケート調査、自由意見抜粋の一番上にわざわざ「議会も職員へのパワハラ体質が土壌になっていることを理解し対策を取ってほしい」一番上にわざわざ書いている。そしてアンケートでも、議員や元議員からの嫌がらせやハラスメントについて「ある」と、過去5年以内にそういうのがあったという人は「はい」で24人、これは7.8%に比べて、上司からの嫌がらせやハラスメント、過去5年以内、「はい」77人で25%にもかわからず、こういうふうに議会も職員へのパワハラ体質がなくて、パワハラ体質がとっちらかっているんですよ。しかも自由意見抜粋なのにわざわざ一番上に書いて、これ印象操作ですよ、これ。だからそういうところをもってそういうふうに事実をねじ曲げているんじゃないのという話なんです。先ほど言った、何だ、報告書でも、元副区長が具体的に関与したと認める事実は確認できなかったと言っているけども、私が持ってきたその公的な書類には、元副区長が、私が逮捕された元区議にお願いしたと書いてあるんですよ。組織ぐるみじゃないですか。読みますか。（「そこ、読んだほうがいいよ。分からないよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○岩佐委員長 そんなに読まなくていいです。手短に。

○岩田委員 うん。（「公的な資料をメモしたものですから」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 そう。

○岩田委員 え。

○岩佐委員長 公的な資料を見てきたもの。（「メモしたものです」と呼ぶ者あり）閲覧されたものですね。（発言する者あり）メモってきたものですね。（発言する者あり）

○岩田委員 はい。

じゃあ、ここをちょっと読ませていただきます。どこから読めばいいかね。元区議と意見交換を重ねてきた。それが平成27年4月の統一地方選挙後、2年後の千代田区長選挙を控え、いよいよ最大会派とちょっと分裂しているところが中心となって、反石川区長色をより強く出し、議会において反区長体制を顕在化させてきた。平成27年、28年というのは、予算案に対しても、予算案本体についてこそ否決されませんが、減額修正されたりして非常に職員の、どこだ、職員の負担が増えたと。あと、住民監査請求されたり、決算認定についても継続審査となったり、住民監査請求を受けたりという状態でした。執行機関である区長は、予算に基づいて行政執行するために予算があってこそということになりますが、例えば区長の出した予算案に対して議会との対立が激化すると、議会の構成員である議員から、区長をはじめとする幹部職員に対して何度も説明要求があり、最終的には執行機関の説明不足という形で減額修正されることになり、かかる状況下の幹部職員の負担は相当大きいものでした。それを何とかするために、この元副区長が、当時の最大会派の幹事長であるS氏のところをお願いに行ったわけですよ。ここで平成29年2月の千代田区長選挙後、私、これは元副区長、のほうから逮捕された元区議に対して、今後、区政運営を前に進めたい。円滑な議会運営をお願いしたい。予算・決算や日々の事務事業の

意見交換をさせてほしいとお願いし意見交換するようになりました。そしてそういうのがいろいろあって、代表質問とかでは顕著な攻撃的質問がかなり減った。そして予算や決算の審議の中で、従前区長をはじめ部課長に対して長時間同じ質問が繰り返されるということがありましたが、××元区議が特別委員長に就任している際には、質問者に対し……

○岩佐委員長 岩田委員、名前を読み上げるのはやめてください。

○岩田委員 すみません。失礼しました。

○岩佐委員長 撤回してください。

○岩田委員 はい。今の、今のは撤回。

○岩佐委員長 それから、撤回があることを前提にしゃべっちゃったりするのも、ちょっと気をつけてください。

○岩田委員 すみません。じゃあ、今のところをちょっと削除して、比較的円滑な議会運営を進めることができるようになりました。そこからスタートします。

このような元区議との意見交換を重ねてきたことの成果として、議会の定例会の最大会派からの代表質問では顕著な攻撃的質問がかなり減ったと認識しています。また、予算や決算の審議の中で、従前区長をはじめ部課長に対して長時間同じ質問が繰り返されるということがありましたが、元区議が特別委員長に就任している際には、質問者に対して「既に答えているので次の質問をしてください」などと向けて委員会運営をしてくれており、このような運営により答弁者である区長をはじめ、部課長の負担は軽減したと思います。

○岩佐委員長 もう少し端的にまとめられないんですかね。

○岩田委員 はい。もう、ここで、はい、読むのは終わり。

○岩佐委員長 早く質疑に入ってください。

○岩田委員 はい。ということは、円滑な委員会運営と引換えに、その金額を教えていたと。入札の金額を教えていたと。そういうようなことが書いてあるわけですよ。（発言する者あり）にもかかわらず、報告書では元副区長は何も関係していないとか、そういうことを言って、それでまとめちゃっているわけですよ。だからこそ第三者委員会をちゃんとつくりなさいよと。日弁連のガイドラインにもあるような第三者委員会をつくりなさいよと言っているんですけど、何か明らかになると怖いんですかね、ばれちゃうのが。というふうに思われちゃっているわけですよ。

○岩佐委員長 質疑をどうぞ。

○岩田委員 なので、そこをちゃんと理解していただいて、日弁連ガイドラインの第三者委員会をつくるべきだと思いますが、そこについて答弁を再度お願いします。

○岩佐委員長 はい。第三者委員会。

○佐藤総務課長 今、岩田委員が読み上げたものは供述調書の一部であろうと推察をいたします。

○岩田委員 また。

○佐藤総務課長 それも含めまして、違法性のある指示はなかったというふうに公判を経て判断がなされたというふうに理解をしております。そのため、これまでも再発防止に関しましては、区としても調査も行い公判の内容も尊重して、今のような再発防止策に至っているという状況でございます。

○村木政策経営部長 すみません。補足させていただいてよろしいですか。

○岩佐委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 すみません。ただいまの総務課長の答弁に補足させていただきます。

ただいまの岩田委員が読まれたメモの内容を聞きますと、私にはどうも、それをパワハラとかどうかは別といたしまして、議会と我々との関係の中で、議会から我々が非常にプレッシャーを受けていて、それで前副区長が何とかしようとして動いたというふうに、何かそういうふうにしか聞こえなかったんですけど、ということは、我々の作っているこの報告書の内容と全然そごがないなというふうに思ったんですが、私が今聞いた限りではそのような認識を持ちました。（発言する者あり）

○岩佐委員長 読み上げた分だけでちょっとここで判断するには、ここの委員会ではちょっと限界があると思います。ここ、予算審査なので。

○はやお委員 関連、関連。

○岩佐委員長 はやお委員。予算審査なので、予算に関係する内容でお願いしますね。

○はやお委員 いやいや、総括に際して、実際、これ、政治的なことができるのが総括なんですよ。まあ、いいです。（発言する者あり）

あと、先ほどの一番の重点は、令和6年の第276号から第480の入札談合等の関係行為というところでの判決実例の中に、先ほど量刑の理由、被告人は上司からの指示命令や共犯者である区議からの依頼があって断りづらい状況にあったとはいえ、ここが捕まらなかったからだということを言っている。だけど私は、申し訳ない、個人的に岩田さんからその閲覧結果を見させていただきました。その中で、非常に注視するところが書いてあるのがこなんです。S元区議から、私に契約に関して問合せがあった場合には、Y部長に相談するので、Y部長のほうで調べて私に報告してもらいたい。場合によってはS元区議からY部長に直接問合せがあるかもしれないが、そのときも調べた結果は私に報告してもらいたいと指示したと書いてあるんです。だから、つまり直接ではないけれども、調べてそのデータを報告しろと言ったことについては間違いはないんです。でも、ここのところは直接にやっつけていいよと言ったわけじゃないんです。私を通してその情報を伝えるからと。でも、完全に官製談合について指示をしているんですよ、調べろと。というところが問題だということをお願いいたいたいですよね。

○岩田委員 ありがとうございます。

○はやお委員 はい。そういう状況ですということだけ、はい。

○永田委員 関連で。

○岩佐委員長 永田委員。

○永田委員 先ほどの答弁で有罪となった元職員が信頼できる議員に相談して告発したとおっしゃっていました。ということは、自治法117条によると、議員が利害関係のある事件については議事に参与できないとありますけども、それに当たるとお考えでしょうか。前と同じパターンですね。さっきとまた同じことをやっているんですよ。お答えください。

○村木政策経営部長 具体的に自治法の規定に該当するかどうかというところまでは私どもで判断できませんが、当該議員が再発防止の委員会の中で事前にご相談を受けた人は第三者ではない利害関係者ということをお願いしておりますので、その発言とは矛盾するものだというふうには認識しております。

○永田委員 （154文字削除）

○岩佐委員長 えーと……

○永田委員 もう一度答弁をお願いします。（「面白い」と呼ぶ者あり）（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 すみません。ちょっとこの、事実が、今、曖昧な中で、ここの、ここの委員会で、今、ちょっと……。 （発言する者多数あり）

休憩します。

午後5時31分休憩

午後7時05分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

欠席届が出ています。ゼロカーボン推進技監、（「技監……」と呼ぶ者あり）出張公務のため。（「今から……」と呼ぶ者あり）そして法務担当課長、（「全部いなくなっちゃうの」と呼ぶ者あり）介護のため、欠席となります。（発言する者あり）

先ほどの永田委員の発言に対して、永田委員、どうぞ。

○永田委員 先ほどの私の質疑の発言の中で、2回目の発言の部分を、解釈の相違がありましたので撤回して削除を申し入れます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 ございます。

はやお委員。

○はやお委員 それ以前の期日前投票のところでの、私のところの道交法の違反の部分について訂正をお願いいたします。

以上です。

○岩佐委員長 はい。両発言についての削除と訂正を了解いたしました。ありがとうございます。

官製談合事件についての質疑を引き続き受けます。

○小枝委員 私のほうからは、運営には協力しますけれども、若干はしりながらになりますけれども、最終的にはちゃんと事実を行政の側にも議会の側にも明らかにしてもらいたいと思います。この予算議会の中で、皆さん確定記録をご覧になっていないので、私たちしか持っていないものを基にやることになりますから、それは時間とともに必ず確定記録を見に行けますから、行政のほうも早急に見に行ってくださいというふうに思います。そうすれば私が言っていることが本当だということが分かっていただけだと思います。

その中の一番主要な部分は、すごくはしょって言いますと、元副区長は、私がやりましたと、私がテーブルを設定しましたというふうにはっきりと、かなり詳しくもう詳細に言っています。あの件この件この件、予定価格を漏らしましたと、言われたとおりにやりましたと言っています。そして逮捕された元区議も副区長にやってもらいましたと言っています。そして元部長も副区長の命令でやりましたと言っています。つまり、三者が同じくそう言っているということは、これは、（発言する者あり）いや、見てください、みんなそういうふうに見ていない強みというか、なんだけど、区は多分知っていると思うんですよ。三者が三様同じことを言っているんです。微妙に元副区長が、お茶小に関してだけ、これは自分にちゃんと報告しろというふうに言ったんだけど、なぜか自分をすっ飛ばして直接やったんだよねということを行っているのだけがちょっと全体としては違うという。そこのところが三者が同じことを言っているのだから、副区長の関与があったという

ことは間違いないということをお私としては申し上げておいて、それがどういう問題かという、官製談合というのは区民のための公正な入札を妨害したという重い罪だということなんです。これは個人が行ったんだらば倫理の問題なんです。でも、組織としてやったのかというのは、これ、重大な争点なんです。で、区長のほうは、いや、これは議員のパワハラだというふうに決めちゃったんです。そして大きなお金を払った法律家もそういうふうに決めちゃったんです。でも、供述記録を見ればそうではないことが明らかになります。そのときに、ぜひそこを明らかにして、区民に正確な説明をしていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○佐藤総務課長 先ほど来ご答弁申し上げておりますとおり、その供述がそれぞれあったということはお話から伺いますけれども、その供述をもってどのように判断されたかということは公判の判断に従うという立場でございます。組織の中でそのような、例えば上司から違法な指示があったときにそれに従うかどうかという点については、従うべきではないということで、もう既に研修等も始めておりますし、関係性についても、先ほどご答弁申し上げましたとおり、再発防止の報告書のほうにまとめて対応を始めております。将来に向かってそのように取り組んでその反省を生かしていくという立場でございます。

○岩佐委員長 特別委員会でもこれを進めていますので、特別委員会で委員会資料をしっかりと取り寄せたときに、またしっかりと執行機関のほうもその内容についてご答弁いただければと思いますけど、そこは大丈夫ですかね。（発言する者あり）

○小枝委員 今のは誰に言ったの。

○岩佐委員長 執行機関に言っています。

○小枝委員 ああ。じゃあ。

○岩佐委員長 ちゃんとしかるべきタイミングで特別委員会で供述資料を取り寄せたときに、そこでまた特別委員会で話題になると思うんですけども、そのときにはまたそれに対応してしっかりとご答弁は頂ければと思います。もちろん今と同じかもしれないんですけども、それを踏まえた上でのご答弁をそのときにまた改めてご展開いただけますかね。そこはしっかりとやっていただきたいと思っておりますけれども。

○小枝委員 あれっ。今、答弁から質疑。（「いや……」と呼ぶ者あり）私が言っているのね。うん。

で、その全容解明をしなければ、適切な対策が組めない。これは分かりますよね。それで、司法が判断する範囲というか、有罪判決を受けたであるとか、書類送検にあった。これは司法の責任の中で判断されること。で、ちょっと今の答弁がずれていたんだけど、判決の中の、ここを繰り返すとまた繰り返しと言われるから言いたくないんだけど、一応答弁は要らないから言っておくと、量刑理由のところは事実認定されなければこれを量刑理由に書かないというのは、私が聞く弁護士は、これに関しては全く意見は分かれな、10人が10人。だから野々上弁護士もそう言ったということが本当に確定であれば、それはちょっと司法の世界の中で恥をかくというか、本当に専門家として専門家の役割を果たしていないということを言われてしまうだろうと。

それともう一点が、政策経営部長は、令和5年の9月23日にもう事情聴取を受けていたと。それを受けて、千代田区の弁護士に相談をしたと。その千代田区の弁護士は、逮捕された議員の弁護士になったと。そしてその議員が話していることの録音テープというの

が、元部長が身を守るために取っていた録音テープというのがあると。この内容を聞くと、赤裸々にどうやって事実を消し去っていくかというスキル、テクニックが書いてある。そして、再発防止の任を背負った元政策経営部長は、会議体の中心をなしながら、その弁護士の方からは絶対にしゃべるなということに、要するになっていたと。そういう中であの会議体が動いていたという事実は、これも繰り返しませんけれども、区民の利害を守るのか、それともまさに書類送検された当事者を守るのか、これは利害が二律背反、利益相反なんですね。それを千代田区の弁護士がぐるみになってやっていたという、この克明なものがあるということです。それについては、とにかく見ざる聞かざる言わざるの千代田区なのでこれ以上言えないんだけど、言っても聞いてくれないんだろうけれども、事実は明るみに出してしまうだろうということなんですね。

区が間違っているのは、司法が責任を持つべきことと、行政と議会が責任持つ範疇を分かっていないんですね。司法は2人の逮捕者を出した。つまりお茶の水小学校プラス4案件、これで書類送検のこういうコアな部分を判断した。でも、その判断するに当たってもっと膨大な資料があって、その膨大な資料の中から事実認定したものだけが確定記録なんですよ。わかりますか。事実認定、つまり、あれって、全部じゃないんですよ、ごく一部なんです。その事実認定の重要な資料になった確定記録を岩田議員が見に行行って書き取ってきたメモを皆さんは見たくもない。議員さんもまだ見たくない。ちょっと先まで待っていてねと言っているんだけど、私が今指摘したことが、確定記録を見たときに本当であるかどうかについて、ぜひ早急に結論、判断を出してもらいたい。そのときに事実であった場合は、報告書の書換えも含めて、分かったときでいいですので、責任を持って報告していただきたいんですね、私、委員会に入っていないので。そのことは区民に対する最低限の責務だと思うんですよ。これは議員一人一人に問われていることだと思うんですね。曖昧にしてはならないと思うんです。

そして、内部告発的に捜査二課のほうに出した職員を悪者にして、これ、本当に兵庫県と同じなんですね。内部告発をせざるを得なかった元職員だけを悪者にして、そしてさっき相談に乗った元区議みたいな言い方をしていたけれども、当然おかしなことがあったら、これを私に相談があったってそれはもう明らかにすべきだと言いますよ。官製談合が常態化していた10年間、もしかしたらそれ以上かもしれない。すごくそういう問題を明らかにしなければ、千代田区というのはいつまでたっても、何というか、村と言われるけれども、本当に村のままなんです。あか抜けないんですよ。それではまちづくりもデザインもこけてしまう。そういう千代田区であってほしくないと思う区民がたくさんいるんです。また、知らない人も多いです。でも、これからまた報道などで知られていくと思います。そのときに、やっぱりちゃんと向き合ってほしいんです、事実と。事実と向き合わなければ、明るい未来は見えてこないんですよ。

それは、副区長も区長も首を振るけれども、区長は副区長を任命した。そしてその副区長は日本橋などの相談の場所に同席をしていた当事者なわけです、まちづくり部長として、対立案件を全部片づけようということで。そういう人を任命をして、そして二人三脚4年間やってきたという現実も、やはりその体制を続けてきたという背景であるということ、私は、これは区長は知らなかったかもしれないけれども、知らなかったとしても、やっぱり区政に関わる以上は知らなければいけないと思うんです。知らなくていいということ

は済まないと思うんです。そこはぜひ責任感を持って、目を見開いて事実を見ていただきたい。そうならなければ、千代田区はいつまでたっても、これだけの財政豊かな中で、豊かな千代田区にならない。ぜひ覚悟を見せていただきたい。そうすれば千代田区の未来はまだ明るいものがあるかもしれないし、それでなければ、またこけてしまうことが、一つ一つの案件でこけてしまうことが出てきてしまうので。（発言する者あり）腹をくくっていただきたいんですよ。事実と向き合っていただきたい。副区長を中心とする組織的な犯罪であった可能性が高いとする告発に、ちゃんと目を向けていただきたいんですよ。

○岩佐委員長 小枝委員、質疑として……、質疑、質疑を。

○小枝委員 しかるべき答弁を頂ければこれで終わります。（「しかるべき答弁って、何」「何。しかるべき答弁」と呼ぶ者あり）

○佐藤総務課長 今、再三小枝委員から事実というふうなお話がありましたけれども、何が事実かということは、それぞれの供述が何が事実で事実でないかということは、多分議員の皆様も私たちも判断はできないものだと思います。ですので、それが公開されたときにどのように対応するかは、またその段階で検討させていただきたいと思います。

○小枝委員 区も見に行ってください。長岡は見に行きましたよ。長岡のまちは見に行きましたよ、区が、大急ぎで。

○岩佐委員長 はい。今のご答弁のとおり……

○小枝委員 できないと。

○岩佐委員長 しかるべきタイミングで、しっかりとまた、何が事実かということも……

○小枝委員 ぜひ、時間かせぎはやめていただきたい。大急ぎでやっていただきたい。

○岩佐委員長 もし審議されるのであれば、そこもしっかりと特別委員会で。

以上で、この件についてはよろしいですか。（発言する者あり）もう岩田委員、これで終わらせていただきたいんですけども。

○岩田委員 端的に、端的に聞くので、端的に答えていただきたいです。

○岩佐委員長 答えがもし岩田委員のご期待されるものじゃなかったとしても、そこはよろしいですか。

○岩田委員 うん、うん、大丈夫。もちろん、もちろん、もちろんです。

○岩佐委員長 じゃあ、どうぞ岩田委員、手短にお願いします。

○岩田委員 手短にということなので、はい、手短に。端的に聞きますので、端的に答えてください。

再三調査書で本件事件に同副区長が具体的に関与したと認める事実は確認できなかったと結論づけているけども、これは弁護士がそう言ったのか。つまりこのヒアリングの中でみんなで、じゃあこういうことにしましょうねと決まったんじゃないで、弁護士が言ったのか言わないのか、まず答えてください。

○岩佐委員長 まずというか、その質問で終わらせてください。

○岩田委員 駄目です。

○岩佐委員長 いや、もう本当にこの時間ですので、まとめてください。

○岩田委員 そうやっているとな長くなるから、答えさせてください。

○岩佐委員長 議事整理させていただきます。今の質疑だけに答えてください。

○佐藤総務課長 有識者意見を踏まえて、報告書に、ほかの区に行った調査等も踏まえて

……

- 岩田委員 答えていないから、弁護士が言ったのかどうかと聞いているんですよ。
- 佐藤総務課長 それも含めて、区が判断したものでございます。
- 岩田委員 いや、含めてじゃなくて、だから区が判断したということは、弁護士が言ったのか言わないのかを聞いているんです。
- 小枝委員 大事なところだよ、答えればいいじゃん。
- 岩佐委員長 岩田委員。
- 岩田委員 答えてください。ちゃんと答えさせてください。
- 岩佐委員長 そろそろ、この……
- 岩田委員 答えさせてくださいよ、ちゃんと。
- 岩佐委員長 談合事件については、特別委員会で……
- 佐藤総務課長 委員長、総務課長。
- 岩佐委員長 はい。総務課長。
- 佐藤総務課長 有識者の意見にもそのように内容が含まれております。
- 岩田委員 だから、弁護士が言ったのかどうか、それだけ聞いているんですよ。（発言する者あり）
- 佐藤総務課長 書面で受け取っておりますので、言っていないということではございません。
- 岩田委員 おお、書面で。ほう。
- 岩佐委員長 それでは、この辺りでそろそろ……
- 岩田委員 いや、さっき変な答弁……
- 岩佐委員長 まとめて、まとめて最後の質問にさせていただきますか。まとめて最後の質問でお願いします。
- 岩田委員 じゃあ、まとめて。はい。まとめてね。
- 岩佐委員長 まとめて最後の質問で、1個だけお願いします。
- 岩田委員 はい。さっき、何だ、僕はこの供述調書を読んで、そしたら元区議の方は円滑に委員会を進めようとしたので報告書にそこはないと思っています。これ、金額を教えてもらったのにそこがないんですか。というのと、書類送検されていないということを書いていましたけども、それは刑事責任を問うためのものですよ、書類送検。ただ、それは時効だったりすれば刑事責任は問えないから書類送検はされない。それが司法判断だとしても言うんだったら、司法判断である供述調書に上司の命令と書かれているんだから、それもちゃんと考慮すべきじゃないですか。この二つで一応終わります。
- 岩佐委員長 じゃあ、岩田委員の最後の質疑にご答弁をお願いします。
- 岩田委員 はい。しかるべきお答えをお願いします。
- 佐藤総務課長 有識者の意見につきましては、以前、委員会で資料としてご提出をしていると記憶しておりますのでご覧いただければと思います。それから、最後の後の質問は何でしたっけ。忘れちゃった。あと、何でしたっけ、二つ目。（発言する者多数あり）えっ。（「二つ目は……」と呼ぶ者あり）すみません。二つ目の質問は何だか、もう一度教えていただけますか。
- 岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 元副区長が書類送検すらされていないというところですけども、それは刑事責任を問うために書類送検するんであって、それは時効であったりすれば当然刑事責任は問えないわけですから書類送検はされない。で、今回の件に関与していたかどうかというのはまた別問題ですよ。これを書類送検されていないのを司法判断ともしも言うのであれば、その司法判断であるところの起訴になった供述調書に、上司の命令と書かれてあるんですから、当然関与があったと認めるべきじゃないですかという質問ですよ。

○佐藤総務課長 大変失礼いたしました。すぐ何かと議論が言ったか言わなかったかみたいなことになっていくと思うんですけども、全く司法の判断のみに頼って区が判断を下したということはないということはいまでも申し上げてきたつもりでございます。違法性があったかなかったかということについては、司法の判断によって確認をし、それ以外の組織の風土であるとか、議員の皆様との区の職員の関係、それから職員の上司と部下の関係については、行ってきた調査やアンケートに基づいて、しかるべく再発防止の対策を立てているというふうにご説明を申し上げます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次の質疑、何かございますか。

○はやお委員 私のほうから資料要求をしたんですが、ないということなので、私から委員会資料にいただいた内容です。追加資料21を見ていただきたいと思います。

この追加資料は、令和6年12月の20日に第1回弁論準備手続調書というのをつくっています。ここで確認をまずさせていただきたいのは、この弁論の準備手続調書が区にないということ、また区にないのならば、被告指定代理人のところに保管していなかったのか、この2点についてお答えください。

○村木政策経営部長 委員長、政策経営部長です。

○岩佐委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 いないので、じゃあ、私のほうからお答えさせていただきます。

○はやお委員 「じゃあ」。「じゃあ」って……

○村木政策経営部長 裁判の調書につきましては、通常こういった訴訟の場合には特に謄本を取るということはしておりませんので、今回もしておりません。

○はやお委員 あともう一つ、被告、この——すみません、委員長。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 被告指定代理人のところも保管。なぜかといったら、弁護士が仕事をしたというその成果物として。普通取っておくのが普通なんです。そこもなかったのか、お答えいただきたい。

○村木政策経営部長 今回は法務部の職員に、指定——あ、特人厚の法務部の職員に指定代理人ということで代理人になっていただきまして訴訟を進めましたが、そちらのほうでも取得しておりません。

○はやお委員 それではですね、まあ、ちょっと驚きなんです。こういう締結を結びながら全く確認をしていない。2枚目のところを見ていただくと分かるんですけど、当事者の陳述等ということが書いてあります。まず原告からの内容が、1番目が、原告らは千代田区と一般社団法人日比谷エリアマネジメントの間に別紙1の覚書が締結されたことを確認した。2、原告らは本期日において被告に対し別紙2のとおり意見を述べたと。上記の

事実に鑑み本件の訴えを取り下げると。こういうことについてどう受け止めているのか、お答えいただきたい。

○村木政策経営部長 私は、今回、指定代理人という形ではこの裁判には関与してございませんが、担当から聞いたところによりますと、この当事者の、今、はやお委員が述べられた書面、そのとおりだということでございます。

○はやお委員 つまり普通ですと、この交渉が原告と被告は何らかの合意に達していなければお互いに下ろさないんですよ。それでいながら、この原告というのは、もうご存じのとおり元区議会議員の女性3人で訴訟を起こし3年間の係争をしたという事実なんですね。それで持っていないということについては、この辺のところをもう一度、どんな思いで持っていないのか。それについては必要がないから持っていないということなのか。というのはね、やっぱり道義的な問題と法的な問題というのがあるんです。その辺はどういうふうに考えているか、お答えいただきたい。

○村木政策経営部長 通常の訴訟事務と同様の対応をしたということでございます。

○はやお委員 それでは、次のところ、ここのところ、まあ、結局はそうでしょう、今回においても出さないんですから。それならば覚書について確認します。覚書についても提出されていなかったですけど、覚書は当然のごとく日比谷エリマネのほうでされているからお持ちでしょうね。そのところをお答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいまはやお委員にご指摘いただいた覚書については、区と日比谷エリアマネジメント社が締結をしたものなので、それについては区のほうで把握しております。

○はやお委員 ということは存在しているということ、不存在ではないということですね。では、確認いたしますよ。今回のところ、一般質問で私がいたしました、覚書は協定書の内容を再確認したものですという答弁を頂いたんです。再確認です。特段何も無いということ、そういうふうには受け止めてよろしいのか、お答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 意味合いとしては新たなことを確認したということよりも、これまでどおり認識していた内容を位置づけたというふうに認識しております。

○はやお委員 そこで、何かというと、あえて言うと、ここに書いてある3行目のところ覚書の、「基本協定（以下、基本協定という）第26条に基づき」と書いてあるんです。26条の内容というのは何かということなんですね。26条に一番最後に書いてあるんです。疑義についての協議、つまり確認じゃないんです。疑問に思っていることの確認をする。第26条、本協定の各条例等の解釈について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項について、甲乙誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。それなのに確認ですか。そしたらだって、この疑義がなければ覚書にはならないんですよ。そのところをお答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 協定の第26条、または本協定に定めのない事項ということで、こういった場合について位置づけているものなので、覚書についてもそこに該当するというふうに考えております。

○はやお委員 だから、規定していないということは確認じゃないんですよ、追加なんですよ。ということじゃないんですか。というのは、何かといたら、何を確認しているかと思ったら、対象施設はどうだ。収入等の用途についてはどうだ。そして最後、積立金の

全てを甲に帰属する。そしてまた基本協定、これ、第3条のところですけどもね、基本協定第14条及び前条の趣旨を踏まえ、社員総会の決議を得て、余剰財産の全てを甲に帰属させる。つまり、帰属という言葉がなかったわけですよ。疑義があったわけですよ。それを追加したんですよ。だから覚書をしたんですよ。もう一度お答えいただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 冒頭申し上げましたが、覚書の内容自体が新たに何かを位置づけたということではなく、もともと認識していた内容について、改めてこちらで確認をしたというものになっております。

○はやお委員 それでは、基本協定のところのどこに書いてあるんですか、このことが。どこに書いてあるのかと明示をしなかったら、今までの確認ですという答弁にはなりませんよ。お答えください。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 協定の文言どおりですけども、定めのない事項について協定を結んでいるので、どこかに書かれているといったものではございません。

○はやお委員 定めがないから書いた。つまり確認じゃないんですよ、追加なんですよ。そういう詭弁な答弁あるんですか。これ、法的な対応は、今日、法務担当は帰られちゃったんでしょ。これ、法的に考えてどういうふうに受け取るのが正しいのか、お答えいただきたいと思っているんですよ。何だか急にいなくなっちゃったんですけどね。いろいろあるのは分かります、それぞれ。だけど、ここのところについて誰か答えられる方はいらっしゃいますか、お答えください。

○加島まちづくり担当部長 今、覚書に書いてあるところ、それが、はやお委員は、その協定の中で読み取れていないんじゃないかと。新たな文言を覚書として定めたのではないかというようなことを言われているのかなというふうに思っています。我々の認識としては、今までの、今もそうですけど、協定及び賃貸借契約ですか、それに関しての理解、その中ではこういったものは入っていますよといった理解で今までも来ていますし、今もそういったところですよ。で、これに関しては、裁判のところなので、私も昨年5月に証人尋問ということで、裁判の中で裁判長から最後に少しやり取りをされました。裁判長からは、あなたの認識では、区の所有する建物修繕費用は日比谷エリマネが全部負担することなのかと。で、「はい」というような答弁をしております。その後、基本協定や契約書から直接それが読めるのかそうでないのかというところの認識の違いが原告と被告であるよねということなので、認識の違いを改める上で改めて覚書を交わすということが裁判官のほうから提案されたというふうな認識ですので、我々としては新たに入れたというふうな認識はないというところでございます。

○はやお委員 今のその話からすると、新たなことがないというけれども、こういう契約というのは性悪説でつくるんですよ。こう読んでくれたらいいんじゃないんですよ。こう読まなくちゃいけないというふうにつくるのが法律の文章なんですよ。そういうところで、それも協定書でありながら足りなかったことを認めないということですよ、そういうことであれば。私たちは今までどおりやってきた、問題ないんだと。そういう反省の仕方からしたら、やはりここの今回の住民訴訟をした人たちに対して大変私は失礼なことだと思っています。不誠実な答弁だと思います。それでいいんじゃないんですけど、もう一度お尋ねします。このところについてはそういうことだというふうに認識しているわけですね。

○加島まちづくり担当部長 先ほど答弁したとおりの認識でございます。

○岩佐委員長 これ、覚書も協定書も両方区はしっかりサインをしているわけですし、覚書もしっかり守っていくことには変わりはないということですよ。

はやお委員。

○はやお委員 当然そうなんです。というのは何かと云ったら、それならば最後に確認いたします。ここのところの締結について押印をされた区長、ここのところについて、なぜこういう協定について押印し、この位置づけということはどう思っているのか。お答えとしては今までの理事者のほうの答弁になることだと思えますけれども、ここに押印するということは、この1点、何のためにこの覚書に押印したかということなんです。普通要らなかつたら要らないと言うじゃないですか。そういう問題なんです。まあ区長が答えなければ、僕は、申し訳ない、坂田副区長がこれは答弁していただくしかないだろうと思っていますよ。お答えください。

○坂田副区長 副区長。

○岩佐委員長 副区長。坂田副区長。

○はやお委員 よっ。やっど。

○坂田副区長 この日比谷の訴訟、3年間にわたる訴訟だということなんですけれども、私どもは、区としては、区長も含めて、一貫して、（発言する者あり）えっ。

○はやお委員 あ、いいです、いいです。はい。

○坂田副区長 判決を求めてまいりました。つまり、私どもに非はないと自信を持っておりましたので、ずっと判決を求めてきました。しかしながら、訴えている側が訴訟を下ろすというのは、止めるわけにはいかないですよ。じゃあ下ろすに当たってどういう拳の振り下げ方をしたらいいかという相談だったと思っています。私はそういう受け止めです。ですので、まあその覚書、それは協定という名の契約ですけれども、TMOの会社と区は双方同じ意識でいますけれども、それを改めて文面で明確にしてくれということならば、それはそれで、そこまでは許容範囲だということで私どもが認めたということでございます。

○はやお委員 はい。いいよ。

○春山委員 関連。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 関連して質問させていただきます。この覚書の中に2条の2ですね、前項の収益に余剰が生じた場合は広場等の修繕費用、施設更新などに充てるべく積立金として積み立てるとなっているんですけども、これ、今、総額で何年間によってどのくらいの積立金が積み上がっているのか教えていただけますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 最新の数字、令和5年度末ですが、築6年が経過する段階で約3億507万余が積立金として計上されております。

○春山委員 はい。ありがとうございます。

この金額6年で3億余というのは、50年の修繕の積立てが必要というところの中で順調に積立が上がっているんでしょうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 50年の計画上、6年経過した時点で、想定としては約2億8,000万程度積立てがされているということで計画をしておいたので、おおむね計画どおり積立てが進んでいるという認識です。

○春山委員 きちんと予定どおり積立てをしているということで、今、確認をしました。なのですが、日比谷エリマネのところの決算書が開示されていなくて、この状態をこういう委員会で聞かざるを得ないという状況です。なぜこれ決算書をオープンに開示していないのかということと、2問目、このように区の財産を貸し付けている団体、関係団体の出資団体、一般社団法人も含め、決算書を公開していないところが幾つか見受けられます。この辺は区として非公開にする必要はないと思うんですけども、この辺りどうお考えなんでしょうか。きちん公開していけば行ったり来たりもないし、積立てしていないんじゃないかとかという疑義も発生しないと思うんですけど、その辺の情報開示についてはどうお考えですか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 まず、1点目です。なぜ公表していないかということですけども、日比谷エリマネ社からは、毎年事業の予定と、あとは前年度の実績報告、これは決算の内容を含めて報告は受けてございます。区の規定に基づきまして、その内容についてはこちらでしっかり確認をしているというところで公表までには至っていないというところですよ。

あと、2点目のご質問ですが、それ以外に関しての団体も公表していないところについてのご質問でしたが、これに関しては、日比谷エリマネの取扱いと同様に、全て公表ということで判断するということがなかなか難しいといったところがございますので、現時点ではそれも含めて公表はしていないというところですよ。

○岩佐委員長 春山委員、よろしいですか。

○春山委員 ううん。納得いかない。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 日比谷エリマネに限らず、政策経営部にお伺いしますが、政策経営部所管じゃないところも含めて、例えばゆとりちよださんは決算書が出ている。観光協会は事業計画書が見えない。てんでばらばらなんですけれども、やっぱりこれは区の財産を使ったり出資したり関係している団体で、あくまでも区民の税金が一部使われているというところで、ちゃんと関係団体に関しても、財産、決算書の公開をしていくべきだと思いますが、これからどのようにお考えでしょうか。

○小林財産管理担当課長 貸付け等を行っている団体に関しましては、所管する部なり課なりがありますので、事業報告書、収支報告書を適切に確認、判断しているところだと思います。公表に関しましては、必要性に応じて、各所管部、所管課において公表するなど、対応はしているというふうに認識しております。

○岩佐委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

最後。最後にしてください。はやお委員。

○はやお委員 まあ、あんまりちょっと、最後にしてくださいというのは、ちょっと議事整理として、あんまり。

何かというと、今回のこのことを通しながら、結局は確認をしますけれど、確認というか、今までのことを言いますけれども、225億、そして30億の土地建物が無償で貸付けされたのが執行権だということに言っていますけれども、執行権に次ぐ執行権をやって、結局は執行権の濫用をしていたんですよ。ただ、時効で今回はそれは取れなかったんですよ。それと、今回のこのことについては、収益についてどういうふうに使ったって、こうい

う話についても明確にしていけないわけです。だからこういうふうになった。で、それでも今までどおり今後もやっていきますよという答弁なんですよ。それじゃあまりにも今回の係争をされてきた中身について、僕はね、何というの、審議上どうかと思うんです。仮にも3人の原告は区議会議員でやってきたわけですよ。その方がおかしいと言ったんです。もう一度、だからあなたの基準じゃないんですよ。一般的に言ってそここのところまで来た。そこについてもう一度きちっとした方がお答えいただきたい。また同じであるならば、そういう行政だということとして認識します。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 今回の裁判の争点に関しましては、区有施設を使用させてエリアマネジメント活動をするということにおいて、基本協定とか使用貸借契約を区とエリアマネ社が結んでいる。その内容としてエリアマネジメント活動に使い、併せて施設の維持管理のみに使用すると。エリアマネジメント社が解散して、その資産については、当然区に帰属されるということの認識について、原告はそうっていないと。区はそうになっているという認識の違いについて、裁判所が覚書として文書で明確にすればというふうな提案があったというところでございます。したがって、区有施設を使用して収益を上げ、今までどおりの日比谷エリアマネジメントの取組、私たち日比谷モデルと呼んでおりますけれども、この事態については変更することなどの指摘も受けておりませんので、区として現スキームを変更するつもりはございません。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

岩田委員、端的にお願いします。

○岩田委員 はい。端的にですね。

区長による個人情報の取扱いに関する議長への申入れについて質問させていただきます。（発言する者あり）えっ。

○岩佐委員長 どうぞ。

○岩田委員 何か、何か言っているけど、いいのかな。

○岩佐委員長 オーケーですと言っていますけど。

○岩田委員 いいですか。はい。

この6、千政総務発第886号、これの6行目、何だ、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて公の秩序もしくは善良の風俗を害し、云々かんぬんと書いてある。ここが慎重な配慮が必要な旨規定しているけども、岩田議員は閲覧制度の趣旨を逸脱しと書いてあります。どこが逸脱しているんでしょうか。

○佐藤総務課長 刑事確定記録の考え方によるところかと思えます。先日来確定記録は公開されているもので、議員の質問権の中で自由に使えるといった趣旨のご発言があったかと思えますが、刑事事件の記録につきましては、被告人だけではなく被害者、刑事裁判に協力した第三者のプライバシーを守る必要性が高いために慎重に取り扱うべきものとされておりまして。一方で、一部の研究者や弁護士会の意見書などで、プライバシー保護の考え方の違いから公開を求める意見があることも事実でございます。しかし、それは確かに金曜日の質疑の中で判例といったような言葉も出ていたかと思うんですけれども、そういった判断基準にできるほど議論が成熟している領域ではまだございません。区といたしましては、そういった状況も踏まえまして、法の趣旨に従う立場として慎重な取扱いをお願い

するものでございます。

○岩田委員 だから、私は東京地検で見てきたものを資料として出したかったんですよ。これが公のものだということだね。じゃあ、判例を挙げます。最高裁、昭和37年、小法廷で、人の社会的評価を低下させる発言であっても、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合には、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があれば同行為に違法性がなく、また真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、同行為には故意または固執がなく不法行為は成立しないものである。この判例をご存じですか。

○佐藤総務課長 申し訳ありませんが、存じ上げておりませんでした。

○岩田委員 この判例、今、私が読み上げました。これを聞いても、まだ私が違法性があるのではないかと、疑義があるとお思いですか。（発言する者あり）

○村木政策経営部長 いいですか。ただいま岩田委員からご指摘があった判例は、それは恐らく名誉毀損か何かの判断基準ではないかと思うんですけど、今ここで問題にしているのは、刑事訴訟の確定記録、これを公の場で議論する。それがどうなのかということで、検察庁のほうもその閲覧については慎重な態度を取っていて、現に区議会のほうから正式に閲覧申請しているものについては回答がまだ来ていないということと聞いておりますので、そういった検察庁の運用、その趣旨を我々は尊重して、やはりこれについては慎重な取扱いが必要ではないか、そのように考えて申し入れたものでございます。

○岩田委員 その名誉毀損のところ、まさにこの文章の中に書いてありますよ。関係人の名誉もしくは生活の平穩を害する行為をしてはならないと書いてあるというふうに書いているじゃないですか。といたら名誉毀損のことを言っているじゃないですか。にもかかわらず、それには当たらないと言っているんですよ。これを聞いてもまだ私に対してこれは疑義があるのかというふうに考えているんですかと聞いたんです。

○岩佐委員長 すみません。法律の解釈について今ここで議論をしていただいても、ちょっとここで結論が出ませんので……

○岩田委員 弁護士はどこに行ったんですか、高いお金を払って雇った弁護士さん。

○岩佐委員長 普通に6時までで帰られましたけど。

○岩田委員 いや、その前から結構聞いているんですけど、全然いないので。

○岩佐委員長 なので、ちょっと、もう質問はこの程度にさせていただいて。これ、よろしいですか。

○岩田委員 いやいや、駄目ですよ。

○岩佐委員長 でも、その質問に関してはもう、ここではできないことですので、これ以上は進めないで、ほかの質問にしてください。そして端的にまとめてください。

○岩田委員 はい。えっ。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 以上のことから、撤回と謝罪を要求します。

○岩佐委員長 撤回と謝罪は質疑じゃないんですけど、一応、まあ、答弁を聞きましょうか。

○村木政策経営部長 こちらにつきましては、名誉毀損というよりも、確定記録を閲覧した場合、その情報の取扱いについてどうかということで、それについて疑義があるという

ことで我々は考えて申入れをしましたので、撤回する意思はございません。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 小枝委員、まとめていただけますか。

○小枝委員 ええ。すっきりしたことなんです。先ほどの判例のほかに、刑事確定記録訴訟法のコンメンタルという福島至先生の本があって、そこにもみだりに用いるの定義というのが、正当な理由はないことだよと。その正当な理由というのは、この議会において公益性のある問題を取り扱うために質疑に使うことは正当であるということ、もう新潟県でも今同時開催、もう終わったかもしれないけれども県議会でもやられているし、質疑をされているし、その5年も前に長岡市議会でも、それは千代田区議会と同じようにどうだこうだという行政側からもあったけれども、やっぱりちゃんとリーガルチェックをしたら、それは正しいことだったということで質疑を認めていることなんです。なので、曖昧な内容をもって区長が、区長のそれこそ公印を押して、議員の発言はとんでもないといって議長に申し入れるというその根拠の曖昧さということが、これに限らずいろんなところにあるので、ぜひ私のほうから謝罪、撤回とは言えないので、そういう在り方をやはり改めていただきたいということは私のほうからお願いをいたします。

○岩佐委員長 じゃあ、一応答弁をお願いします。

○村木政策経営部長 ただいま小枝委員からご指摘があったところ、先ほどの岩田委員のお話とほとんど同様のことだと思います。我々といたしましては、個人情報への配慮、これは非常に重要なことだと考えておりますので、それについてはやはり慎重な取扱いが必要だということで、先ほどと繰り返しになりますが、議会のほうから公式に特別委員会が委員会として議論するために資料として要求しているものについて、いまだ回答が出ていないという段階では、我々としては慎重にいくべきだという、そういうスタンスで臨んでいるところでございます。

○小枝委員 答弁が来ちゃうと言わざるを得なくなるんですけど、それは別に、気に入った気に入らないの話じゃなくて、事実として東京地検に保管、検察官宛てに出した申請書、理由書の中に、閲覧の記録については写しを議会に提出するといって閲覧を許可されているから、もしそれを文句を申し上げる法的理論があるとなれば東京地検に言わなくちゃいけないんですよ。そういう事柄であるということを入念に入れていただかないと議論がめちゃくちゃになっちゃうので、事実に基づいてちゃんと答弁をしていただかないと。ただ、先ほど理由書を出したいといっても、それは共有されていないから、まだ見ていないと言われちゃえばそうなのかもしれないけれども、事実はそういうことなので、ぜひ事実に基づいて答弁を頂きたい。これは答弁は要らないけれども、理由書の中に書かれていることに基づいて許可されたということなんです。つまり、それは東京地検の判断なんです、覆せない。よろしくをお願いします。

○岩佐委員長 はい。よろしいですね。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。はい。ありがとうございます。

以上で総括質疑を終了します。

暫時休憩します。

午後7時53分休憩

午後7時54分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。あれっ。（「大丈夫」「いいんじゃない」と呼ぶ者あり）委員会を再開します。（発言する者あり）

これより、当初予算案に関する意見発表に入ります。意見発表のある方、どうぞお手を挙げてください。（「牛尾さんが挙げている」と呼ぶ者あり）

牛尾委員。

○牛尾委員 はい。2025年度各会計予算について意見発表いたします。

2025年度予算では、給付制奨学金の創設や学用品の無償化、高齢者の住宅支援のために居住支援法人の相談体制や賃貸への支援策など、子育て世代や区民の声に答える施策が盛り込まれました。中でも、子どもの入院給食費の無償化は私たちも区民の声を受け、条例提案を行って求めてきたものであり、無償化に踏み出すことは大いに評価をいたします。また、スケボー場の設置や旧九段中の遊び場としての開放も、子どもたちや子育て世代の願いに答えるものであり、前進です。引き続きバスケットボールや、（発言する者あり）キャッチボール広場などの遊び場の拡充を求めます。

しかし、（発言する者あり）予算全体を見ると、非課税世帯や生活保護世帯、国民年金のみ世帯など、いわゆる生活が大変な世帯に目を向けておらず、格差と貧困を広げる予算と言わざるを得ません。区長が目玉政策として打ち出した中高生応援手当は、中高生を持つ保護者への支援として理解しますが、しかし、生活保護世帯が受け取ると収入認定され、受け取れない。非課税世帯が受け取ると課税世帯になる可能性があることが、議会から指摘をされて調査することは、生活が苦しい世帯に目を向けていないことを象徴的に示すものであります。また、低所得者が加入者の大半を占める国民健康保険料は、今回も1人当たり1万円の値上げで、物価高騰の中で大変重い負担増となります。区に対し生活保護世帯への見舞金の創設や国保料の均等割額の軽減など、生活が大変な世帯に目を向け、支援する施策を講じることを強く求めます。

さらに、住まいのことでは、国や東京都と区が一緒になって進めている都心再開発によって土地の価格が上がり、それが家賃の高騰を生み出しております。住み続けたいという願いに答えるのが区政の役割です。しかし、区営住宅は九段住宅の住戸数を事実上減らす一方で、区営住宅増設の願いに背を向け、家賃補助拡充の願いも同様に答えないなど、生活困窮者の住まいを支援する姿勢がありません。借上げ型を含め、公営住宅の増設とともに、再開発のための規制緩和が投機マネーを呼び込んでいるだけに、抑制する対策を検討すべきです。まちづくりにおいても、改めて住民への十分な説明と、住民同士が十分に納得できる対話の場を区として十分に位置づけることを求めます。

以上の理由から、2025年度各会計予算に反対いたします。

最後に、官製談合問題が議論になりましたけれども、今回の談合の背景にあるのは、一部の会派と区との長年にわたる癒着の構造があったということです。（発言する者あり）この構造を断つには、議会と区側の双方がそれぞれ真相解明と対策の検討を行い、連携するほかないと思います。そうしてこそ有効な再発防止策を講じることができることを訴え、意見表明といたします。

○岩佐委員長 はい。

ほかに討論の。

えごし委員。

○えごし委員 令和7年度千代田区各会計予算案に対し、賛成の立場から意見表明いたします。

令和7年度予算は、千代田区が「未来を拓き、区民生活の安心と幸せにつなげる予算」として、子ども・子育て支援施策、高齢者施策、持続的に発展するまちづくり、デジタル技術の活用の中の四つのテーマを掲げ、過去最大の予算案で編成されました。

評価できる具体的な事業としましては、出産・子育て支援、中高生世代応援手当、給付型奨学金、いじめ不登校防止プロジェクト、認知症支援サービス、高齢者等住まい生活支援サポート事業、産業コミュニティ形成支援事業、DX・GXの取組、外濠の水質改善対策、食品ロス削減の推進、防災対策の推進などがあります。

今後、予算の執行におきましては、よりよい区民生活のため、区民の声を聞きながら希望を持って千代田区に住み続けられるよう、一つ一つの事業に取り組んでいただくことを強く要望し、令和7年度千代田区各会計予算案に賛成いたします。

○岩佐委員長 はい。

ほかに討論の発表は。

白川委員。

○白川委員 令和7年第1回千代田区議会定例会予算特別——決算特別委員会に当たり、提出議案に賛成の立場から、（発言する者あり）あ、予算・決算特別委員会に当たり……

○岩佐委員長 予算、予算。

○白川委員 はい。提出議案に賛成の立場から、討論いたします。

今回の委員会につきましては、混乱がひどく、限られた議員が長時間にわたり質問をし、持論を延々と繰り返し述べるような形式の質問が散見され、閉口いたしました。首都の中核になる区の議会として真っ当と言えるか、甚だ疑問に感じております。議員は質問の論点を絞り、区民にも分かりやすいように簡潔に訴えようとする義務があると考えます。それを無視するようでは、議員としての資質に欠けていると言われても、仕方ありません。

私は、昨年、職員も議員も子育てや介護などそれぞれの事情を抱えており、議員はそれを考慮すべきである。そして、議会が夜遅くになることを避けるためにも、（発言する者多数あり）できるだけ協力すべきだと確認し、ご協力をお願いいたしました。当初は協力いただき感謝を申し上げましたが、ところが、そこから大して時間がたっていないにもかかわらず元に戻り、今回は裏切られた気持ちで落胆しております。私はこの議会の現実を区民に知っていただくために、今後はしっかり発信していくつもりであります。

なお、今回の予算特別委員会においては、懸案である神田警察通りの整備工事の推進について前向きな答弁を頂けた点を高く評価します。それを踏まえて提出議案に賛成いたします。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 休憩します。

午後8時02分休憩

午後8時08分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

ほかに討論がある方、挙手をお願いします。

入山委員。

○入山委員 令和7年度各会計予算案について賛成の立場から意見を申し上げます。

当初予算の一般会計には、未来を拓き、区民生活の安心と幸せにつなげる重点施策、子ども・子育て支援政策、高齢者施策、持続的に発展するまちづくり、デジタル技術の活用、組織改革の推進の五つが挙げられました。特に地域コミュニティの活性化は、町会の事情が異なる点に着目した細やかな取組が予定されており、課題の把握と支援策が各地域、各町会に寄り添ったオーダーメイド型支援プログラムになると期待できます。また、子ども・子育て世代に関する支援策は、出産、育児、学び、選択まで、必要な支援策が新規拡充とともに積極的な課題解決の施策が盛り込まれました。中でも点在する遊び場の情報を、今後は全庁で共有しながら計画に生かすとのことでした。中高生への経済的支援は、子育て世代の経済的負担が物価高騰対策でますます大きくなる中、これまで支援が薄かった中高生世代に焦点を当て、月額1万5,000円を支給するという画期的であります。しっかりと効果検証を行ってほしいと思います。他方、こうした積極的な支援策に関する質疑で、施策の立案過程で事前の確認不足が明らかになりました。施策化への準備がタイトなこともあるかもしれませんが、新規の予算案についてはしっかりと各種確認を実施していただくことを改めてお願いします。

最後に、第4次基本構想が掲げる将来像の実現には、組織改革の推進が肝要です。区長をはじめ、特別職、管理職のリーダーシップで組織変革を本気で推進していただくことに期待を込めて、予算に賛成いたします。

○岩佐委員長 はい。

ほかに意見発表のある方は。

田中委員。

○田中委員 いいですか。千代田区議会国民民主党会派より、令和7年度予算に対する賛成の立場から意見を申し上げます。

本年度の予算は総額894億4,507万円と過去最大規模となっており、区政の重要課題に対する取組、特に子ども・子育て支援施策、高齢者施策、文化スポーツ・芸術、地域振興、地域コミュニティの推進、デジタル技術の活用といった施策を軸とした充実した予算編成は、区民の皆様の暮らしを支える重要な取組であると考え、賛意を表明いたします。

一方で、過去最大規模の予算を計上するに当たり、引き続き物価高騰の影響や国民負担の上昇が国民生活に深刻な影響を及ぼしている現状を踏まえ、年齢制限、所得制限のない全区民に対する一律の支援策の拡充、中小企業や商店街の支援策の強化により、地域経済の活性化と区民生活の安定を図ることなど、千代田区が住み続けたいまちとしての魅力を維持するためにも、国の対応を待たずとも、本区として主体的に取り組んでいただき、過去最高となる増収分を納税者に還元すべく、今後の予算執行において、税金を使う側ではなく納める側の立場に立った全区民応援支援策の充実を強く求めます。

千代田区が掲げる「伝統と未来が調和し、躍進するまち」の実現に向け、これらの施策が区民一人一人の安心と豊かさにつながることを期待し、令和7年度予算案に賛成いたします。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 今回の予算議会は、千代田区が官製談合事件の全容に向き合い、事実を把握し、職員が安心して働ける職場、そして区民が安心して行政と話し合える環境、法に基づき、真実に向き合い、区民のための区政を立て直すことができるかどうか問われていました。逮捕から1年、事実解明に歩みを進めない中で、1人の区議が刑事確定記録を閲覧し、その内容を議会に報告し共有しようとしたのは、報告書にあった副区長が関与したと認め得る事実は確認できなかったとする結論が事実と反していたことを立証していました。通常であれば、千代田区はこれを聞いて、もし本当なら大変なことだと東京地検に確認に行くべきところ、全く興味も示さないということは、実は十分知った上で隠蔽していたと言われても仕方のない状況であるということに強い失望を感じました。「副区長の指示命令があったとはいえ」という判決文の量刑理由は、法律家に問えば、司法において事実認定がされなければ量刑理由に記載されないと一致する見解です。専門家会議は初めに結論ありきとして、元副区長のヒアリングもしていながら、異なる報告書を区民に発表したとすれば大きな問題となります。官製談合は、区民のための公正な入札を妨害したという重い罪です。これを、個人が行ったこととして、事実を自白した元職員に罪をなすりつけようとしたような事柄。今回、令和7年予算に当たり、千代田区の組織風土の在り方を、これを変えなければならない。個人がやったのか組織としてやったのかが争点であったと考えます。供述記録はそのための重要な資料であるにもかかわらず、事実を確認しようもしない樋口区政の問題は根が深過ぎると思いました。

高い固定資産税を支払い、文化を担い、財政力から、千代田区がこのままでは、信頼される千代田区となる道は程遠いと思いました。保育園でも特養でも有償で貸し付けている千代田区が、ミッドタウン日比谷だけはエリマネに255億相当の高額な広場を無償で貸し付け、これに対する元区議の血の出るような努力で訴訟を貫き、区民の財産を区民のものとして担保し、余剰金を区民のものと確認した覚書に区長の判こを押しておきながら、何の反省の弁もない副区長の姿勢に、権力の横暴を感じてしまいました。とはいえ、区政は立ち止まることはできないので、修正すべきことは修正し、そして区民にとってよりいいことを一つでも進めていただきたいことを要望し、反対の立場の討論といたします。

以上です。

○岩佐委員長 はい。

ほかに。

春山委員。

○春山委員 千代田区議会日本維新の会議員団として、令和7年度千代田区各会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本予算を賛成するに当たり、令和7年度予算にはまちづくり支援ステーションの構築や地域のスマート化、デジタル化の一層の推進、こどもカルテの作成、公立・私立にかかわらず子どもたちの声を聞く仕組みをつくること、高齢者の新たな地域の居場所づくり、次世代型ソーラーセルの活用検討開始といった環境政策の推進など、区民生活の安心と幸せにつながる事業の取組を高く評価いたします。また、総括質疑の中で、縦割りの個別事業に取り組むだけでなく、区民の声を聞き、地域課題の解決に部署横断的に取り組んでいくことも確認いたしました。しかしながら、改善を求める事項についても明らかになりました。

まず、現状においては、潤沢な資産を保有していたり、外国籍や税負担が免除されている住民にも制限なく給付金が支出されていることが明らかになり、給付事業に係る事務手数料のコスト削減にも課題が残ります。マイナンバーと給付金受取口座番号のひもづけが推進されていれば、支給サイドと受給サイドの数多くの手間が省けるはずで、また、受益者、区民にとっては、予算の公平性、公明性が担保されているかを明らかにすることも必要であり、DXのさらなる推進により、税の流れの可視化、行財政の可視化を進めることが不可欠です。さらに、庁内挙げて2050年ゼロカーボン、ゼロウェストに向けて取り組んでいくことが必要です。そのためにも、令和4年度会計歳入歳出決算時にも附帯意見として述べさせていただきましたが、ここ数年執行残額が100億近くと、大きな額が続いています。3年で行政サービス100%のオンライン化を達成し、職員の業務軽減と区民生活の利便性向上、財政の無駄の削減を実現するためにも、これを執行残とせず、伸び代予算という形でDX推進の予算とし、ほかの予算のDXで削減した分をDX予算に組み込んでよいものとするのも柔軟に考えられてもよいと思います。また、海外の先例事例を視察、調査し、スピーディーに政策立案につなげ、先駆的な自治体となることを期待したいと思います。

私どもは執行機関の職員の方々が個々個別の事業の遂行を日々努力されていることを十分理解した上で、区民の豊かさにつながるシチズン・セントリックな行政を目指していただきたい。障害となる事項に関しては、基礎自治体である本区から都や国への提言を積極的に行うボトムアップ型の体制づくりを求め、今回の予算案に賛成いたします。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 官製談合事件をやってしまったことは仕方がないという気はさらさらないが、不正な犯罪を犯してしまったこともさることながら、その後の対応がすこぶる悪い。千代田区は組織のうみを出し切るチャンスであったのに、それをみすみす逃してしまった。公的な書類に元副区長の関与が明記されているのに、それすらも認めようとしない千代田区は、組織ぐるみの犯罪を犯していた疑念が晴れない。さらに、公民権停止中の元区議に投票所入場整理券を、一度ならず二度までも半年間にもわたって送付していたことについても、部長は職員を注意するにとどまり、区長は自ら責任を取るところか、何の発言もせずだんまり状態で、部長も区長も何の責任も取ろうとしない。挙げ句の果てに、それらを追及する議員に対し質問権を制約し、行政に不都合な質問を封じようとする区長からの書面交付という暴挙。これらは断じて許すことができないし、この風土は根本から変えなければならない。よって、当該書面6千政総務発第886号の撤回と謝罪を強く要求しつつ、本予算案に反対する。

○岩佐委員長 はい。ほかに討論は。（「なし」「あ、ある」と呼ぶ者あり）はい。池田委員。（発言する者あり）池田委員。（発言する者あり）

○池田委員 いいですか。はい。令和7年度千代田区各会計予算案について討論いたします。

「未来を拓き、区民生活の安心と幸せにつなげる予算」として編成された令和7年度予算は、三つの特別会計を含め予算総額894億4,507万円となり、過去最大の予算となりました。

公園・児童遊園の整備では、飯田橋こどもの広場について詳細な調査が行われない中で、

機能特化型の施設整備を行うことが明らかになりました。限られた区有地の有効活用が求められる中で、精緻な需要調査と検討の積み上げが必要と考えますが、残念ながら、この件に限らずそれらが欠けているケースが、本予算策定の過程において散見されています。今後、予算の執行に当たっては、正確な区民ニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、一旦立ち止まる勇気も必要であることを指摘いたします。

また、箱根千代田荘と軽井沢少年自然の家については、令和7年度解体設計の予算が計上されています。一旦更地にした後、様々な手法で今後の利活用を検討していくこととなりますが、これまでの決議や議会での議論を踏まえ、一日でも早く区民のための活用をされることを期待いたします。

執行機関には、予算執行を速やかに進めるためにも、今後は区民代表である議会へのさらなる丁寧な説明、報告をすることを求め、令和7年度各会計予算案に賛成いたします。

○岩佐委員長 ほかに討論はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、当初予算案に関する意見発表を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。

最初に、議案第4号、令和7年度千代田区一般会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩佐委員長 小枝委員、牛尾委員、岩田委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号、令和7年度千代田区国民健康保険事業会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩佐委員長 牛尾委員、岩田委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号、令和7年度千代田区介護保険特別会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩佐委員長 牛尾委員、岩田委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定しました。

続けて、議案第7号、令和7年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩佐委員長 牛尾委員、岩田委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査を全て終了しました。

終わりに、議長からご挨拶をお願いします。

○秋谷議長 予算特別委員会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

岩佐りょう子委員長、小林たかや副委員長、西岡めぐみ副委員長、林則行副委員長を

じめ、委員の皆様には、分科会及び総括質疑で熱心に審査をしていただき、誠にありがとうございました。また、理事者の皆様もご協力いただき、ありがとうございました。

執行機関におかれましては、当予算特別委員会での貴重な議論の中で出された指摘事項について今後の区政運営に反映されるよう努めていただくとともに、真摯に予算執行していただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

○岩佐委員長 続けて、区長よりご挨拶を頂きます。

○樋口区長 予算特別委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員各位におかれましては、この間の慎重かつ精力的なご審議、大変お疲れさまでございました。

先日の議案第1号から第3号の令和6年度補正予算に関する3議案、そして、本日の議案第4号から第7号の令和7年度千代田区各会計予算につきまして、賛成多数をもってご議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

ご審議の中で頂きましたご意見、ご指摘につきましては、執行機関として真摯に受け止めまして、公平、公正な執行に努め、区議会の皆様と両輪となって、今後の区政運営に努めてまいります。

結びに、委員長、岩佐りょう子議員、副委員長、小林たかや議員、西岡めぐみ議員、林則行議員のご尽力に感謝を申し上げますとともに、委員各位に心より御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

○岩佐委員長 最後に、私より一言ご挨拶申し上げます。

長時間にわたりのご審査、本当にありがとうございます。特にこの限られた日程の中で、私の拙い委員会運営の中で、皆様にはたくさんご協力を頂きました。本当にありがとうございます。

以上で、予算・決算特別委員——あ、違った。失礼。予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後8時25分閉会